

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 6 年 2 月 2 8 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第1号）

令和6年2月28日

開 会	午前9時30分
日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	市長の施政方針
日程第5	議案第1号 専決処分の承認を求めることについて (岩出市手数料徴収条例の一部改正)
日程第6	議案第2号 専決処分の承認を求めることについて (令和5年度岩出市一般会計補正予算第5号)
日程第7	議案第3号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人 情報の提供に関する条例の一部改正について
日程第8	議案第4号 岩出市公民館設置及び管理条例等の一部改正について
日程第9	議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第10	議案第6号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第11	議案第7号 根来寺遺跡展示施設管理条例の一部改正について
日程第12	議案第8号 岩出市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改 正について
日程第13	議案第9号 岩出市介護保険条例の一部改正について
日程第14	議案第10号 ねごろ歴史資料館設置及び管理条例の一部改正について
日程第15	議案第11号 旧和歌山県議会議事堂管理条例の一部改正について
日程第16	議案第12号 岩出市水道事業の設置等に関する条例及び岩出市下水道事 業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第17	議案第13号 岩出市水道事業給水条例の一部改正について
日程第18	議案第14号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第19	議案第15号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第6号）
日程第20	議案第16号 令和5年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第21	議案第17号 令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第22	議案第18号 令和5年度岩出市水道事業会計補正予算（第4号）
日程第23	議案第19号 令和5年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）

- 日程第24 議案第20号 市道路線の認定について
- 日程第25 議案第21号 ねごろ歴史の丘物販・情報施設の指定管理者の指定について
- 日程第26 議案第22号 ねごろ歴史資料館便益施設棟の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第23号 令和6年度岩出市一般会計予算
- 日程第28 議案第24号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計予算
- 日程第29 議案第25号 令和6年度岩出市介護保険特別会計予算
- 日程第30 議案第26号 令和6年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第31 議案第27号 令和6年度岩出市墓園事業特別会計予算
- 日程第32 議案第28号 令和6年度岩出市水道事業会計予算
- 日程第33 議案第29号 令和6年度岩出市下水道事業会計予算

○田中議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、令和 6 年第 1 回岩出市議会定例会を開会いたします。

会議に先立ちまして、さきの令和 6 年能登半島地震による災害でお亡くなりになられた方々と、そのご遺族に対し、衷心より追悼の意を表しますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。また、一日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

つきましては、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りし、黙祷をささげたいと思います。

議場内の皆様、ご起立をお願いいたします。黙祷。

( 黙 祷 )

○田中議長 黙祷を終わります。

皆様、ご協力ありがとうございました。ご着席ください。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、市長の施政方針、議案第 1 号から議案第 29 号までの議案 29 件につきましては、提案理由の説明です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 会議録署名議員の指名

○田中議長 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 81 条の規定により、6 番、尾和正之議員及び 7 番、福岡進二議員の両名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 2 会期の決定

○田中議長 日程第 2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 22 日までの 24 日間とすることにご異議ありませんか。

( 「異議なし」 の声あり )

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から 3 月 22 日までの 24 日間と決しました。

日程第3 諸般の報告

○田中議長 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に説明員としての出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

次に、本定例会に市長から提出のありました議案等は、配付のとおり、議案29件と報告1件であります。

次に、令和5年第4回定例会から令和6年第1回定例会までの会務の概要は、配付の議長報告書のとおりであります。

次に、令和5年度市議会議長会関係について、事務局から報告させます。

○事務局 市議会議長会関係について報告いたします。

令和6年2月1日木曜日、東京都千代田区の砂防会館別館で全国高速自動車道市議会協議会第50回定期総会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会、会長挨拶、来賓挨拶に引き続き、令和5年2月1日から令和6年1月31日までの事務報告、続いて、令和4年度会計決算、令和6年度活動方針案、理事会開催回数案、令和6年度会議要望活動日程案及び令和6年度予算案について協議を行いました。その後、役員改選、新旧会長挨拶、会長代理の選出及び相談役の委嘱が行われ、最後に、高速道路の整備促進並びに防災対策、老朽化対策及び安全対策等に関する議決を採択して、全国高速自動車道市議会協議会第50回定期総会が閉会されました。

次に、2月7日水曜日、和歌山市のホテルアバローム紀の国で、令和5年度和歌山県市議会議長会第2回総会が開催され、正副議長が出席いたしました。

主な内容は、開会、新任正副議長紹介、会長挨拶、開催地市長挨拶、永年勤続職員表彰に引き続き、和歌山市議会議長の進行で議事が進められました。報告事項として、令和5年7月31日から令和6年2月6日までの会務報告、議案審議として第89回近畿市議会議長会定期総会の支部提案議案について審議、引き続き協議事項では、令和6年度議長会関係役員市の内定について協議を行い、岩出市は和歌山県市議会議長会幹事と全国市議会議長会都市問題に関する特別委員会委員に内定しました。続いて、令和6年度和歌山県市議会議長会総会の開催市と日程について協議を行い、第1回を田辺市で令和6年5月9日に、第2回を橋本市で令和7年2月に開催することを決定しました。最後に、次期総会開催市の田辺市議会議長から挨拶があり、令和5年度和歌山県市議会議長会第2回総会を閉会いたしました。

定期総会終了後、学校法人先端教育機構事業構想大学院大学特任教授、小宮信彦

氏を講師に招き、「マーケティング思考と政策立案」と題する3回連続研修の2回目の研修を受講をしました。

次に、2月9日金曜日、東京都千代田区の都市センターホテルで市議会議員共済会第127回代議員会が開催され、議長が出席いたしました。

主な内容は、開会、会長挨拶の後、静岡県三島市議会議長とともに、議長が会議録署名議員に指名されました。引き続き報告事項として、令和5年6月15日から令和6年2月9日までの事務報告と、令和5年度上半期経理状況及び監査報告、続いて、令和6年度事業計画及び予算案について議案審議を行い、その他で市議会議員共済会、今後の会議予定の説明、また北信越市議会議長会会長から義援金についての報告などの後、市議会議員共済会第127回代議員会が閉会されました。

以上です。

○田中議長 以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 市長の施政方針

○田中議長 日程第4 市長の施政方針を行います。

市長。

○中芝市長 皆さん、おはようございます。

まだまだ寒い日が続いておりますが、議員の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと存じます。また、本日は皆様にご出席をいただき、令和6年第1回岩出市議会定例会を開催できますこと、厚くお礼を申し上げます。

まず先般、能登半島地震により犠牲となられた方々に深い哀悼の意を表しますとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

市といたしましては、既に和歌山県隊の一員として被災地支援に参加しておりますが、今後も可能な限り継続して取り組んでまいります。また、市役所内に、被災者支援のための募金箱を設置しております。議員の皆様をはじめ、市民の皆様にはご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、私ごとであります。1月に左足を骨折し、この間、議員各位にご心配をおかけしましたが、回復に向かっております。今後も市政発展に邁進してまいりますので、皆様方におかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、本定例会に上程しております令和6年度一般会計当初予算案をはじめとする諸議案のご審議をいただくに当たり、市政運営における所信の一端と新年度

における主な施策の概要を申し上げます。

まず、能登半島地震などの災害を踏まえ、明日は我が身ととらえ、危機管理体制の強化と地域防災計画の検証を行い、これまでの取組を見直すとともに、一層の推進を図ってまいります。

また、人口減少についてですが、出生数が20年間で673人から351人に減少していることや、国が提唱する「こどもまんなか社会の推進」などを踏まえ、これまでの取組を一層推進してまいります。

令和6年度当初予算編成についてですが、健全財政の堅持を財政運営の基盤として取り組んでまいります。歳入においては、公平・公正な課税と徴収率の向上による市税の確保をはじめ、国・県補助金、交付金の活用など、また歳出においては、これまで取り組んできた国土強靱化対策、下水道整備、環境対策、観光振興、学力向上、福祉の充実、特に子ども・子育て支援に、引き続き重点を置いた予算を計上しております。

令和6年度の一般会計当初予算案は、対前年度比7.5%増の186億8,250万円で、国土強靱化対策や福祉の充実の推進のため、過去最高額を更新する予算といたしました。また、特別会計などを含めた当初総予算額は352億9,172万6,000円で、対前年比4.5%の増であり、市全体としても過去最高額となる予算であります。

なお、現在、国において令和6年度予算案が審議されているところであり、市の予算編成時において、国・県の動向が不透明な部分もあったことから、必要に応じて補正予算での対応も必要となると考えております。

それでは、続いて主な施策の概要について申し上げます。

まず、消費者行政についてであります。市民が身近に相談できる窓口として、新年度から岩出市役所2階に岩出市消費生活センターを開設をいたします。今後も消費生活業務を充実させるとともに、安全で安心して暮らせるまちを目指して、消費者の利益の擁護及び増進に努めてまいります。

続いて、第3次岩出市長期総合計画の推進についてであります。前期基本計画が令和7年度で満了いたします。令和6年度では、後期基本計画策定に先立って市民満足度調査を実施し、様々な分野で進めてきた施策や事業などに対する市民の満足度と重要度を把握し、今後の市政運営や計画策定に生かしてまいります。

続いて、防災対策についてであります。災害発生時に逃げ遅れ者を出さない、逃げ遅れ者の早期発見につなげるため、地域での避難場所の確定や把握を行い、自主防災組織、区自治会、消防団及び関係機関と連携を取り、初動体制の確立を図っ

てまいります。

続いて、人権政策についてであります。全ての人の人権が尊重される明るい社会を実現するため、岩出市人権施策基本方針に基づき、人権教育、人権啓発を効果的に推進するとともに、令和6年度は人権施策基本方針改定に当たり、市民意識調査を実施いたします。

続いて、国民健康保険と介護保険についてであります。国民健康保険については、将来的に持続可能な国保運営を行うため、また介護保険については、第9期後期高齢者福祉計画、介護保険事業計画に基づき、それぞれ保険税率や保険料等を見直すこととなったことから、本定例会に関係議案を上程しておりますので、ご承認を賜りますようお願いいたします。

続いて、子ども・子育て支援についてであります。少子化対策としての子育て支援は、市民の未来を支える重要な施策です。妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を充実させるため、こども家庭センターを拠点として、妊産婦アクセス支援事業などの新規事業をはじめ、きめ細やかな支援を実施してまいります。

続いて、ドッグラン広場整備事業についてであります。犬を自由に運動させる場を提供し、人とペットの共生した社会をつくるため、大宮緑地総合運動公園の西側駐車場付近にドッグラン広場を整備してまいります。

続いて、クリーンセンターについてであります。令和5年度からクリーンセンターの基幹的設備改良事業に着手しております。令和6年度は、これまでのダイオキシン対策からCO<sub>2</sub>削減に軸足を置いたガス化燃焼炉の改良工事の前倒しも視野に入れ、令和9年度の完成に向け事業を進めてまいります。

続いて、道路整備についてであります。生活道路の環状化事業として、災害時の安全・安心と緊急時の緊急車両通行の確保、また沿線地域の活性化や日常生活における利便性向上を図るため、市道金屋荊本線の整備事業を進めてまいります。令和6年度は、荊本地区において用地取得や道路工事を実施してまいります。

続いて、浸水対策についてであります。今後も農林水産省の国営総合農地防災事業や、県河川の住吉川、根来川のしゅんせつ、改修など、国や県の事業と連携を図り、市内の浸水対策事業を効率的かつ効果的に実施してまいります。

続いて、空き家対策事業についてであります。空き家等の利活用や除却を推進し、管理不全となる空き家等の抑止を図るため、空き家バンク事業及び地域土地再生事業を実施し、周辺生活環境のさらなる保全に努めてまいります。

続いて、住宅耐震化促進事業についてであります。南海トラフを震源とする大



規模地震などの震災に対し、住宅の安全性の向上を図り、地震に強いまちづくりを進めるため、引き続き耐震診断や耐震改修等に対する補助を実施し、住宅耐震化の促進に取り組んでまいります。

続いて、根来寺周辺観光促進事業についてであります。道の駅ねごろ歴史の丘や重要文化財旧和歌山県議会議事堂（一乗閣）をはじめとする地域資源を活かしながら、観光地根来の魅力を伝え、交流人口の増加を図ってまいります。また、築20年を経過した道の駅根来さくらの里に、観光情報発信機能を持たせるとともに、農産物の販売所として、地域の活性化を図れるようにリニューアル工事を進めてまいります。

続いて、岩出駅前活性化事業についてであります。人が集う魅力あるまちづくりには、人が集う場所の活性化が必須であることから、岩出駅前周辺の整備に向けた計画を作成し、県内外の人が行き交うまちの形の構築を目指します。

次に、水道事業についてであります。災害に強い安全・安心な上水道施設の構築に向け、令和4年度から送水管整備事業に着手し、耐震化を含めた老朽改善に併せ、供給地区ごとの需要バランスの適正を図っています。国庫交付金を活用し、令和9年度の第1期事業完成に向け事業を進めており、令和6年度は一部区間の布設工事に着手をいたします。併せて、基幹管路の安全対策として、常時監視が可能な漏水センサーを設置し、重大事故防止に努めてまいります。

中長期的な方針計画に基づき、投資の平準化を図るとともに、水道管路の適正口径へのダウンサイジングによるコスト縮減や漏水箇所早期修復による有収率の向上などの諸施策を講じ、健全経営に努めてまいります。

次に、下水道事業についてであります。新年度は第6期計画区域50ヘクタールの整備を進めると同時に、新たに第7期計画区域184ヘクタールの事業に着手してまいります。また、下水道事業の安定的な運営のため、供給開始区域内の皆様にも早期に接続いただくよう、より一層の啓発活動に努めてまいります。

続いて、学校教育分野についてであります。年次計画的に進めているトイレの改修工事では、根来小学校と岩出中学校の改修を実施をします。また、中学校に引き続き全ての小学校への防犯カメラ設置を行い、安心・安全な教育環境の充実に努めてまいります。

続いて、生涯学習分野についてですが、現在整備を進めております高齢者用スポーツ施設ですが、令和6年8月のオープンに向け準備を進めております。また、本市の文化教育及び観光の拠点施設である旧和歌山県議会議事堂をはじめ、根来寺遺

跡展示施設ねごろ歴史資料館のさらなる利用促進を図るための条例改正議案を上程をしておりますので、ご承認賜りますよう、お願いをいたします。

以上、市政運営における所信の一端と、新年度における主な施策の概要を申し上げましたが、議員並びに市民の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げます。私の施政方針とさせていただきます。

○田中議長 以上で、市長の施政方針を終わります。

市長の施政方針につきましては、会議終了後、その写しを全議員に配付させていただきます。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市手数料徴収条例の一部改正）～

日程第33 議案第29号 令和6年度岩出市下水道事業会計予算

○田中議長 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市手数料徴収条例の一部改正）の件から日程第33 議案第29号 令和6年度岩出市下水道事業会計予算の件までの議案29件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 ただいま議題となりました諸議案について、ご説明を申し上げます。

今回ご審議をお願いする案件につきましては、専決処分の承認を求める案件が2件、条例案件が12件、令和5年度の補正予算案件が5件、市道路線の認定案件が1件、指定管理者の指定案件が2件、令和6年度当初予算案件が7件の29件であります。

まず初めに、専決処分の承認を求める案件についてご説明をいたします。

議案第1号 岩出市手数料徴収条例の一部改正であります。地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を要したものであります。

次に、議案第2号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第5号）であります。既決の予算の総額に2億2,220万円を追加するほか、繰越明許費について補正したものであります。

主な内容は、歳入では、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策に係る事業財源について、歳出では、物価高騰対応重点支援給付金給付事業費について補正したものであります。

続いて、条例案件についてご説明をいたします。

議案第3号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてであります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第4号 岩出市公民館設置及び管理条例等の一部改正についてであります。公共施設予約システムの導入に伴い、公共施設の使用に関する手続等を変更するため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。地方自治法の改正により、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給することに伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第6号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。国民健康保険税の算定について、資産割額を廃止した賦課方式とし、本市が和歌山県に、国民健康保険事業費納付金を納付するために必要な費用を確保するため、国民健康保険健康保険税の税率等の改正をするものであります。

次に、議案第7号 根来寺遺跡展示施設管理条例の一部改正についてであります。施設運営に必要な情報を明記するため、所要の改正をするものであります。

次に、議案第8号 岩出市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正についてであります。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第9号 岩出市介護保険条例の一部改正についてであります。介護保険法に基づく、3年に一度の介護保険事業計画の見直しによる保険料の改定等に伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第10号 ねごろ歴史資料館設置及び管理条例の一部改正についてであります。施設運営に必要な情報を追記する所要の改正をするものであります。

次に、議案第11号 旧和歌山県議会議事堂管理条例の一部改正についてであります。施設運営に必要な情報を追記するとともに、施設使用料について、他の公共施設と同様の価格設定に見直しを行うなど、所要の改正をするものであります。

次に、議案第12号 岩出市水道事業の設置等に関する条例及び岩出市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用する条項の条ずれに対応するため、所要の改正をする

ものであります。

次に、議案第13号 岩出市水道事業給水条例の一部改正についてであります。水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するため、水道法の一部改正が令和6年4月1日に施行されることに伴い、所要の改正をするものであります。

次に、議案第14号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてであります。非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

続いて、令和5年度補正予算案件についてご説明をいたします。

議案第15号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第6号）についてであります。既決の予算の総額に7億6,243万3,000円を追加するほか、繰越明許費及び地方債について補正するものであります。

主な内容は、歳入では、事業の採択等による国・県支出金の事業財源などについて、歳出では、退職手当特別負担金のほか、水道事業会計繰出金、会計年度任用職員報酬引上げに伴う人件費、障害者総合支援給付費、すくすく赤ちゃん紙おむつ等支給事業費、クリーンセンター費における工事請負費、道路新設改良費における工事請負費、小中学校管理費における、監理業務委託料及び工事請負費などについて補正するものであります。

次に、議案第16号 令和5年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。既決の予算の総額に1億878万8,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、療養給付費等の増加に伴う保険給付費等交付金の補正のほか、産前産後保険税軽減繰入金、過年度交付金等の返還金の発生に伴う国民健康保険事業運営基金繰入金について、歳出では、療養給付費等の増加に伴う補正のほか、国民健康保険事業運営基金積立金、過年度交付金等の精算に伴う返還金について補正をするものであります。

次に、議案第17号 令和5年度岩手市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。既決の予算の総額に1,969万3,000円を追加するものであります。

主な内容は、歳入では、地域支援事業費に係る国支出金のほか、保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金、地域支援事業費に係る支払基金交付金、県支出金、一般会計繰入金、介護給付費準備基金繰入金について、歳出では、訪問型サービス事業費のほか、通所型サービス事業費、介護給付費準備基金積立金

について補正するものであります。

次に、議案第18号 令和5年度岩出市水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。既決の収益的収入の予定額から135万6,000円を減額し、既決の資本的収入の予定額に1,599万9,000円を追加するものであります。

主な内容は、収益的収入及び資本的収入において、一般会計負担金について補正するものであります。

次に、議案第19号 令和5年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。既決の収益的収入の予定額から770万円を減額し、既決の収益的支出の予定額から800万円を減額し、既決の資本的収入の予定額から1億2,617万3,000円を減額し、既決の資本的支出の予定額から8,770万円を減額するほか、企業債について補正するものであります。

主な内容は、収益的収入において、一般会計繰入金について、収益的支出において、減価償却費及び企業債利息について、資本的収入において、下水道事業債及び一般会計出資金について、資本的支出において、委託料のほか、補償費、工事請負費、流域下水道建設負担金及び元金償還金について補正するものであります。

続いて、市道路線の認定案件についてご説明をいたします。

議案第20号 市道路線の認定についてであります。開発行為等による帰属道路5路線を市道認定するため、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続いて、指定管理者の指定案件についてご説明をいたします。

議案第21号 ねごろ歴史の丘物販・情報施設の指定管理者の指定について及び議案第22号 ねごろ歴史資料館便益施設棟の指定管理者の指定についてであります。ねごろ歴史の丘物販・情報施設及びねごろ歴史資料館便益施設棟における公平で良質のきめ細やかなサービスの提供と安定した施設運営により、さらなる観光振興を図ることを目的とし、指定管理者による管理を行うため、当該指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続いて、令和6年度当初予算案件についてご説明をいたします。

議案第23号 令和6年度岩出市一般会計予算についてであります。当初予算額を前年度比7.5%増の186億8,250万円とするものであります。

次に、議案第24号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計予算についてであります。当初予算額を前年度比3.5%減の55億1,836万8,000円とするものであります。

す。

次に、議案第25号 令和6年度岩出市介護保険特別会計予算についてであります  
が、当初予算額を前年度比0.03%増の36億9,655万4,000円とするものであります。

次に、議案第26号 令和6年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算についてであ  
りますが、当初予算額を前年度比10.4%増の12億822万5,000円とするものでありま  
す。

次に、議案第27号 令和6年度岩出市墓園事業特別会計予算についてであります  
が、当初予算額を前年度比3.3%減の4,105万8,000円とするものであります。

次に、議案第28号 令和6年度岩出市水道事業会計予算についてであります  
が、当初予算の収益的収入額を前年度比12.5%増の12億1,513万3,000円、収益的支出額  
を12.3%増の11億2,313万4,000円、資本的収入額を16.5%減の3億285万2,000円、  
資本的支出額を2.4%減の10億8,175万円とするものであります。

次に、議案第29号 令和6年度岩出市下水道事業会計予算についてであります  
が、当初予算の収益的収入額を前年度比4.5%増の12億116万5,000円、収益的支出額を  
4.1%増の10億9,586万4,000円、資本的収入額を6.1%増の23億7,693万3,000円、資  
本的支出額を6.1%増の28億4,427万3,000円とするものであります。

以上をもちまして、提出いたしました諸議案の説明とさせていただきます。

何とぞ慎重ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○田中議長 以上で、提案理由の説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○田中議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を3月5日火曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を3月5日火曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時17分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 6 年 3 月 5 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第2号）

令和6年3月5日

|       |         |                                                                                   |
|-------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 開 議   | 午前9時30分 |                                                                                   |
| 日程第1  | 議案第1号   | 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市手数料徴収条例の一部改正)                                            |
| 日程第2  | 議案第2号   | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和5年度岩出市一般会計補正予算第5号)                                        |
| 日程第3  | 議案第3号   | 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号<br>の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個<br>人情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 日程第4  | 議案第4号   | 岩出市公民館設置及び管理条例等の一部改正について                                                          |
| 日程第5  | 議案第5号   | 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について                                                           |
| 日程第6  | 議案第6号   | 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について                                                             |
| 日程第7  | 議案第7号   | 根来寺遺跡展示施設管理条例の一部改正について                                                            |
| 日程第8  | 議案第8号   | 岩出市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改<br>正について                                               |
| 日程第9  | 議案第9号   | 岩出市介護保険条例の一部改正について                                                                |
| 日程第10 | 議案第10号  | ねごろ歴史資料館設置及び管理条例の一部改正について                                                         |
| 日程第11 | 議案第11号  | 旧和歌山県議会議事堂管理条例の一部改正について                                                           |
| 日程第12 | 議案第12号  | 岩出市水道事業の設置等に関する条例及び岩出市下水道事<br>業の設置等に関する条例の一部改正について                                |
| 日程第13 | 議案第13号  | 岩出市水道事業給水条例の一部改正について                                                              |
| 日程第14 | 議案第14号  | 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について                                                         |
| 日程第15 | 議案第15号  | 令和5年度岩出市一般会計補正予算(第6号)                                                             |
| 日程第16 | 議案第16号  | 令和5年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)                                                       |
| 日程第17 | 議案第17号  | 令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第4号)                                                         |
| 日程第18 | 議案第18号  | 令和5年度岩出市水道事業会計補正予算(第4号)                                                           |
| 日程第19 | 議案第19号  | 令和5年度岩出市下水道事業会計補正予算(第3号)                                                          |
| 日程第20 | 議案第20号  | 市道路線の認定について                                                                       |
| 日程第21 | 議案第21号  | ねごろ歴史の丘物販・情報施設の指定管理者の指定につい<br>て                                                   |
| 日程第22 | 議案第22号  | ねごろ歴史資料館便益施設棟の指定管理者の指定について                                                        |



|       |        |                       |
|-------|--------|-----------------------|
| 日程第23 | 議案第23号 | 令和6年度岩出市一般会計予算        |
| 日程第24 | 議案第24号 | 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計予算  |
| 日程第25 | 議案第25号 | 令和6年度岩出市介護保険特別会計予算    |
| 日程第26 | 議案第26号 | 令和6年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第27 | 議案第27号 | 令和6年度岩出市墓園事業特別会計予算    |
| 日程第28 | 議案第28号 | 令和6年度岩出市水道事業会計予算      |
| 日程第29 | 議案第29号 | 令和6年度岩出市下水道事業会計予算     |

○田中議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、議案第1号から議案第22号まで及び議案第24号から議案第29号までの議案28件につきましては、質疑、常任委員会への付託、議案第23号につきましては、質疑、特別委員会の設置、付託及び委員の選任です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市手数料徴収条例の一部改正）～

日程第22 議案第22号 ねごろ歴史資料館便益施設棟の指定管理者の指定について

○田中議長 日程第1 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市手数料徴収条例の一部改正）の件から日程第22 議案第22号 ねごろ歴史資料館便益施設棟の指定管理者の指定の件までの議案22件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、質疑、答弁とも発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをのらないようお願いいたします。

質疑通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1番目、郁青青クラブ、三栖慎太郎議員、質疑時間50分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

三栖慎太郎議員、議案第7号の質疑をお願いいたします。

○三栖議員 では、議案第7号 根来寺遺跡展示施設管理条例の一部改正について、通告に従い質疑をいたします。

質疑の内容ですが、教育委員会から提出議案となる理由についてお答えください。

○田中議長 答弁願います。

教育総務課長。

○赤井教育総務課長 おはようございます。三栖議員のご質疑にお答えいたします。

教育委員会からの提出議案となる理由としましては、根来寺遺跡展示施設をはじめ、旧和歌山県議会議事堂、ねごろ歴史資料館及び物販施設で構成される道の駅ね

ごろ歴史の丘の各施設については、市長部局において、令和3年4月1日に契約を締結し、3年間の指定管理者制度により指定管理をしてきましたが、令和6年3月31日をもって契約期間が満了することから、市長部局と教育部局で役割分担し、市が直営で管理運営することに伴うものです。

○田中議長 再質疑ありませんか。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 市が直営で管理するとのことでしたが、その判断理由と各施設の所管についてお答えください。

○田中議長 答弁願います。

教育総務課長。

○赤井教育総務課長 三栖議員の再質疑にお答えいたします。

指定管理者を導入した目的は、施設の設置目的である市の観光振興、地域振興の拠点として、民間の手法を導入することで、効率的、効果的にその目的を達成し、市民の利便性に向上を図ることであり、一定の成果を上げることができましたが、施設利用率や地域団体及び自治会を活用する面で課題が浮き彫りとなりました。その課題の解消に向け、市が持つ地域団体や自治会とのネットワークを生かし、連携しながら、市が直営で管理することを判断いたしました。

また、各施設の所管についてですが、教育委員会では、文化教育の拠点施設として、旧和歌山県議会議事堂、根来寺遺跡展示施設及びねごろ歴史資料館を所管とし、産業振興課では、観光の拠点として、物販施設及び情報発信施設を所管とし、より多くの方にご利用いただけるよう運営してまいります。

なお、教育委員会では、これらの施設管理運営に当たり、民俗資料館内にねごろ歴史の丘係を設置し、事業を進めてまいります。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 これで、郁青青クラブ、三栖慎太郎議員の質疑を終わります。

2番目、公明党議員団、玉田隆紀議員、質疑時間50分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

玉田隆紀議員、議案21号の質疑をお願いいたします。

○玉田議員 おはようございます。それでは、議長の許可を得ましたので質疑をしたいと思います。

議案第21号 ねごろ歴史の丘物販・情報施設の指定管理者の指定について。

1 点目、応募件数は何件あったのか、お聞かせください。

2 点目に、指定管理者選考委員会における総合評価ですね、この点も併せてお願いいたします。

○田中議長 答弁願います。

産業振興課長。

○竹中産業振興課長 玉田議員のご質疑についてお答えいたします。

1 点目の応募件数については2 者です。

2 点目のねごろ歴史の丘物販・情報施設の指定管理者選定委員会における総合評価については、当該施設や他の公共施設の管理の実績があり、良好な管理運営能力を有していることから、十分な事業効果が期待できる。また、本施設の管理やその他、独自に行う自主事業において、地域の発展や観光振興等に寄与し、地域一体となった運営を行うことが評価され、採点方式200点満点中157点となり、総合評定良となっています。

○田中議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 続きまして、議案第22号の質疑をお願いいたします。

玉田隆紀議員。

○玉田議員 続いて、議案第22号 ねごろ歴史資料館便益施設棟の指定管理者の指定について。

1 点目、これもまた応募件数は何件あったのか、お聞かせください。

2 点目に、指定管理者選考委員会における総合評価、この点についてもお聞かせください。

○田中議長 答弁願います。

産業振興課長。

○竹中産業振興課長 玉田議員のご質疑についてお答えいたします。

1 点目の応募件数については1 者です。

2 点目、ねごろ歴史資料館便益施設棟の指定管理者選定委員会における総合評価については、事業について積極的に取り組む姿勢と、これまでの経営経験を生かし、本施設の管理やその他独自で行う自主事業を通して、地域の発展や観光振興等に寄与し、地域一体となった運営を行うことが評価され、採点方式200点満点中132点で、総合評定良となっています。

○田中議長 再質疑ありませんか。

(な し)

○田中議長 これでは、公明党議員団、玉田隆紀議員の質疑を終わります。

3番目、創生岩出、福山晴美議員、質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

福山晴美議員、議案第6号の質疑をお願いいたします。

○福山議員 議長の許可を得ましたので、質疑を行います。

議案第6号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、2点質疑を行います。

1点目は、今回の改正による保険税はどうなるのか。

2点目、資産割を廃止した理由についてお伺いします。

○田中議長 答弁願います。

保険介護課長。

○中井保険介護課長 福山議員のご質疑にお答えいたします。

まず1点目、今回の改正により保険税はどうなるのかにつきましては、被保険者1人当たり平均で年間6,208円の負担減となります。

続いて、2点目、資産割を廃止した理由ですが、資産割については、和歌山県国保運営方針において、令和9年度までの期間で、資産割を廃止した3方式に統一することを目指すこととされていることから、本市においても段階的に縮小する方向で進んでおりました。しかし、今回、令和6年度の国保事業費納付金額が対前年度約1億4,000万円減額し、現行の保険税率等を下げられる見込みとなったため、国保運営協議会において、資産割を段階的に縮小する案を含む計3案についてご審議いただきました。その結果、資産割は国保事業費納付金額が減額した今回に前倒しして廃止するのが、資産割減額に伴う国保被保険者への影響を最小限に抑えることができるとの結論に至ったため、資産割を廃止するものです。

○田中議長 再質疑ありませんか。

福山晴美議員。

○福山議員 1点お伺いします。

今回、保険税は下がるということですが、今後の見通しをお聞きします。

○田中議長 答弁願います。

保険介護課長。

○中井保険介護課長 再質疑にお答えいたします。

保険税率等の改正は、県が決定する納付金額により行うこととなります。1人当

たりの医療費が増加傾向である状況から、今後、納付金額が増加した場合、保険税率等の引上げを検討しなければならない可能性はありますが、その場合においては、令和5年度末で1億2,559万2,591円残高見込みとなる国保基金を有効活用し、国保被保険者の負担緩和が図れるよう対応していきたいと考えております。

なお、基金が枯渇した場合の対応については、今後の課題と捉えております。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 続きまして、議案第9号の質疑をお願いいたします。

福山晴美議員。

○福山議員 議案第9号 岩出市介護保険条例の一部改正について、2点お伺いします。

1点目、今回の改正で保険料はどうなるのか。

2点目、保険料設定に関する介護保険事業計画等策定委員会での審議の主な内容をお聞きします。

○田中議長 答弁願います。

保険介護課長。

○中井保険介護課長 福山議員のご質疑にお答えいたします。

まず1点目、今回の改正で保険料はどうなるのか、につきましても、保険料基準月額が6,020円に据置きとなります。また、低所得者の保険料抑制を図る趣旨による介護保険法施行令等の改正により、保険料率段階が13段階に見直しされたことから、本市も現行の11段階から13段階に改正しております。この改正により、非課税世帯となる第1段階から第3段階の保険料額は減少し、住民税課税世帯となる第4段階から第8段階までは据置きとなり、住民税課税世帯のうち、本人の所得が320万円以上の第9段階以上については一部を除き、保険料額が上がることとなります。

続いて、2点目、保険料設定に係る介護保険事業計画等策定委員会での審議の主な内容についてお答えいたします。

介護保険事業計画等策定委員会において、保険料案を計5案提示いたしました。6,020円は、介護給付費準備基金残高約5億円の20%に当たる1億円の基金を取り崩す案となっておりますが、委員からは据え置くことで、被保険者の負担増を抑えられるという意見や、今後の高齢者、要介護認定者の増加を見据え、基金は保有しておかなければならない等の意見があり、ご検討いただいた結果、基金の80%を留保でき、かつ被保険者の負担増を抑えられる案である6,020円に据え置くこととな

ったものです。

○田中議長 再質疑ありませんか。

福山晴美議員。

○福山議員 1点お伺いします。

保険料基準月額は何置きということですが、今後の見通しをお伺いします。

○田中議長 答弁願います。

保険介護課長。

○中井保険介護課長 福山議員の再質疑にお答えいたします。

今後急速に高齢化が進んでいくことが見込まれる状況において、介護保険料の引上げを検討しなければならなくなることが予想されますが、その場合においても、介護給付費準備基金を有効活用し、被保険者の負担緩和が図れるよう対応していきたいと考えております。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 続きまして、議案第11号の質疑をお願いいたします。

福山晴美議員。

○福山議員 議案第11号 旧和歌山県議会議事堂管理条例の一部改正について、3点お伺いします。

1点目に、使用料が改正されている理由は。

2点目、算出基礎は。

3点目に、旧和歌山県議会議事堂の施設使用に際し、公民館と同様に減免措置はあるのかをお伺いします。

○田中議長 答弁願います。

教育総務課長。

○赤井教育総務課長 福山議員のご質疑にお答えいたします。

1点目、使用料が改正されている理由は、については、公共施設の使用料について、全体的な見直しを行う条例の一部改正の議案が本定例会へ上程されています。本議案の現行条例では、会議室での冷暖房設備を利用した場合、2割増しの料金設定としておりましたが、冷暖房設備の利用分を使用料に含めることで、年間を通じて適切な利用環境を保つことが、利用者にとってメリットになるとの判断から、使用料を改正するものです。

続いて2点目、算出基礎は、については、議場は1時間単価4,000円、接見室は

1 時間単価800円、議員休憩室は1 時間単価1,600円として、午前の部が3 時間、午後の部が5 時間、夜の部を4 時間として、1 時間単価に所要時間及び消費税率を乗じた金額としています。

3 点目、旧和歌山県議会議事堂の施設使用に際し、公民館と同様に減免措置はあるのか、については、規定の岩出市公共施設使用料減免対象団体登録要綱に、旧和歌山県議会議事堂を追加し、減免措置を行う予定です。

○田中議長 再質疑ありませんか。

福山晴美議員。

○福山議員 では1 点だけ。旧和歌山県議会議事堂の施設使用に際し、どのような団体が減免対象となるのかをお聞きします。

○田中議長 答弁願います。

教育総務課長。

○赤井教育総務課長 福山議員の再質疑にお答えいたします。

旧和歌山県議会議事堂管理条例施行規則第7 条第1 項各号において、減免対象とする事業を明確にしております。指定管理が終了し、市が直営することで、文化教育の拠点施設としての利用率向上に向け、同規則第7 条第1 項第4 号に規定するねごろ歴史の丘観光推進協議会が主催または共催する事業を岩出市公共施設使用料減免対象団体登録要綱第3 条に規定する要件を満たした団体等が主催・共催する事業に改める一部改正を行う予定としております。ただし、旧和歌山県議会議事堂は、国の重要文化財に指定されていることから、減免対象となる事業は、それぞれの団体の成果の発表や展示の場とする事業に限り、減免対象としたいと考えております。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

(な し)

○田中議長 これで、創生岩出、福山晴美議員の質疑を終わります。

4 番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員、議案第4 号の質疑をお願いいたします。

○増田議員 議案第4 号 岩出市公民館設置及び管理条例の一部改正について、5 点お伺いをしたいと思います。

まず1 点目は、公共施設予約システムの導入と条例改正の必要性との関係は、どう関連しているのかという点。また、料金改定せずに、今回のシステムの導入というのはできなかったのかどうか、この点をまずお聞きします。



2点目は、公共施設の予約システムの導入開始ですね、このスケジュールと市民に対しての説明、周知方法についてどのように考えているのかという点、お聞きしたいと思います。

3点目としては、このシステムの導入によって、経費の節減というものとなるものなのかどうかと。また、電子決済というような形のものができるようになるのかどうかという、この点をお聞きします。

4点目としては、今回、1時間当たりの額の均等化を行うんだとしているんですが、その理由についてお聞きをしたいと思います。

5点目としては、冷暖房の使用については、改定料金の中に含まれているという形になるのかどうか、この点をお聞きをしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 増田議員のご質疑にお答えします。

ご質疑の1点目、4点目、5点目について、一括してお答えさせていただきます。

現在、公共施設の使用申請は、冷暖房設備の利用を選択することとなっております。予約システムで申請する場合に、操作が煩雑になることを避けることや、ほとんどの申請が冷暖房設備の利用を選択されていることから、料金改定を行うことといたしました。また、これまで昼間と夜間の使用料に違いがありましたが、公共施設の維持管理費は昼夜でほとんど差異はないと考えられることから、1時間当たりの額を均等化する改定を行うものです。

次に、2点目のご質疑についてお答えいたします。

市民の方にインターネット予約を開始していただけるのは、令和6年9月を予定しております。周知方法としては、広報紙、公共施設へのポスター掲示、ウェブサイト、メール配信、ライン配信のほか、開始前に貸館を利用される方に、窓口予約時に周知させていただく予定にしております。

次に、3点目のご質疑についてお答えいたします。

本システムの導入は、利用者の方がご自身のスマートフォン等でインターネットを活用し、公共施設の空き状況の確認や予約ができることにより、予約のための来庁が不要になることや、窓口の混雑緩和など、利用者の方の利便性の向上を図ることを目的としております。

なお、電子決済については、開始時点での予定はございませんが、今後の検討課題であります。

以上です。

○田中議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今回のこの条例によって、利用者の負担ですね、利用者の負担というのは、条例改正でどのようになるのかという点、この点をお聞きをしたいと思います。

それと、スマートフォンで空き状況の利用が確認できるんだという形なんですけど、インターネットで使った場合に、画面上でどのような形で、空いているとか、詰まっているとか、時間帯が開いているとか、詰まっているとかという、それをどのような形で分かりやすく、予約される方に対して、一目瞭然というのかな、そういう形で見られるような形に、市としては考えておられるのか。これもしやっの場合に、各公民館ごとにもしていかなあかん形に多分なると思うので、その辺のところは、市として、画面上でどのような形で対応していこうというふうに考えておられるのかという点、この点だけちょっとお聞きをしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

総務課長。

○西浦総務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

利用者負担に関しましては、時間単価にすることで、午前、午後、夜間、要ることになりますけれども、ほとんどの方が減免対象の方の使用申込みのために、利用負担のほうは増えることはないと考えております。

それから、夜間のほうが単価的には高くなっておりましたが、午前中の単価を超えることのないよう単価の設定をしておりますので、有料の利用の方に関しても負担が増えることはないと考えております。

それから、スマートフォン等を利用した場合の画面の設定に関しましては、全ての方が利用しやすいような画面になるよう設定のほうしていきたいと考えております。

以上です。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 続きまして、議案第6号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第6号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について、2点お伺いしたいと思います。

1点目は、資産割額の廃止によって、国保利用者に対しての影響額、これについてどのような状況になるのかという点。

それと、増額世帯になる世帯と減額世帯、この状況について、条例改正でどのような状況になっていくのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

保険介護課長。

○中井保険介護課長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

まず1点目、資産割額廃止による国保利用者への影響額について、被保険者1人当たりの平均では、改正により年6,208円の負担減となります。

具体的に、幾つかのケースをご説明しますと、まず固定資産税がかかっていないケースでは、所得が43万円以下の世帯は、単身世帯では年400円の減、夫婦2人世帯では年500円の増、夫婦と子供1人の3人世帯では年600円の増となります。次に、所得100万円の世帯は、単身世帯で年3,200円の減、夫婦2人世帯では年1,200円の減、夫婦と子供1人の3人世帯では年900円の減となります。次に、所得300万円の世帯は、単身世帯で年1万200円の減、夫婦2人世帯では年7,300円の減、夫婦と子供1人の3人世帯では、年6,800円の減となります。

続いて、固定資産税が5万円かかっているケースをご説明しますと、資産割廃止により所得が43万円以下の世帯は、単身世帯では年1万3,100円の減、夫婦2人世帯では年1万2,300円の減、夫婦と子供1人の3人世帯では年1万2,200円の減となります。次に、所得100万円の世帯は、単身世帯では年1万6,000円の減、夫婦2人世帯では年1万3,800円の減、夫婦と子供1人の3人世帯では年1万3,600円の減となります。次に、所得300万円の世帯は、単身世帯では年2万3,000円の減、夫婦2人世帯では年2万100円の減、夫婦と子供1人の3人世帯では年1万9,500円の減となります。

続いて、2点目、増額世帯、減額世帯の状況については、今年度資格を有している国保世帯計7,754世帯で試算したところ、増額世帯は486世帯、減額世帯は7,268世帯となっております。

○田中議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今回の議案の中で、先ほども出席された方の中にも言われてたんですが、県に対する納付金ですね、これが大幅に減ったことによって、今回、条例改正をするんだということでした。基金なんかも活用して、今後運用していくんだというこ

とでしたけども、今後、県に対する納付金、これが基金以上必要となった場合、一般会計から繰入れをすると、そういうようなことなんかも市としては考えておられるのかどうか、この点だけちょっとお聞きをしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

保険介護課長。

○中井保険介護課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

国保特別会計に一般会計の繰入れを行って対応するという件なんですけども、平成30年度の国保広域化後、赤字の定義変更により、保険税の上昇を抑制するため、一般会計から法定外繰入れを行った場合、赤字団体とみなされてしまうことから、国保会計の中で国保事業運営を図っていく必要があるため、保険税を抑制するための一般会計からの繰入れを行う考えはございません。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 続きまして、議案第15号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第15号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第6号）、この点については4点お伺いしたいと思います。

まず1点目は、結婚新生活支援事業補助金、これが対象者増という形になっているんですが、当初の見込みより何名増加する形になると見ているのでしょうか。

2点目としては、クリーンセンター費工事請負費というものが1億円を超す大規模改修ということ想定しているんですが、大規模改修の理由についてお聞きをしたいと思います。

3点目は、根来小学校の防球ネットとトイレの工事が計上されているんですが、市としての完了予定時期、これはいつ頃を想定しているのでしょうか。

4点目は、岩出中学校のトイレにおいても予算計上されているんですが、岩出中学校のトイレ改修の完了予定時期、これについてお聞きをしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

子ども家庭課長。

○福田子ども家庭課長 増田議員ご質疑の1点目、結婚新生活支援事業補助金についてお答えします。

対象世帯につきましては、当初予算では、4世帯、240万円を計上しておりましたが、実績見込みで、8世帯、480万円の見込みとなるため、4世帯分の増加とな

ります。

○田中議長 クリーンセンター所長。

○大島グリーンセンター所長 増田議員ご指摘の2点目についてお答えいたします。

グリーンセンター費工事請負費の増額補正の理由ですが、これまでのグリーンセンター運転管理業務委託では、平成30年度から令和4年度まで5年間の長期包括契約としており、点検補修費としての法定点検や年次点検に加え、年間を通じて発生する突発修繕費も含めておりました。令和5年度は期間的改良工事を控える中で、運転管理業務を単年度契約とし、定期的な点検、保守のみを予算計上したもので、突発的な修繕工事を除いておりました。

しかしながら、経年により、ごみ焼却施設のガス化溶融炉耐火物のほか、各設備に突発的な補修が複数生じたことから対応したものであります。

なお、期間的改良工事を見据えた最小限の修繕による補正としております。

○田中議長 教育総務課長。

○赤井教育総務課長 増田議員ご質疑の3点目と4点目について、一括してお答えします。

根来小学校の防球ネットについては令和6年9月末、根来小学校及び岩出中学校のトイレ改修工事については、それぞれ令和6年度未完了を予定しております。

○田中議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田山議員 1点だけお伺いをしたいと思います。

1番目の結婚新生活支援事業の件なのですが、今回補正で増額されてきている中で、令和6年度予算ですね、6年度予算の当初の予算では240万円という形になっているんですが、市としては、予算査定のときですね、どのような形、実際には増額予定というような形で増えてきている中で、来年度の予算の中で、昨年と同じ形の状況として想定されたのはどういう理由なのかという点、この点だけちょっとお伺いしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

子ども家庭課長。

○福田子ども家庭課長 増田議員の再質疑にお答えします。

来年度予算の査定の件なんですけども、時期的に言いますと、去年の秋に来年度予算、査定するんですけども、その際、今年度予算の実績等見込んでまして、去年の4月から10月の補助金の申請件数ゼロ件でございました。11月から1月の間に6

世帯の申請がございましたということもありまして、来年度の当初予算には、この増額分見込めることができませんでしたので、来年度も引き続き実績等見込みながら、補正等で、もしあれだったら対応させていただきたいと考えております。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

以上で、議案第1号から議案第22号までの議案22件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第22号までの議案22件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

しばらく休憩いたします。

午前10時25分から再開いたします。

休憩 (10時10分)

再開 (10時24分)

○田中議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議案第23号 令和6年度岩出市一般会計予算～

日程第29 議案第29号 令和6年度岩出市下水道事業会計予算

○田中議長 日程第23 議案第23号 令和6年度岩出市一般会計予算の件から日程第29 議案第29号 令和6年度岩出市下水道事業会計予算の件までの議案7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、質疑、答弁とも発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1番目、郁青青クラブ、三栖慎太郎議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

三栖慎太郎議員、議案第23号の質疑をお願いいたします。

○三栖議員 議案第23号 令和6年度岩出市一般会計予算。

予算の概要の21ページに記載があるんですが、各小学校防犯カメラ設置事業4,000万円が計上されています。各小学校の防犯カメラの設置台数についてお答えください。

○田中議長 答弁願います。

教育総務課長。

○赤井教育総務課長 三栖議員のご質疑にお答えいたします。

各校への防犯カメラ設置台数は、不審者の侵入対策として、小学校の門と校舎の経路、校舎と他施設の動線、校庭から校舎への進入経路の3点について、各校の学校施設の配置状況に照らし、岩出小学校8台、山崎小学校9台、山崎北小学校8台、根来小学校7台、上岩出小学校4台、中央小学校4台の計40台の予定としております。

なお、各校の台数に差がある要因としましては、施設数が少なく、施設配置が集積されている場合は死角となる部分が少なく、カメラ設置台数が少なくて済むことが上げられます。

○田中議長 再質疑ありませんか。

三栖慎太郎議員。

○三栖議員 1点だけ、運用方法についてお答えをください。

○田中議長 答弁願います。

教育総務課長。

○赤井教育総務課長 三栖議員の再質疑にお答えいたします。

運用方法については、学校への侵入を防止するため、規定の岩出市立小中学校防犯カメラの設置及び運用に関する要綱に基づき、学校敷地の見やすい箇所に設置している旨の表示を行うとともに、管理責任者に校長、管理取扱者を教頭として、像については、捜査機関からの要請と法令に基づく請求があった場合のみ提供するものとして、児童や教職員のプライバシーを侵害することがないように、適切に運用してまいります。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 これで、郁青青クラブ、三栖慎太郎議員の質疑を終わります。

2番目、公明党議員団、玉田隆紀議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

玉田隆紀議員、議案23号の質疑をお願いいたします。

○玉田議員 議案第23号 令和6年度岩出市一般会計予算について、4点質問を行いたいと思います。

まず1点目、4款1項5目のドッグラン広場整備事業についてですが、大宮緑地総合運動公園の西側駐車場付近とは、具体的にどこにあるのか、お聞かせください。また、施設の概要についても、併せてお願いいたします。そして、いつ頃から利用者が施設を利用できる計画なのか、お聞きしたいと思います。

次に2点目、6款1項1目岩出駅前活性化事業についてですが、1点、事業内容についてお聞かせください。

3点目、6款1項2目の道の駅根来さくらの里改修事業について、リニューアルする理由についてお聞かせください。また、どのような形にリニューアルされるのか、お願いいたします。次に、オープン時期はいつ頃を予定しているのか。また、財源内訳についてもお聞かせください。

4点目、9款4項10目のねごろ歴史の丘運営事業について、新たに設置された理由についてお聞かせください。また、組織としての位置づけ及び職員の体制はどのようなになっているのか、お聞かせください。

○田中議長 答弁願います。

生活環境課長。

○伊野部生活環境課長 玉田議員ご質問の1点目についてお答えいたします。

ドッグラン広場の設置場所については、大宮緑地総合運動公園西側駐車場と根来川の間のスペースに設置する計画としております。

施設の概要につきましては、周囲を可動式フェンスで囲み、小型犬用として397平米、中・大型犬用で1,290平米の2面を有し、それぞれに出入り口を設けた施設となっております。また、小型犬用のフェンスは高さ90センチメートル、中・大型犬用は高さ1.2メートルで計画しております。

いつから利用できるかにつきましては、早期に入札を行い、国土交通省と協議を行いながら進めてまいります。

○田中議長 産業振興課長。

○竹中産業振興課長 2点目の岩出駅前活性化事業についてお答えいたします。

事業内容についてですが、駅はまちの顔であり、人が集う場所であります。魅力あるまちづくりには、人が集う場所の活性化が必須であることから、JR西日本と協議を行ってまいりましたが、今回、岩出駅、船戸駅前周辺におけるまちづくりに関する協議が整ったため、令和6年度予算において、岩出駅前周辺の整備に向けた



計画を作成するため、概略設計の委託業務を実施します。今回の計画については、県内外から岩出駅を訪れた観光客に対して、岩出地区公民館内に、市の観光地や観光ルートなどを示す地図やパンフレットなどを配置する観光案内兼休憩所の整備や、泉南市と本市を結ぶ路線バス及び市内を巡回する岩出市巡回バスの拠点となるように、バスの待機所の拡充を図る予定であります。また、岩出駅から岩出地区公民館へ向かう道路沿いに歩道整備を行う予定であります。

続けて、3点目の道の駅根来さくらの里改修事業について、一括してお答えいたします。

平成15年に開設し、築20年経過していることから、老朽化している部分が多くなり、買物客のニーズに合った設備などを導入した施設にリニューアルすることで、人が集い、にぎわいを創出させ、地域を活性化させたいと考えています。具体的には、地場の産品などの魅力が伝わるように、手に取りやすい陳列棚や、省エネに対応した冷蔵庫などを整備することなど、地場産品が購入しやすい店舗に改修します。また、店舗前に上屋を新設することで、果物等の売場面積を拡大します。

さらに、道の駅は旅の疲れを癒し休憩する場所でありますので、本市を訪れた観光客が、市内の観光情報を受発信できる環境を整備します。改修工事については、季節ごとの旬の農作物を楽しみにしているさくらの里ファンを逃がさないため、敷地内に仮店舗を設けて、営業を継続しながら、令和7年3月31日までに完成し、リニューアルオープンする予定です。

また、財源については、内閣府デジタル田園都市国家構想交付金地方創生拠点整備タイプとし、農林漁業の健全な発展と調和の取れた地域活性化基金を活用します。

○田中議長 教育総務課長。

○赤井教育総務課長 4点目のご質疑にお答えいたします。

先ほどの議案第7号 根来寺遺跡展示施設管理条例の一部改正の件についての質疑でご答弁させていただいたとおり、ねごろ歴史の丘の各施設のうち、教育委員会では、文化教育の拠点施設として、旧和歌山県議会議事堂、根来寺遺跡展示施設及びねごろ歴史資料館の施設の効用を最大限発揮していくため、民俗資料館内にねごろ歴史の丘係を設置します。その事業を進めるための予算科目として新たに設置するものです。

次に、ねごろ歴史の丘係での管理運営に係る職員体制としましては、事務長1名、事務員1名、作業員2名の配置を予定しております。

○田中議長 再質疑ありませんか。

玉田隆紀議員。

- 玉田議員 9款、先ほど教育のほうからご答弁いただきましたが、その点について再質を行いたいと思います。

施設の効用を最大限に発揮していくための方策はあるのか、お聞かせください。

- 田中議長 答弁願います。

教育総務課長。

- 赤井教育総務課長 玉田議員の再質疑にお答えいたします。

ねごろ歴史の丘の施設の活用を最大限発揮するため、文化部門、社会教育部門、青少年育成部門、小中学校部門、文化文教ゾーン、観光部門及び行政各部署の代表者で構成するねごろ歴史の丘運営検討委員会を設置し、観光振興、文化振興及び教育振興の推進に関するイベント、行事等の企画、立案及び実施に向け進めてまいります。

- 田中議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

- 田中議長 これで、公明党議員団、玉田隆紀議員の質疑を終わります。

3番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員、議案第23号の質疑をお願いいたします。

- 増田議員 議案第23号 令和6年度岩出市一般会計予算、この点について、8つの点で質疑をしたいと思います。

まず1点目は、令和6年度より、岩出市においても人口減少が予測されるということをおっしゃっていました。岩出市として、今後どう人口減少に対応する施策、これを打ち出していくという考えなのかという点、この点をまずお聞きをしたいと思います。

2点目として、学校給食ですね、この学校給食の無償化という点が全国で進んできている中で、岩出市として、予算査定の中で考え方ですね、どう対応してきたのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

3点目は、子供計画を策定するんだという形で、業務委託をすることになっていますけれども、委託する内容と岩出市独自の特色ある、そういう考えについては、どう市としては考えておられるのかをお聞きをしたいと思います。

4点目については、妊産婦について、支援をするという施策において、妊産婦アクセス支援事業における支援の基準内容、この点について、その内容をお聞きをし

たいと思います。

5点目は、岩出市の駅前活性化事業、長年、市としても取り組んできたわけなんですけれども、構想としてね。改めてこれが始まってきたという形になると思います。その点で、事業を推進していく中のスケジュールと計画の中身、どのような内容を市としては考えているのかという点、この点をお聞きをしたいと思います。

6点目については、道の駅さくらの里、先ほども質疑ありましたけれども、改修工事の内容、この点、改めてちょっとお聞きをしたいと思います。

7点目は、地域防災計画、これも改めて見直す必要があるということが説明されました。その中で、業務のどういうものを検証するんだという、この検証の内容と検証結果が出る時期、これをいつ頃、それを出す考えなのかという点。

最後に、8点目に、これも先ほどありましたけれども、各小学校における防犯カメラ設置の開始時期と管理の体制、この点をどうするのかという点、改めてお聞きをしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

財務課長。

○川端財務課長 増田議員の1点目の質問についてお答えいたします。

令和6年度当初予算につきましては、議員ご質問のとおり、人口減少や少子高齢化の状況を踏まえた子ども・子育て支援を特に推進する事業といたしまして、各種事業を計上させていただいております。

○田中議長 教育総務課長。

○赤井教育総務課長 議員ご質疑の2点目、学校給食における無償化対応についての見解は、についてお答えいたします。

給食費の無償化については、幾度となく本会議で質疑が行われ、直近では令和5年第1回定例会において、本議員から、給食費の無償化の考えはとの一般質問がありました。その際、市単独での補助金や無償化については考えておりませんと、教育長が答弁しており、当初予算には無償化への対応は含んでおりません。

続いて、ご質疑8点目、各小学校における防犯カメラ設置の開始時期と管理の体制はどう対応するのかについてお答えいたします。

開始時期については、年内の稼働を実施してまいります。管理の体制については、学校への侵入を防止するため、規定の岩出市立小中学校防犯カメラ設置及び運用に関する要綱に基づき、適切に運用してまいります。

○田中議長 子ども家庭課長。

○福田子ども家庭課長 増田議員のご質疑の3点目、子供計画策定業務についてお答えします。

まず、委託内容については、令和5年度に実施したニーズ調査結果等を踏まえて、課題の抽出や各種子育て支援事業におけるニーズの評価、計画骨子案及び素案の作成支援、パブリックコメント業務の支援、中学生を対象とした1人1台パソコン版アンケートページの作成、計画書、成果物の印刷、電子データの作成、提供などが含まれております。

次に、市独自の特色のある計画についてですが、国が令和5年12月22日に閣議決定したこども大綱の中で、子供施策を推進するに当たり、子供、若者の社会参画及び意見反映が重要事項として規定されました。市におきましても、子供計画を策定するに当たり、子供や若者の意見表明の機会づくりや意見形成を支援し、子供や若者の声を反映した計画とする方針です。

○田中議長 こども家庭センター長。

○塩中こども家庭センター長 増田議員ご質疑の4点目、妊産婦アクセス支援事業における妊婦支援の基準内容は、についてですが、申請時に岩出市の住民基本台帳に登録されており、令和6年4月1日以後に母子健康手帳の交付を受けた妊婦が対象となります。

母子健康手帳の交付時に、岩出市妊産婦アクセス支援事業補助金申請書兼請求書に必要事項を記入の上、申請し、1回の妊娠につき、一律3万円を交通費として支給するものです。

○田中議長 産業振興課長。

○竹中産業振興課長 5点目の岩出駅前活性化事業についてお答えいたします。

駅はまちの顔であり、人が集う場所であります。魅力あるまちづくりには、人が集う場所の活性化が必須であることから、JR西日本と協議してまいりましたが、今回、岩出駅・船戸駅前周辺におけるまちづくりに関する協議が整ったため、令和6年度予算において、岩出駅前周辺の整備に向けた計画を作成するため、概略設計の委託業務を実施します。

今回の計画については、県内外からの岩出駅を訪れた観光客に対して、岩出地区公民館内に市の観光地や観光ルートなどを示す地図やパンフレットなどを配置する観光案内兼休憩所の整備や、泉南市と本市を結ぶ路線バス及び市内を巡回する岩出市巡回バスの拠点となるように、バスの待機所の拡充を図る予定であります。また、岩出駅から岩出地区公民館へ向かう道路沿いに歩道整備を行う予定であります。

続いて、6点目の道の駅根来さくらの里改修工事についてお答えいたします。

平成15年に開設し、築20年経過していることから、老朽化している部分が多くなり、買物客のニーズに合った設備などを導入した施設にリニューアルすることで、人が集い、にぎわいを創出させ、地域を活性化させたいと考えています。

具体的には、地場の産品などの魅力が伝わるように、手に取りやすい陳列棚や省エネに対応した冷蔵庫などを整備するなど、地場産品が購入しやすい店舗に改修します。また、店舗前に上屋を新設することで、果物等の売場面積を拡大します。

さらに、道の駅は旅の疲れを癒し休憩する場所でありますので、本市を訪れた観光客が市内の観光情報を受発信できる環境を整備します。改修工事については、季節ごとの旬の農産物を楽しみにしているさくらの里ファンを逃がさないため、敷地内に仮店舗を設けて営業を継続しながら、令和7年3月31日までに完成し、リニューアルオープンする予定です。

○田中議長 総務課長。

○西浦総務課長 ご質疑7点目についてお答えいたします。

近年、全国各地で大規模な自然災害が起こり、甚大な被害が発生している事態を受けて、地域防災計画全体について、改善点等の検証を行うことにより、次回の見直しにおいて、地域防災計画の強化充実を図るもので、令和6年度末までを事業期間としております。

○田中議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 5点目の岩出駅前の活性化事業なんですが、この範囲ですね、駅前の活性化事業の市として考えておられる事業範囲、これについてはどのぐらいの範囲を考えておられるのでしょうか。

バスの利用ちゅうんかな、乗り降り、そういう部分を考えると、よくロータリー化という形のようにされているような自治体も多いんですが、駅前のロータリー化、こういうことなんかも含めて、市として考えておられるのか。実際には岩出駅前からどのぐらいの距離の範囲で事業を推進して、市として改善していく方向の考えを持っておられるのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

それと、6点目の道の駅根来さくらの里なんですが、仮店舗を設置して、当初、工事期間中はどうするんだろうかなという思いもあったんですが、仮店舗で営業を続けながらやっていくと。そうすると、今の根来さくらの里の広さの関係でいうと、かなり駐車場そのもの自身も狭まるんじゃないのかなという気もするんですが、駐

車場関係の点については、市としては、工事期間中、どのような対応を取っておられるというのかな、そういうふうには捉えているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

最後に、小学校における防犯カメラなんですが、この防犯カメラを設置することによって、カバーできる範囲ですね、今回、設置するカメラによるカバーできる範囲というのは、どういうところぐらいまでカバーできる、そういうふうにしてしているのかという点、この点をちょっとお聞きしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

産業振興課長。

○竹中産業振興課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

まずは5点目の岩出駅前活性化事業における再質疑の事業範囲についてですが、来年度におきましては、概略設計段階でありますので、関係者と協議の上、それらの範囲等も検討してまいりたいと思います。

続いて、6点目の根来さくらの里における再質疑の駐車場の関係ですが、工事期間中は、やはり駐車場の台数においては減少させざるを得ないので、利用者の方、出荷者の方にはご迷惑かけるかと思いますが、安全を期して、工事等にかかりたいと思っております。

○田中議長 教育総務課長。

○赤井教育総務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

設置する防犯カメラでカバーできる範囲については、というご質問なんですけども、不審者の侵入対策として、小学校の門と校舎の侵入経路、校舎と他施設の動線、校庭から校舎への侵入経路の3点について、死角となる部分を範囲として、効果的に設置をしてまいります。

○田中議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 再質1点目のところをちょっと聞き忘れちゃったんで、再度お聞きをしたいと思うんですが、人口減少というのは、岩出市においても非常に大きな問題、今後の課題になってくると思うんですね。そういう点で、今年度以降、市としての基本的な考え方という点で、今の時点で、今後どのような施策を充実させていかなければいけないのかという点、もし考えておられるような点があれば、その点だけちょっとお聞きをしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

財務課長。

○川端財務課長 増田議員の再々質疑についてお答えさせていただきます。

人口減少対策というのについては、これやったら大丈夫やというような魔法のつえみみたいな対策というのは、ぶっちゃけたところありませんので、地道に、市民にとって住みやすく、魅力あるまちづくりにしていくということしかございませんと考えております。ということで、今後についても、健全財政の堅持を財政運営の基盤としながらも、地方版総合戦略を包括した第3次岩出市長期総合計画を着実に推進し、「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現を目指していきたいと考えております。

○田中議長 市長公室長。

○久嶋市長公室長 市長公室としては、第3次岩出市長期総合計画の前期基本計画は、令和7年度で期間満了のため、令和6年度で市民満足度調査を市民、転居した方を対象に実施する予定としております。そのほか、基本理念の対話と協調に基づき、市政懇談会やパブリックコメントなどにより、市民ニーズの把握に努めるとともに、各分野別計画の取組の方向性と連携を図ってまいります。

○田中議長 続きまして、議案第24号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第24号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計予算について、3点お伺いをしたいと思います。

6年度の国保加入者数と世帯数というのは、どう想定されているのかという点。

それと、国保基金における現在の状況についてどうなっているのかという点。

3点目は、保険給付費の減額というのがあるんですが、この要因について、なぜ6年度はこういうふうになるのかという点、この点だけをちょっとお聞きをしたいと思います。

○田中議長 答弁願います。

保険介護課長。

○中井保険介護課長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

まず1点目、国保加入者人数と世帯数は、については、当初予算において加入者数は1万538人、世帯数は6,447世帯を見込んでおります。

続いて2点目、国保基金の状況は、については、令和5年度末の国保運営基金の残高は1億2,559万2,591円となる見込みです。

続いて3点目、保険給付費の減額理由については、1人当たりの医療費は増加し

ているものの、社会保険の適用拡大や団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行により、被保険者数の減少を見込んでいることから減額予算としております。

○田中議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○田中議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

以上で、議案第23号から議案第29号までの議案7件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第24号から議案第29号までの議案6件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第23号につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、8人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、8人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっておりますので、議長において指名をしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することに決しました。

それでは、委員会条例第8条第1項の規定により、予算審査特別委員会委員に、1番、福山晴美議員、5番、奥田富代子議員、6番、尾和正之議員、7番、福岡進二議員、8番、吉本勸曜議員、9番、大上正春議員、12番、三栖慎太郎議員、14番、増田浩二議員、以上8名を指名いたします。

お諮りいたします。



ただいま予算審査特別委員会に付託いたしました議案第23号の審査につきましては、3月14日木曜日までに審査が終わるよう期限をつけることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会に付託いたしました議案第23号の審査につきましては、3月14日木曜日までに審査が終わるよう期限をつけることに決しました。

ただいま選任いたしました委員の皆様へ通知いたします。

本日、本会議終了後、予算審査特別委員会を招集いたしますので、委員会室において正副委員長の互選をお願いいたします。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長の互選結果につきましては、選出され次第、文書にて報告いたします

~~~~~○~~~~~

○田中議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を3月18日月曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は3月18日月曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(11時02分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 6 年 3 月 1 8 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第3号）

令和6年3月18日

|       |   |
|-------|---|
| 開 議   | 午前9時30分   |
| 日程第1  | 諸般の報告   |
| 日程第2  | 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて<br>(岩出市手数料徴収条例の一部改正)  |
| 日程第3  | 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和5年度岩出市一般会計補正予算第5号)  |
| 日程第4  | 議案第3号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号<br>の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人<br>情報の提供に関する条例の一部改正について |
| 日程第5  | 議案第4号 岩出市公民館設置及び管理条例等の一部改正について  |
| 日程第6  | 議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について   |
| 日程第7  | 議案第6号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について   |
| 日程第8  | 議案第7号 根来寺遺跡展示施設管理条例の一部改正について  |
| 日程第9  | 議案第8号 岩出市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改<br>正について   |
| 日程第10 | 議案第9号 岩出市介護保険条例の一部改正について  |
| 日程第11 | 議案第10号 ねごろ歴史資料館設置及び管理条例の一部改正について  |
| 日程第12 | 議案第11号 旧和歌山県議会議事堂管理条例の一部改正について  |
| 日程第13 | 議案第12号 岩出市水道事業の設置等に関する条例及び岩出市下水道事<br>業の設置等に関する条例の一部改正について                               |
| 日程第14 | 議案第13号 岩出市水道事業給水条例の一部改正について   |
| 日程第15 | 議案第14号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について  |
| 日程第16 | 議案第15号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第6号）  |
| 日程第17 | 議案第16号 令和5年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）  |
| 日程第18 | 議案第17号 令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）  |
| 日程第19 | 議案第18号 令和5年度岩出市水道事業会計補正予算（第4号）  |
| 日程第20 | 議案第19号 令和5年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）   |
| 日程第21 | 議案第20号 市道路線の認定について  |
| 日程第22 | 議案第21号 ねごろ歴史の丘物販・情報施設の指定管理者の指定につい<br>て  |

- 日程第23 議案第22号 ねごろ歴史資料館便益施設棟の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第23号 令和6年度岩出市一般会計予算
- 日程第25 議案第24号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計予算
- 日程第26 議案第25号 令和6年度岩出市介護保険特別会計予算
- 日程第27 議案第26号 令和6年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第28 議案第27号 令和6年度岩出市墓園事業特別会計予算
- 日程第29 議案第28号 令和6年度岩出市水道事業会計予算
- 日程第30 議案第29号 令和6年度岩出市下水道事業会計予算
- 日程第31 議案第30号 副市長の選任について
- 日程第32 議員派遣について
- 日程第33 委員会の閉会中の継続調査申出について

○田中議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第 1 号から議案第 29 号までの議案 29 件につきましては、各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決、議案第 30 号の追加議案につきましては、提案理由の説明、質疑、討論、採決、それと議員派遣の件及び委員会の閉会中の継続調査申出の件です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 1 諸般の報告

○田中議長 日程第 1 諸般の報告を行います。

本日の会議に市長から提出のありました議案は、配付のとおり、議案第 30 号であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第 2 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市手数料徴収条例の一部改正）～

#### 日程第 30 議案第 29 号 令和 6 年度岩出市下水道事業会計予算 いて

○田中議長 日程第 2 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市手数料徴収条例の一部改正）の件から日程第 30 議案第 29 号 令和 6 年度岩出市下水道事業会計予算の件までの議案 29 件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案 29 件に関し、各常任委員会及び予算審査特別委員会の審査の経過と結果につきまして、各委員長の報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長、福岡進二議員、演壇でお願いいたします。

○福岡議員 おはようございます。

総務建設常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3 月 5 日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市手数料徴収条例の一部改正）の件外、議案 15 件です。

当委員会は 3 月 7 日木曜日、午前 9 時 30 分から開催し、総務部門、建設部門の順に審査を実施しました。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市手数料徴収条例の一部改正）、議案第3号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件、議案第4号 岩出市公民館設置及び管理条例等の一部改正について（所管部分）、議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件、議案第12号 岩出市水道事業の設置等に関する条例及び岩出市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正の件、議案第13号 岩出市水道事業給水条例の一部改正の件、議案第14号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件、議案第15号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第6号）の所管部分、議案第18号 令和5年度岩出市水道事業会計補正予算（第4号）、議案第19号 令和5年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）、議案第20号 市道路線の認定の件、議案第21号 ねごろ歴史の丘物販・情報施設の指定管理者の指定の件、議案第22号 ねごろ歴史資料館便益施設棟の指定管理者の指定の件、議案第27号 令和6年度岩出市墓園事業特別会計予算及び議案第29号 令和6年度岩出市下水道事業会計予算、以上15議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第1号は承認、議案第3号、議案第4号の所管部分、議案第5号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号の所管部分、議案第18号、議案第19号、議案第21号、議案第22号、議案第27号及び議案第29号は可決、議案第20号は認定しました。

議案第28号 令和6年度岩出市水道事業会計予算は、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市手数料徴収条例の一部改正）では、電子証明書提供用識別符号で発行する場合の書類及び記載内容は。交付手数料について。戸籍証明書と比べ除籍証明書の金額が高い理由は、について。

議案第3号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件では、質疑はありませんでした。

議案第4号 岩出市公民館設置及び管理条例等の一部改正について（所管部分）では、岩出市農業構造改善総合センター及び岩出市農家高齢者創作館について。岩手市公民館設置及び管理条例で対応できない理由は、について。

議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件及び議案第12号 岩

出市水道事業の設置等に関する条例及び岩出市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正の件では、質疑はありませんでした。

議案第13号 岩出市水道事業給水条例の一部改正の件では、これまで厚生労働省が管轄されてきた理由は。また、新たに国土交通省に移管される理由は。災害に対応した条例改正なのか、について。

議案第14号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件では、今回の条例改正は国の基準等の変更が関係しているのか。補償基礎額について、条例本文に金額が表記されている理由は。また、条文の表記について分かりやすい表記とすることを考えては、について。

議案第15号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第6号）所管部分では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について。国からの指針の内容、使途の基準は。また、交付金は年度内に執行する必要があるのか。番号制度に伴うシステム改修委託について。岩出市のマイナンバーカードの交付率は。那賀消防組合負担金について。人事院勧告に対応する負担額は何名分か、について。

議案第18号 令和5年度水道事業会計補正予算（第4号）では、消火栓の改善予定数は、について。

議案第19号 令和5年度岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）及び議案第20号 市道路線の認定の件では、質疑はありませんでした。

議案第21号 ねごろ歴史の丘物販・情報施設の指定管理者の指定の件では、指定管理者選定委員会での評価結果について、指定管理者に指導助言はどのようにしていくのか。また、評価結果に対する市の見解は、について。

議案第22号 ねごろ歴史資料館便益施設棟の指定管理者の指定の件では、指定管理者に対し指導助言の話し合いの場は持たれるのか、について。

議案第27号 令和6年度岩出市墓園事業特別会計予算では、今後の販売の形態は従来どおりか。また、新たな形態を取り入れる考えは、について。

議案第28号 令和6年度岩出市水道事業会計予算では、給水人口、給水戸数は。基本水量を使用されていない方の現状をどのように見ているのか、について。

議案第29号 令和6年度岩出市下水道事業会計予算では、質疑はありませんでした。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、総務建設常任委員会の報告を終わります。

○田中議長 ご苦労さまでした。

厚生文教常任委員会委員長、奥田富代子議員、演壇でお願いいたします。

○奥田議員 おはようございます。

厚生文教常任委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月5日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度岩出市一般会計補正予算第5号）の件外、議案13件です。

当委員会は、3月11日月曜日、午前9時30分から開催し、厚生部門、文教部門の順に審査を実施しました。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度岩出市一般会計補正予算第5号）、議案第4号 岩出市公民館設置及び管理条例等の一部改正について（所管部分）、議案第6号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正の件、議案第7号 根来寺遺跡展示施設管理条例の一部改正の件、議案第8号 岩出市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正の件、議案第9号 岩出市介護保険条例の一部改正の件、議案第10号 ねごろ歴史資料館設置及び管理条例の一部改正の件、議案第11号 旧和歌山県議会議事堂管理条例の一部改正の件、議案第15号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第6号）所管部分、議案第16号 令和5年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、議案第17号 令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第24号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計予算及び議案第25号 令和6年度岩出市介護保険特別会計予算、以上13議案、いずれも討論はなく、全会一致で、議案第2号は承認、議案第4号の所管部分、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第15号の所管部分、議案第16号、議案第17号、議案第24号及び議案第25号は可決しました。

議案第26号 令和6年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算は、討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

次に、審査の中の主な質疑を報告いたします。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度岩出市一般会計補正予算第5号）では、物価高騰対応重点支援給付金の振込完了件数。送付した通知の返信期限。再通知の予定は。また、今までの給付金の返信率。返信がない場合の理由は、について。

議案第4号 岩出市公民館設置及び管理条例等の一部改正について（所管部分）



では、他市と比べ料金設定が高いという認識は。オンラインで申込みができない方への対応は。予約はいつからか。また、システム化が市民にとって利便性の向上につながっているのか。施設の免除団体の割合は。今後、免除団体は冷暖房設備の使用料は全く取らないということか。改正案について、冷暖房設備の使用料を記載しておいたほうがいいのか、について。

議案第6号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正の件では、医療給付費が減ってきた理由は。国民健康保険税増額世帯の所得はどれくらいか、について。

議案第7号 根来寺遺跡展示施設管理条例の一部改正の件及び議案第8号 岩出市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正の件では、質疑はありませんでした。

議案第9号 岩出市介護保険条例の一部改正の件では、保険料率の階層別人数は。9段階から13段階の方の所得はどれくらいか、について。

議案第10号 ねごろ歴史資料館設置及び管理条例の一部改正の件では、管理するために新たな部署が設置されるとのことだが、人員増か、について。

議案第11号 旧和歌山県議会議事堂管理条例の一部改正の件では、これまでの貸出し状況は。また、免除規定はあるのか。貸出しの申込みはオンライン化になるのか。また、直接の窓口はどこか。今後、指定管理者が指定された場合は入館料を徴収できるということか。指定管理になっても条文はそのまま残るのか、について。

議案第15号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第6号）所管部分では、障害者総合支援給付費について。利用人数が増えた理由は。また、事業所を含め、受皿は整っているのか。放課後等デイサービスについて。教育部門と連携を取っているのか。児童教育保育費の会計年度任用職員報酬はどのような職種か。また、総人数及び年齢構成は、について。

議案第16号 令和5年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）では、一般被保険者療養給付費について、難病の方の給付費が増えているとのことだが、対象者は何名か、について。

議案第17号 令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）では、質疑はありませんでした。

議案第24号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計予算では、国保から後期への推移は。また、国保加入者数はどうなっていくのか。国民健康保険税の歳入予算の減少理由は。未受診者対策業務委託料の内容及び効果は。後発医薬品差額通知作成委託料の効果は。また、医療費抑制についての取組は、について。

議案第25号 令和6年度岩出市介護保険特別会計予算では、地域介護予防活動支援事業費について。シニアエクササイズなどの自主グループ数は。認知症総合支援事業について。認知症初期集中支援チームの対応は。また、相談体制の今後の方針は、について。

議案第26号 令和6年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算では、後期高齢者医療制度について。保険料の改定はどうなるのか。また、増額見込みか。保険料の滞納者の状況は。後期高齢者広域連合納付金の増額理由は、について。

以上が、審査の中で交わされた、主な質疑であります。

これで、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

○田中議長 ご苦労さまでした。

予算審査特別委員会委員長、福山晴美議員、演壇でお願いいたします。

○福山議員 おはようございます。

予算審査特別委員会での審査の経過と結果を報告いたします。

3月5日の会議において、当委員会に付託された議案は、議案第23号 令和6年度岩出市一般会計予算、1件です。

3月5日火曜日、本会議終了後、正副委員長の互選を行い、その後、執行部に対して議案の概要説明を求めました。

概要説明に引き続き、議案審査の方法について協議を行い、総務部門、建設部門、議会部門、厚生部門、文教部門の順に質疑し、文教部門の質疑終了後に討論、採決を行うことに決定しました。

3月12日火曜日、総務部門、建設部門、議会部門、3月13日水曜日、厚生部門、文教部門の順で、延べ2日間にわたり委員会を開催し、歳入歳出に対する質疑を行い、執行部から詳細な説明を求め、慎重な審査を行いました。

文教部門の質疑終了後、議案第23号 令和6年度岩出市一般会計予算に対する討論の後、賛成者多数で可決しました。

以上が、委員会での審査の経過と結果です。

委員会での審査の質疑、答弁の内容につきましては、後日、委員会の記録が作成され次第、配付させていただきます。

これで、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○田中議長 ご苦労さまでした。

以上で、各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告は終わりました。

これより各常任委員会及び予算審査特別委員会の委員長報告に対する質疑に入り

ます。

委員長報告に対する質疑の通告はありません。

これをもって、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、討論の通告のない議案につきまして、討論、採決を行います。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市手数料徴収条例の一部改正）の件、議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度岩出市一般会計補正予算第5号）の件、議案第3号 岩出市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正の件、議案第4号 岩出市公民館設置及び管理条例等の一部改正の件、議案第5号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正の件、議案第6号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正の件、議案第7号 根来寺遺跡展示施設管理条例の一部改正の件、議案第8号 岩出市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正の件、議案第9号 岩出市介護保険条例の一部改正の件、議案第10号 ねごろ歴史資料館設置及び管理条例の一部改正の件、議案第11号 旧和歌山県議会議事堂管理条例の一部改正の件、議案第12号 岩出市水道事業の設置等に関する条例及び岩出市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正の件、議案第13号 岩出市水道事業給水条例の一部改正の件、議案第14号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件、議案第15号 令和5年度岩出市一般会計補正予算（第6号）の件、議案第16号 令和5年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件、議案第17号 令和5年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第4号）の件、議案第18号 令和5年度岩出市水道事業会計補正予算（第4号）の件、議案第19号 令和5年度 岩出市下水道事業会計補正予算（第3号）の件、議案第20号 市道路線の認定の件、議案第21号 ねごろ歴史の丘物販・情報施設の指定管理者の指定の件、議案第22号 ねごろ歴史資料館便益施設棟の指定管理者の指定の件、議案第24号 令和6年度岩出市国民健康保険特別会計予算の件、議案第25号 令和6年度岩出市介護保険特別会計予算の件、議案第27号 令和6年度岩出市墓園事業特別会計予算の件、議案第29号 令和6年度岩出市下水道事業会計予算の件、以上、議案26件に対する討論の通告はありません。

これをもって、議案26件に対する討論を終結いたします。

議案第1号から議案第22号まで、議案第24号、議案第25号、議案第27号及び議案第29号の議案26件を一括して採決いたします。

この議案26件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号の議案2件は、原案のとおり承認、議案第3号から議案第19号まで、議案第21号、議案第22号、議案第24号、議案第25号、議案第27号及び議案第29号の議案23件は、原案のとおり可決、議案第24号は、原案のとおり認定されました。

次に、討論の通告のある議案につきまして、議案ごとに討論、採決を行います。

議案第23号 令和6年度岩出市一般会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第23号 令和6年度岩出市一般会計予算に反対の討論を行います。

この間、新型コロナ禍における影響は、日本経済の影響や、岩出市民の生活において大きな影響を与えてきました。ようやく落ち着いたものの、依然として市民の暮らしは厳しい状況が続いています。大企業奉仕とアメリカ追随の政治により、失われた30年と言われる国民生活を苦しめる消費税増税の強行や、中小零細企業に打撃を与え、景気の悪化を深刻化し、労働者の賃金低下の要因を日本政府は進めてきました。

地方自治体として、市民の暮らし向上、生活支援の政治が求められています。和歌山県内で、少子高齢化、人口減少の自治体が増える中、岩出市でも、令和6年度から人口減少が現実のものとなっている予測の下、地方自治体の果たす役割として、市民の命と暮らしを守るための予算が問われています。

令和6年度では、市道の整備促進、小学校への防犯カメラ設置や妊産婦における交通補助支援策をはじめ、学校のトイレの改修、岩出駅前の整備構想など、要望や要求に応じている事業もあります。

しかし、税回収面では、6年度も低所得者にも容赦ない取立てを行う税回収機構への移管を予定しています。相談体制の改善と悪質な滞納者に対する税回収面においては、対応施策における整理が必要と考えます。

子育て支援や教育面では、子供医療費において、和歌山県下30市町村で、唯一無料化が実施されないことが続けられてきています。学校給食の無償化が、和歌山県内で多数の自治体で取り組まれる中で、岩出市では学校給食の無償化の考えはない

予算となっています。少子化社会となる中で、子育て世代の支援策こそ進めるべきではないでしょうか。

また、G I G Aスクール構想の下で、システム対応における現場への支援体制の強化や、講師確保面における労働条件や、待遇改善が求められるものですが、当初予算には見えないと考えます。講師にはタブレットが配布されない点は、改善が求められると指摘もしてきましたが、見直しも行われていません。

これ以外に、子供たちのよりよい学校生活を過ごす視点からの学校における司書の配置体制でも、既存の体制の改善が必要と考えますが、前進面は見受けられません。

保健福祉、生活環境面では、高齢者や障害者だけでなく、市民の買物や病院への移動手段として役立つ乗り合いタクシーなど、移動手段改善のための調査や研究面も見えていません。

ごみ減量化対策面では、ごみ減量目標に対する有効的な手だてや対応策の点でも進展は見られず、市の目標値への課題に対して、引き続き調査研究を求めておきたいと思います。

溶融炉における、アルミ、鉄などの焼却残渣が大量に出ている面においては、改善に向けて、市民への分別意識向上の取組の強化を進める必要があると考えます。

市民生活を支える市の職員体制面では、正規職員を増やさず、非正規職員を13名増やすとしていますが、正規労働者を増やし、労働条件の改善を図ることこそ求められていると考えます。事務処理量の多さから、業者に委託していると感じられる予算の部署もあり、職員定数を大幅に下回る体制が現れている面も見えます。岩出市民の命と暮らしを守るために、誇りを持って、働きがいのある職員体制の改善、充実こそが求められていると考えます。

令和6年度予算においては、経済不況克服への支援策、中小業者への支援策、子育て世帯や高齢者世帯など、市民生活支援面では十分なものではないと考えますので、令和6年度一般会計予算については反対といたします。

○田中議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

吉本勸曜議員。

○吉本議員 議案第23号 令和6年度岩出市一般会計予算について、私は賛成の立場から討論いたします。

現在、岩出市を取り巻く環境は、物価高騰や原油価格高騰に伴い、厳しい状況が見込まれております。また、先行きも不透明な部分があります。この議案は、「活

力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向けて、確実に継続的に各種行政サービスを実施するための予算となっており、健全財政の堅持を財政運営の軸としながらも、国土強靱化対策、環境対策、下水道整備、観光振興、学力向上及びバランスの取れた福祉の充実に重点を置いた予算を計上されています。

歳入においては、市税の確保はもとより、国・県補助金等の財源や基金の繰入れを有効に活用されています。また、市の借金である市債は、臨時財政対策債にとどめるなど、健全財政に努められています。

次に、歳出において、引き続き生活道路環状化事業を進められるとともに、地域防災計画検証事業など、国土強靱化対策に重点的に配分されています。また、各福祉政策、特に子ども・子育て支援に重点を置きながら、学力向上及び観光促進等についても、将来を見据えた住民福祉の向上を目指した予算編成がされています。

このように、当該予算は健全財政への配慮は継続しながらも、各種施策にわたり充実した内容となっていると考えます。

よって、私は本議案について賛成といたします。

○田中議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田中議長 以上で、議案第23号に対する討論を終結いたします。

議案第23号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田中議長 起立多数であります。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

議案第26号 令和6年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 議案第26号 令和6年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

後期高齢者医療保険制度は、2008年4月から始まり、15年が経過しました。2年ごとに保険料の見直しが行われ、2024年度は改定の時期です。75歳以上、一定の障害がある場合は65歳以上を対象とする後期高齢者医療制度を運営する和歌山県後期

高齢者医療広域連合は、2024年度から2年間適用する新たな保険料率を発表しました。1人当たりの年間平均保険料は増額します。加入者全員が負担する均等割額も増額、所得に応じて負担が変わる所得割率、これも増となります。

岸田政権は、全世代型社会保障だとして、後期高齢者の保険料の伸び率を現代世帯と同じにするとして、負担増を進めています。高齢者にとっては保険料値上げは大きな打撃です。日本高齢期運動連絡会の調査では、住居や介護の費用がかさみ、10万円の赤字となっていることが明らかになっており、医療、介護にかかる費用が家計を圧迫しています。

保険料は上がり続け、窓口負担も1割から2割に引き上げられ、医療の抑制につながるものです。そもそも75歳以上は、他の年齢より病気を抱えることが多くなり、その年齢で強制的に切り分けた後期高齢者医療制度は、医療費が増え続けることが前提の医療制度となり、その構造も問題です。

制度そのものの反対と、年金で暮らす高齢者にさらなる追い打ちをかける保険料引上げは行うべきではないことも申し上げ、この予算には反対といたします。

○田中議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 議案第26号 令和6年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算について、私は賛成の立場から討論いたします。

後期高齢者医療制度は、主に75歳以上の高齢者を被保険者として、疾病等に対し給付を行うもので、都道府県単位で設置された広域連合が運営主体となり、市町村と協力して実施しております。

歳出合計額の99.4%、12億68万8,000円が後期高齢者医療広域連合への納付金であり、対前年度比10.5%の増となっていますが、いわゆる団塊の世代が75歳に到達したことで被保険者が増加していることや、制度改正による出産育児一時金の負担、後期高齢者負担率の見直しなどによるものです。

給付金の内容は、保険料や療養給付費負担分など、制度を維持するために市の負担が必要とされる部分や、広域連合の運営に必要な事務費負担金などで、制度運営上必要なものであると考えます。また、被保険者の疾病リスクなどの早期発見のため、保険事業費に人間ドックや脳ドックも計上されております。

以上述べましたように、適正な予算であると考えますので、私は本議案に賛成といたします。

○田中議長 ほかに討論ありませんか。

(な し)

○田中議長 以上で、議案第26号に対する討論を終結いたします。

議案第26号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田中議長 起立多数であります。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

議案第28号 令和6年度岩出市水道事業会計予算の件に対する討論の通告がありますので、順次発言を許します。

まず、本案に対する反対の発言を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 令和6年度水道事業会計予算の反対の討論を行います。

岩出市は、決算時において、毎年1億数千万円もの莫大な純利益を上げてきています。経営状況については、莫大な純利益を生んでいる要因として、基本水量を20立方メートルまで使用していない家庭が4,400戸を超えるものとなってきた実態があり、使ってもいない市民から水道料金を取り過ぎていると言わざるを得ない状況が長年続けられてきています。市民に還元すべきもので、制度の見直しを行う必要があると考えます。

6年度予算においては、基本料金の免除対応を盛り込んでいる点は評価をしたいと思います。市民生活の向上、福祉の増進に寄与する対応としての莫大な黒字を市民生活に還元すべき必要性、支援面では、令和6年度においても、低所得者や基本水量に満たない弱者に対しての区分見直しの対応の改善策や支援策は見えないものとなっていますので、令和6年度水道事業会計予算に反対いたします。

○田中議長 次に、本案に対する賛成の発言を許します。

大上正春議員。

○大上議員 議案第28号 令和6年度岩出市水道事業会計予算について、私は賛成の立場で討論いたします。

水道は、市民生活や都市機能に欠かせない重要なライフラインであります。令和6年度予算については、災害に強い安全・安心な上水道施設の構築に向け、送水管整備事業や水道管の移設による管路の耐震化事業を進めるなど、計画的に施設の更新を図っておられます。



一方、これらは整備事業や物価高騰により事業費が年々増加している中、長年水道料金の値上げをせず、水位管理コストの削減や、有収率の向上など、水道事業の健全な経営に努めようとしていることがうかがえます。今後も日々市民に安全で安心した水の供給を図れるよう、適切な管理運営の下、効率的に事業を実施し、災害に強いまちづくりを推進していただきたいと考えております。

以上のことから、私は本予算に賛成といたします。

○田中議長 ほかに討論ありませんか。

(なし)

○田中議長 以上で、議案第28号に対する討論を終結いたします。

議案第28号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○田中議長 起立多数であります。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第31 議案第30号 副市長の選任について

○田中議長 日程第31 議案第30号 副市長の選任の件を議題といたします。

理事は退室願います。

(理事 退室)

○田中議長 提案理由の説明を求めます。

市長。

○中芝市長 ただいま議題となりました議案についてご説明を申し上げます。

議案第30号 副市長の選任についてであります。現副市長の佐伯繁樹氏が、令和6年3月31日をもって任期満了となることに伴い、川端秀明氏を令和6年4月1日から副市長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

川端秀明氏の主な経歴につきましては、別紙のとおりでございます。

ご審議の上、ご同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより質疑に入ります。

議案第30号に対する質疑の通告はありません。

これをもって、議案第30号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第30号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第30号は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論、採決を行います。

議案第30号に対する討論はありませんか。

(なし)

○田中議長 討論なしと認めます。

これをもって、議案第30号に対する討論を終結いたします。

議案第30号 副市長の選任の件を採決いたします。

この採決は、起立採決といたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(起立全員)

○田中議長 起立全員であります。

よって、議案第30号は、原案のとおり同意されました。

理事は入室願います。

(理事 入室)

○田中議長 理事から発言を求められていますので、許可します。

理事。

○川端理事 議長のお許しをいただきましたので、一言御礼申し上げます。

まず、先ほど副市長の選任につきまして、ご同意をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げるとともに、その重責を感じているところでございます。

また、3月末で退任される佐伯副市長様におかれましては、市職員時代を含め、長年にわたり岩出市発展に尽くされております。私ごとではありますが、県職員として最初の配属先は那賀県事務所総務課でございました。主に、現在の市町村課の出先業務を担っており、当時の岩出町役場の財務担当であった副市長にはいろいろと教えていただいたところでございます。この1年間も同様にご指導いただきました。まだまだ足元にも及びませんが、精進してまいりたいと思っております。

さて、我が国を取り巻く経済情勢については、日経平均株価が史上最高値を更新するなど、一部に明るい兆しが見えるものの、依然として先行きは不透明な状況が

続いております。本市においても、社会保障関係費の増加が続く中、健全財政運営を維持しつつ、多様化、複雑化する住民ニーズと人口減少や災害対応等をはじめとする諸課題に対応しながら、まちづくりを進めていかなければならないと考えております。

そのためには微力でございますが、議会の皆様方のご指導、ご協力をいただき、また市職員の皆様と一緒に職務を遂行していく所存でありますので、どうかよろしく申し上げます。

甚だ簡単でございますが、お礼の挨拶といたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第32 議員派遣について

○田中議長 日程第32 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣につきましては、会議規則第158条の規定により、お手元に配付の写しとおおり、派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、申出のとおり議員派遣することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましても、議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の内容に、今後変更があった場合、その決定につきましても、議長に委任されました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第33 委員会の閉会中の継続調査申出について

○田中議長 日程第33 委員会の閉会中の継続調査申出の件を議題といたします。

各委員会委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付の申出書の写しとおおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、各委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

~~~~~○~~~~~

○田中議長 以上で、本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を3月21日木曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議を3月21日木曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦労さまでした。

散会

(10時21分)

# 議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 6 年 3 月 2 1 日

岩 出 市 議 会

## 議事日程（第4号）

令和6年3月21日

|      |       |
|------|-------|
| 開　　議 | 9時30分 |
| 日程第1 | 諸般の報告 |
| 日程第2 | 一般質問  |

○田中議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、一般質問です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○田中議長 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の会議に説明員として追加の出席者の職、氏名は、配付の写しのとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第2 一般質問

○田中議長 日程第2 一般質問を行います。

一般質問は、7番、福岡進二議員、9番、大上正春議員、2番、梅田哲也議員、5番、奥田富代子議員、6番、尾和正之議員、14番、増田浩二議員、13番、市來利恵議員、以上7名の方から通告を受けております。

なお、分かりやすく質問をするため、13番、市來利恵議員から、資料等印刷物の配付許可の申出がありましたので、会議規則第148条の規定により、議長においてこれを許可し、お手元に配付しています。ご了承願います。

質問時間60分以内で、通告に従い、発言席から順次質問を許可いたします。

発言は、市議会会議規則第55条の規定により、質問、答弁ともに簡明に行うようお願いいたします。

通告1番目、7番、福岡進二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

福岡進二議員。

○福岡議員 おはようございます。7番、福岡進二です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一問一答方式で一般質問を行います。

今回、南海トラフ地震への対策についてと、マイナ保険証の導入についての2点について一般質問を行います。

最初に、南海トラフ地震への対策について質問を行います。

初めに、本年元日に発生しました令和6年能登半島地震により亡くなられた方々

のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様方に心からお見舞い申し上げます。また、一日も早い復旧・復興を心から願っています。

さて、最近では、比較的大きな地震が全国各地で発生しており、特に今年発生しました令和6年能登半島地震は、最大震度7を記録し、その後、震度5強の地震が相次いで発生していました。このような状況の中、本市でも南海トラフ地震のエリア内にあることから、他人ごとではありません。報道等によりますと、近い将来発生すると言われている南海トラフ地震は、既に予兆が確認され、紀伊半島から九州までといった南海トラフ沿いのエリア内において、深さ30キロメートルから40キロメートルを震源とする地震が増えてきており、いつ来てもおかしくないなどと言っている場合ではなく、巨大地震が確実に来るものと考えながら、対策に備える必要があると言われています。

そのため、本市では、南海トラフ地震防災対策推進基本計画が策定され、市の取るべき措置として、地域住民等に対し、日頃から地震への備えを再確認するなど、防災対策を取る旨を呼びかけるものとする。また、施設、設備等の点検等、日頃からの地震への備えを再確認するとされています。

そこでお尋ねいたします。現在、南海トラフ地震等最大規模地震に備え、市が取り組んでいる主な事業、ハード面、ソフト面について、お伺いいたします。

次に2点目として、南海トラフ地震はマグニチュード8.0の想定とされ、東日本大震災や能登半島地震よりも災害規模が大きくなると予測され、西日本大震災とも言われています。国の中央防災会議によれば、九州から関東まで、広い範囲で震度6以上の大揺れをもたらし、特に震度7の地域が10県に及ぶと予想されています。そして、犠牲者の総数は32万人以上、全壊する建物は238万トン、津波で震災する面積は1,000平方キロメートルにも及び、巨大地震の規模はマグニチュード9.1、津波は最大34メートルに達すると想定されています。

そこでお尋ねいたします。本市における人的・物的・建物損害等の被害についてはどのように想定されているのでしょうか、お伺いいたします。

次に3点目として、仮に大規模地震災害が発生した場合、多くの災害瓦礫が発生します。岩出市地域防災計画では、瓦礫処理として、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、瓦礫の最終処分まで処理ルート確保を図ると記載されていますが、仮置場は、地域のご理解が必要であると考えます。

そこでお尋ねいたします。本市では災害瓦礫を長期間仮置きする可能な場所と、最終処分場を現在検討されているのでしょうか、お伺いいたします。



次に4点目として、本市の地域防災訓練は、昨年10月22日、巨大地震が発生し、震度6強を想定した訓練を行い、地域住民一人一人の災害に対する意識向上に努めていただいています。また、市政懇談会で説明のあった白いタオル運動も、訓練当日実施されていきました。しかし、最近では地域防災訓練の内容がマンネリ化し、また、いつも同じ顔ぶれが参加するだけだと言われており、そして新型コロナウイルス感染症の影響もあるかと思いますが、参加者が減少しているように思います。

そこでお尋ねいたします。地域防災訓練で白いタオル運動を実施した世帯は、市内全体の何%あったのでしょうか。また、今後マンネリ化を防ぎ、市民大勢が参加していただけるような魅力ある地域防災訓練を実施していただきたく、市の見解をお伺いいたします。

次に5点目として、国では平成26年3月に南海トラフ地震災害対策推進基本計画が作成されてから約10年が経過しており、南海トラフ地震の被害想定の見直しなどが以前発表されていきました。そして、県では、今回能登半島地震を教訓にした防災対策の見直しについても報道されていきました。また、令和4年4月、政府の地震調査委員会で、南海トラフ巨大地震が40年以内の発生確率を90%程度とされており、また、1年以内に発生する可能性もあると言われていいます。

そこでお尋ねいたします。能登半島地震を教訓に、いま一度、南海トラフ地震への防災対策等の取組について、市の見解をお伺いいたします。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 皆様、おはようございます。

福岡議員、1番目のご質問、南海トラフ地震への対策についてですが、ここ数年の間に、令和6年能登半島地震をはじめ、全国各地で大規模な自然災害が起り、甚大な被害が発生しております。明日は我が身であります。特に能登半島の地形などは和歌山県と類似するところがあり、同様の課題も多くあると考えています。

議員ご指摘のとおり、本市は南海トラフ地震の影響を受けるエリアにあることから、さらなる対策が必要であると考え、地域防災計画などの見直しに向け、計画の検証事業を実施をすることとしております。大規模な災害発生時には、逃げ遅れる人を出さない初動体制の確立が最重要課題であり、全ての人が迅速に避難行動ができるよう、自主防災組織、区自治会、消防団及び関係団体と連携を図る体制の強化をはじめ、計画全体について検証してまいります。

なお、ご質問の各項目につきましては担当部長が答えますので、よろしくお願

します。

○田中議長 総務部長。

○木村総務部長 おはようございます。

福岡議員、1番目のご質問の1点目と5点目について、併せてお答えいたします。

南海トラフ地震への防災体制等の取組としてであります。区自治会や自主防災組織をはじめ、消防団などの関係団体が互いに連携し、防災に取り組める環境を整備していくことが重要と認識しております。

ソフト面では、大規模災害発生時、逃げ遅れる人を出さない初動体制の確立を市の地域防災活動の最重要課題と捉えており、発生時には各地域での避難者の確認を行い、避難行動要支援者をはじめ、全ての人々が慌てず、迅速に避難行動ができるよう、地域の実情に合わせて、消防団、消防組合、警察などの関係機関、自主防災組織、区自治会及び要支援者の日頃の状況を把握しているケアマネジャー及び民生委員・児童委員と連携を図ってまいります。また、各種防災教育をはじめ、地域防災訓練の実施や各地域における自主訓練の支援など、市民の防災意識の向上に取り組んでまいります。

また、自主防災組織の活動に対しては、地域における訓練等の自主防災活動に係る補助制度を設けているほか、市職員による防災講座や那賀消防組合による訓練指導などの支援を実施しており、引き続き活動の活性化、結成促進に向け、周知啓発を実施してまいります。

地域防災力の担い手である消防団の充実強化といたしましては、各消防団が所有している小型動力ポンプ付積載車の車両更新を年次計画により進めており、これまでに20台の車両更新が完了しております。また、消防関係施設などの拡充・強化を図るための補助制度や、消防団活動に必要なヘッドライトなどの装備品の調達、団員の処遇改善などを図っているところでございます。

ハード面では、防災公園の整備として、令和6年1月にさぎのせ公園でマンホールトイレや防災用備蓄倉庫などの防災施設の設置工事が完了しました。これにより、災害支援活動拠点として、岩出市交通公園、東公園及びさぎのせ公園の3拠点が完成しております。

今後も施設整備の充実を図り、災害時の拠点施設としての機能を高めてまいります。なお、以前より行っております生活道路の環状化、市道金屋荊本線、農業施設防災・減災事業、ため池改修、道路橋梁の耐震化及び長寿命化事業、住宅耐震化促進事業につきましても進捗を図ってまいります。

2点目の本市での人的・物的・建物損壊等の被害の想定は、についてですが、南海トラフ地震においては、和歌山県の地震被害想定を基に、軽症者21名、建物の全壊12棟、半壊160棟の被害を想定しております。しかしながら、全国で甚大な被害が多発しており、さらなる想定を行うことは課題の1つと考えます。

次に、4点目の地域防災訓練での白いタオル運動ですが、自主防災組織での実施戸数は1,130件でございます。自主防災組織以外の実施戸数は把握しておりませんので、実態とは異なりますが、市全体の世帯数で計算すると4.6%となっておりますので、さらなる啓発を行い、実施率の向上に努めてまいります。

地域防災訓練は、災害発生時、逃げ遅れ者を出さない、また逃げ遅れ者の早期発見につなげるため、地域での避難場所の確定と把握を行い、自主防災組織、区自治会、消防団及び関係機関と連携を取り、初動体制の確立を図ることを目的に実施しました。

コロナ禍で4年ぶりの全体開催となったために、参加者人数が大幅に減少しましたが、まずは広報等での周知を強化し、参加者の増加を優先に行っていきたいと考えます。また、子供や若年層の方に関心を持っていただけるような市民の方々と協働で取り組める仕組みづくりを今後検討して、実施していければと考えております。

○田中議長 生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 福岡議員1番目の3点目についてお答えします。

災害瓦礫、いわゆる災害廃棄物の長期間可能な仮置場の確保については、岩出市地域防災計画及び岩出市災害廃棄物処理計画に基づき、候補地を複数選定しているところです。しかし、災害の規模や被災状況により、仮置場を設置する必要があるため、引き続き随時見直しを行うとともに、様々な被災状況を想定した実効性のある仮置場の選定を今後も検討してまいります。

また、最終処分場については、大規模地震により大量の災害廃棄物が発生することから、市単独で災害廃棄物処理が困難と見込まれるため、速やかに県や近隣市町村などに支援要請を行う必要がありますので、これら関係機関との連携を深め、迅速に対応できるよう進めているところです。

○田中議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 6点について再質問を行います。

最初に、南海トラフ地震が発生した場合、那賀消防組合をはじめ、地域における共助の中核として大きな役割を担っていただいている消防団の活動が必要不可欠だ

と思います。しかし、その消防団は、現在、高齢化が進んでいるようにも思われます。

そこでお尋ねいたします。今後起き得る災害に備え、充実した消防団組織を維持していくことは大変重要であると思いますが、現在、岩出市消防団員は何名在籍しているのでしょうか。また、若い消防団員の確保に向けた新たな取組があれば、お答えください。

次に2点目として、大規模災害が発生すると、自助・共助の重要性が高まり、自主防災組織の存在が必要不可欠です。自主防災組織においては、災害が発生したとき、地域住民が共通認識を持って自助・共助ができるよう、地域防災訓練等に参加するなど、様々な活動を行っています。

そこでお尋ねいたします。市では、自主防災組織の育成に努められていますが、現在、幾つの自主防災組織が設立されているのでしょうか、お伺いいたします。

次に3点目として、本市に在住している外国人は増加傾向にあります。外国人にとっては、日本語や生活環境に不慣れであることや、災害が発生した場合の避難場所等を知らないことにより、要配慮者避難行動要支援者となります。

そこでお尋ねいたします。このような外国人に対しての支援について、市はどのような対策を考えているのでしょうか、お伺いいたします。

次に4点目として、地域防災訓練時、白いタオル運動を実施された世帯は4.6%であったと答弁がありましたが、今後、市としてこの運動を継続するのであれば、市民への啓発が重要であり、何か手だてを考えていかなければなりません。

そこでお尋ねいたします。今後、市では、白いタオル運動の啓発に当たり、どのような対策を講じようと考えているのでしょうか、お伺いいたします。

次に5点目として、大規模地震が発生し、本市に多大な被害がある場合は、自衛隊の派遣や、他府県からの人的支援が必要になってくると思います。今年の消防団出初め式の挨拶では、能登半島地震発生後、那賀消防組合が早々に現地に赴いたと報告されていました。また、市ウェブサイトでは、水道局職員が能登町での給水活動状況の報告が掲載されていました。

そこでお尋ねいたします。今回発生した能登半島地震への人的支援として、水道局職員が現地に赴いていますが、今までにどの職種で延べ何日行かれたのでしょうか、お伺いいたします。

次に6点目として、地震が発生した場合、甚大な住宅被害が発生し、短期間に大量の仮設住宅を建設する必要があります。その仮設住宅は、災害救助法により公有

地に建てることを原則としており、国が費用を負担し、建設は都道府県、用地の確保や施設管理は市町村が担うこととなっていると思います。市としては、想定被害の推計を基に、発災時、仮設住宅必要戸数や建設用地の確保が必要となりますが、現在、それらに対する市の計画をお伺いたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 福岡議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、消防団の人数、また新たな確保の取組ですけれども、消防団員の在籍者数につきましては、条例定数が341名ですが、令和6年3月1日時点では317名となっております。新たな取組といたしましては、令和5年3月から、団員報酬を引き上げ、処遇改善を図っております。今後も地域防災訓練など、防災イベントを通じた啓発等により、新入団員の確保に向け取り組んでまいります。

次に2点目、自主防災組織の設立数につきまして、令和6年3月1日時点で66団体となっております。さらに多くの設立に向けて啓発に努めてまいります。

次に3点目、災害時の外国人への支援でございます。これにつきまして、災害発生時の外国人に対する対策といたしまして、県や出入国在留管理庁、和歌山県国際交流センターなどと連携し、在住外国人の把握や情報伝達体制の整備、外国人向けの相談窓口の開設を考えております。

続きまして、4点目の白いタオル運動の件ですが、地域防災訓練と併せて、啓発チラシの全戸配布を引き続き実施予定でございます。地域防災訓練の一部でありますので、訓練参加者を増やすことで、白いタオル運動についても実施世帯が増えると考えております。また、あらゆる機会を通じて啓発を行ってまいりたいと考えてございます。

次に5点目、能登半島地震への人的支援でございます。人的支援では、石川県能登町へ避難所運營業務で2名の職員を派遣してございます。派遣期間は、合わせて14日間となっております。現地では、主に支援物資の整理や配布、トイレなどの清掃、能登町役場との連絡調整を行ってございます。先ほど福岡議員からございましたが、水道局からは給水活動で2名、7日間、応急復旧派遣で延べ4名、10日間、施工業者も同行の派遣を行っております。さらなる国・県の要請に対しましても、市全体で対応してまいりたいと考えてございます。

次に6点目、仮設住宅の必要戸数や建設用地の確保についてでございますが、現在のところ、確保できている仮設住宅用地で建設できる戸数といたしましては、若

もの広場、あいあいセンター、総合体育館の敷地の一部、根来と南大池の市の所有地を利用しまして、計151戸の仮設住宅が建設可能となっております。今後さらなる用地確保に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、福岡進二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

福岡進二議員。

○福岡議員 2番目、マイナ保険証の導入について質問を行います。

本市では平成28年から開始されたマイナンバーカードの普及に当たっては、国が実施したマイナポイント第2弾に合わせ、市役所駐車場内に特設会場を開設、市民生活応援事業の実施、イベント開催時等、あらゆる機会を利用しての出張申請受付や休日・夜間交付の実施等、様々な事業等を展開して普及活動に努めていただいています。そして、私が、令和4年9月議会で、コンビニ交付サービスの導入に向け、市の見解を伺った際、市長から、国の方針に従いコンビニ交付の導入を決定したとの答弁をいただき、その後、令和5年8月1日から全国のコンビニで各種証明書が発行でき、市民は大変便利であると喜ばれています。また、そのときマイナンバーカードの普及について質問を行った際、同年8月31日時点で本市の交付率は41.1%との答弁がありました。

そこでお尋ねいたします。現在、全国及び本市のマイナンバーカードの交付率についてお伺いいたします。

次に2点目として、令和3年10月からマイナンバーカードが健康保険証としての利用が開始された以降、国では、マイナ保険証の利用促進に向け、令和5年4月から診療報酬の点数を改定し、現行の健康保険証利用に比べ、マイナ保険証を利用した方が、窓口負担の軽減につながれています。

そこでお尋ねいたします。本市の国保被保険者のマイナ保険証手続済みの割合についてお伺いいたします。

次に3点目として、令和5年4月から医療機関は、マイナ保険証用カードリーダーの導入及びマイナ保険証の運用開始が義務づけられています。ただし、やむを得ない事情により導入が遅れている医療機関においては、令和5年12月までの9か月間、特例として経過措置が設けられていましたが、既にその期間は終了しています。

そこでお尋ねいたします。本市ではマイナ保険証に対応している病院や診療所、歯医者や薬局等の医療機関は何件あるのでしょうか。また、医療機関においては、経過措置が終了しているため、100%の導入となっているのか、お伺いいたします。

次に4点目として、令和3年10月からマイナンバーカードが健康保険証としての利用が開始されていますが、国においては、現行の健康保険証を令和6年12月2日から廃止し、マイナンバーカードを使ったマイナ保険証に一本化されることとなりました。先ほども申し上げましたが、マイナ保険証を利用した場合、窓口負担が安くなるとされていますが、以前からマイナンバーカードに関するトラブルや、医師、識者の中にはデメリットを指摘するなどの報道がされていました。

そこでお尋ねいたします。マイナ保険証導入に伴い、市として考えられるメリット・デメリットについてお伺いいたします。

次に5点目として、国では、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者が必要な保険治療等を受けられるよう、本人からの求めに応じ、医療保険者は、医療機関等を受診する際の資格確認のため資格確認書を発行することになっています。

そこでお尋ねいたします。カードの未取得者には、医療保険者から資格確認書が発行されますが、発行される資格確認書の運用についてお伺いいたします。

次に6点目として、先ほども申し上げましたが、マイナ保険証に一本化されることとなります。

そこでお尋ねいたします。マイナ保険証への移行に向け、今後、本市の対応についてお伺いいたします。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 福岡議員ご質問の2番目、マイナ保険証の導入についてお答えします。

まず1点目、全国及び本市のマイナンバーカードの交付率についてですが、令和6年2月29日時点で、住基人口に対する全国の交付率は78.3%、本市の交付率は79.5%となっています。

続いて2点目、国保被保険者のマイナ保険証手続済みの割合につきましては、国民健康保険中央会から提供された1月末時点の状況では、本市の国民健康保険証とのひもづけ率は66.32%となっております。

続いて3点目、マイナ保険証に対応している本市の医療機関数と、その割合につ

きましては、2月11日時点で、市内にある医科、歯科、調剤薬局、計94か所中91か所、率にして96.81%の医療機関等が対応しております。

なお、対応していない3か所のうち2か所については、現在、紙レセプトでの請求が認められている医療機関等であり、義務化の例外となります。義務化の対象となる残り1か所については、早期の設置をお願いしてまいります。

続いて4点目、マイナ保険証のメリットといたしましては、初診時の窓口負担が割安となるほか、情報提供に同意することにより、過去に処方された薬や特定健診などの情報が医師や薬剤師に共有され、データに基づく最適な医療が受けられます。

加えて、負担限度額認定証の交付手続をしなくても、医療費の限度額を超える窓口での支払いが不要となることや、転職や転居等による保険証の切り替えや、更新の際に、紙の保険証の発行を待たずに受診できることなどが上げられます。

デメリットといたしましては、マイナンバーカードを紛失した場合、再発行されるまでに時間を要することや、本市のほとんどの医療機関等で使用可能となっているものの、まだ対応していない医療機関等を受診する場合は、現行の保険証も併せて所持しておく必要があることなどが考えられます。

なお、データ内容の不一致等のトラブルにつきましては、昨年11月からマイナンバー情報の総点検が全国的に実施されており、この春にも完了見込みとのこと。また、誤入力チェックシステムが加入者データと住民基本台帳情報を照合するシステムに改修される予定であることから、今後解消されていくものと考えております。

続いて5点目、資格確認書の運用は、につきましては、資格確認書は、マイナンバーカードをお持ちでない方や、マイナンバーカードは持っているものの保険証の利用登録がお済みでない方などについて、保険証の代わりとして使用できるものです。原則、申請なしで、現行の保険証の有効期限前に交付する予定でございます。

なお、資格確認書の任意記載事項、それからサイズ、材質、有効期間等の運用面においては、今後、県内での統一様式も含め、各市町村の状況を踏まえて決定してまいります。

最後に6点目、マイナ保険証の移行に向け、本市の対応は、についてでございますが、まず保険証の有効期限については、これまで翌年の3月31日を有効期限としておりました。しかし、今回、国において、令和6年12月2日の保険証廃止前に発行された保険証については、最長で令和7年12月1日まで使用可能とする経過措置が設けられました。これにより本市では、被保険者の利便性を考慮し、有効期限を従前の1年から8か月延長することといたしました。



具体的に申しますと、交付日が令和6年4月1日以降の保険証の有効期限を令和7年3月31日までから令和7年12月1日までに延長するというごさいます。今後もマイナ保険証への円滑な移行に向け、マイナ保険証未対応の医療機関へのお願いや、保険証廃止に伴うシステム改修、マイナ保険証のさらなる周知と利用促進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○田中議長 再質問を許します。

福岡進二議員。

○福岡議員 4点について再質問を行います。

まず最初に、マイナンバーカードを申請する場合、現在、医療・介護施設等に入院・入所していて外出できない方や認知行動ができない状態にある方に対しては、どのような対応をされるのか、お伺いいたします。

2点目として、先ほど本市のマイナンバー交付率は79.5%との答弁をいただきました。令和4年9月議会で一般質問した際、マイナンバー普及啓発については、今後も広がるカードの利便性について、関係各課と連携して周知を図ることで、カードの普及促進に取り組むとの答弁がありましたが、現在伸び悩んでいる状況かと思えます。今後、マイナ保険証としての使用を考えた場合、カード未取得者に対し、積極的な周知啓発に努め、早期に成果を上げなければならないと考えますが、市として、カードを取得していただくための新たな取組を考えているのであれば、お答えください。

3点目として、現在、何らかの理由で、短期被保険者証や非保険資格証明書となっている方は、制度開始後、どのような取扱いになるのか、お伺いいたします。

4点目として、マイナ保険証がない方については、経過措置として、資格確認書の発行で医療機関を受診できることとなりますが、仮に有効期間終了後においても、マイナンバーカードを取得しない方や、できない方は無保険状態になるのでしょうか。また、そういう方に対しては、今後どのような取扱いになるのでしょうか、お伺いいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 福岡議員の再質問の1点目、マイナンバーカード、これ申請する場合に、入院とか入所して外出できない方はということで、どのようにするのかということですが、長期入院や施設入所によりマイナンバーカードの申請や受け取りが

困難であるとの相談を受けた場合、個々の事情に応じて、病院や個人宅へ職員が出向くなど、カード取得に向けて、できる限りの支援を行っているところでございます。また、認知症等によりカードの管理に不安のある方につきましては、令和5年12月から暗証番号の設定が不要となる顔認証マイナンバーカードの発行が開始されておりますので、申請される方のご希望を確認しながら、対応しているところでございます。

続きまして、2点目でございます。カードの取得のための新たな取組についてですが、令和5年9月末で、マイナンバーカード特設会場を終了いたしました。引き続き、市民課窓口において、無料写真撮影サービスを含めた申請サポートを実施しており、令和5年10月から令和6年2月末で462件のサポートを実施しております。併せて、マイナンバーカード所持者には、マイナポータルでの保険証のひもづけを支援しているところでございます。3月4日からは、新番号案内表示機の導入により、マイナンバーカードに関する業務の受付を分け、待ち時間の短縮に努めております。

今後は、現在実施している平日・夜間・休日交付窓口につきまして、マイナンバーカードの交付業務に加え、申請サポート業務の実施を進めてまいります。そのほか、マイナンバーカードのメリットや安全性などを分かりやすくまとめたガイドブックによる周知を予定しており、さらなるカードの普及啓発に取り組んでまいります。

○田中議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 福岡議員の再質問についてお答えいたします。

3点目の現行の短期被保険者証や被保険者資格証明書はどうなるのかということについてでございますが、国民健康保険証の廃止により、短期被保険者証や被保険者資格確認書も廃止となります。

なお、被保険者資格証明書の対象者については特別療養費の対象者となり、窓口で一旦10割を払っていただく必要がありますが、マイナ保険証や資格確認書を窓口で提示した場合でも、特別療養費の対象者であることが確認できるようになっております。

続いて4点目、資格確認書の有効期間終了後、マイナンバーカードを取得していない方やできない方がどうなるのかということにつきましては、資格確認書の有効期間終了後、マイナンバーカードを取得していない方などについては、再度資格確認書を更新してもらって、交付することとなります。

○田中議長 再々質問を許します。

(な し)

○田中議長 これで、福岡進二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、福岡進二議員の一般質問を終わります。

通告2番目、9番、大上正春議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 9番、大上正春です。議長の許可を得ましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

今回は、学校におけるがん教育についてと岩出マラソン大会、そして子育て世代の負担軽減について、3点について質問させていただきます。

最初に、学校におけるがん教育についてです。

長寿大国日本は、がん大国でもあります。しかし、がんの正しい知識の普及は遅れていると言われております。学校におけるがんの正しい知識を教えるがん教育の取組が重要視されております。がん教育は、子供たちのがんを正しく理解してもらい、健康と命の大切さについて主体的に考えてもらうという、大きく2つの目的があります。中学校では2021年から、高校では2022年から全面実施されるようになり、小学校でも児童の発達段階や学校の実績に応じて展開されております。

このがん教育の重要性について、いち早く着目したのが公明党であり、国会質問を通じて、第2期がん対策推進基本計画に、がんの教育、普及啓発を初めて折り込ませるなど、推進してまいりました。さらに外部講師の活用に関しても、繰り返し訴えた結果、第3期同基本計画では、国は地域の事情に応じて、外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努めると明記されました。

そして、昨年からは始まった第4期同基本計画においても、医師、がん患者経験者等の外部講師を活用しながら、がん教育が実施されるよう必要な支援を行うと記載されているということです。がん教育に医師やがん経験者などの外部講師を活用することは、がんについて、より正しく理解し、健康及び命の大切さを強く深く学ぶ上で非常に効果的であると考えられます。

そこで1つ目のご質問ですが、当市の学校でのがん教育の実施状況と教育方針について教えてください。

また、東京都のある小学校でがん教育の授業を行ったところ、子供たちは真剣に聞き、メモを取り、がんは治らないと思っていたけど、早期発見をすれば治ること

が分かった。大人になったら検診をちゃんと受けてたい。がんは怖い病気と聞いていたが、授業を聞いてイメージが変わった等の感想を発表したそうです。また、青森県内のある中学校105名にがん教育の授業を行った際、その前後で、がんについてのイメージはどう変わったのかというところを調べたところ、怖い病気と答えた生徒は、授業前の81%から授業後の49%に減少、予防もできる、早期発見で治ると答えた生徒は大幅に増えたとのこと。さらに、95%の生徒が家族にがん検診を勧めたいと回答したということです。

2つ目の質問として、がん教育を受けた生徒たちの反応についてお聞かせください。

3つ目に、本市教育委員会として、がん教育についての今後の方針についてお聞かせください。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 大上議員ご質問の1番目、学校におけるがん教育についてお答えいたします。

1点目、がん教育の実施状況と教育方法は、についてですが、中学校では学習指導要領にも位置づけられており、2年生の保健体育の授業の中で取り扱っております。がんの発生の仕方や、がんの要因、早期発見のための健康診断やがん検診の重要性を学び、そこから自らの生活習慣の改善の工夫について考えております。

小学校では6年生の保健で、生活習慣病の予防や喫煙の害についての学習の際に、がんの予防について触れます。教科書の資料には、がん研究振興財団が示すがんを防ぐための新12か条も掲載されております。このほかにも、岩出市の保健師が実施する出前授業、命の授業では、中学校2年生で、子宮頸がんについて学んだり、各学校が保健所を通じ、学校医に依頼して行う防煙教室、かつての喫煙防止教室ですが、の中で肺がんについて学んだりしております。

次に2点目、がん教育を受けた生徒たちの反応は、についてですが、小学校ではたばこによって汚れた肺の画像を見て、お父さん、お母さんに吸わないでと言おうという感想を書く児童がいたり、中学校では、授業後の調べ学習の中で、がんを題材に選んだりする生徒もいました。

3点目の市教育委員会としての今後の方針は、についてですが、がん教育の目標は、がんを正しく理解することと、健康と生命の大切さを主体的に考えられるようにすることです。そのためには、学校での教師による授業に加えて、医師やがん経

験者など、外部講師を招いての授業が有効であると考えております。現在も防煙教室は、学校医を招いて肺がんについては授業を行っておりますが、今後はほかのがんについても、保健所や保健福祉部局などと連携しながら、医師等の確保に努め、がん教育を行ってまいります。

○田中議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 前向きなご答弁いただきました。文部省が各都道府県や政令指定都市教育委員会に対して、衛生主管部局と連携して、がん教育の推進に関する協議会を開催、外部講師の活用を推進するように要請して、検討事項として、結果、外部講師名簿の作成や学校側が派遣を依頼できる窓口の設置、また研修の実施などが上げられております。さらに、文部省は日本医師会に対しても外部講師の活用に関心を求める通知を发出して、厚生労働省も各衛生主管部局に同様の通知を出したそうです。また、外部講師派遣に係る経費などを支援する事業も実施されており、今回、今年度の予算案に、2023年度比で1,200万増となる4,400万円が計上されているとのこと。成立後は、ぜひともこの支援を活用して、より深いがん教育の充実を進めるべきかと思っております。

確認のため、再度、外部講師を活用してのがん教育についてのお考えをお聞かせください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 大上議員の再質問にお答えいたします。

和歌山県教育委員会では、議員ご指摘の国の支援事業で、文部科学省が実施する外部講習を活用したがん教育等、現代的な健康課題理解増進事業の受託に向けて準備が進められており、県内で10校程度の実施希望校を現在募集しております。

外部講師を招いての、より具体的ながん教育を実施する際には、家族や身近な人ががんの治療中であつたり、がんによって亡くなつたりしている生徒への心理面の配慮が必要となります。事前調査を行うなどして実態を把握し、授業内容についても事前に話をしておくなどの対応が必要になると考えております。このような点も配慮しながら、外部講師の活用を検討してまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、大上正春議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 2点目の質問です。岩出マラソン大会についてです。

健康・体力づくりをするための生涯スポーツの普及と振興を推進するとともに、マラソン大会を開催することにより岩出市を広く市内外にアピールすることを目的として、また、なおかつ参加者間の交流はもとより、大会関係者の応援される方々全ての皆様が一体となり、「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現を目指し、去る3月10日、18回岩出マラソン大会が開催されました。前日より、また当日の夜明け前より準備に当たられました大会関係者の皆様方には、心より敬意を表します。当日は天候にも恵まれ、たくさんの参加者が早春の根来寺を快走したことと思います。

ここで、今大会のコースごとの参加人数についてお聞かせください。

また、この大会は、岩出市を広く市内外にアピールすることも目的としているのですが、新型コロナ感染症が第5類になったことから、市民以外の方もたくさん参加されたことと思います。市民、市民以外のそれぞれの参加人数についてもお聞かせください。

続きまして、和歌山県下において様々なテーマを持ったマラソン大会が1年間を通じ、たくさん開催されております。単年ではありますが、100キロを設定したウルトラマラソンや、県境を越えて320キロにも及ぶ関西夢街道グレートRUNなどが行われ、全国からの参加者もたくさんございます。岩出マラソンのように毎年実施する歴史のある大会もたくさんあり、フルマラソンやハーフマラソンなど、日本陸上競技連盟の公認大会となっている大会も幾つかございます。地元の市民と交じって、たくさんの参加者でにぎわっております。

そんな中、岩出マラソン大会のコース設定ですが、コロナ禍以前の15キロコースの設定がなかった経緯について、教えていただけますでしょうか。また、次年度に向けた課題についても、お聞かせください。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 大上議員の岩出マラソンについてのご質問にお答えいたします。

1点目のコースごとの参加人数について、先日開催した第18回大会の参加申込人数は全体で1,274人で、種目別では、一般10キロで339人、一般5キロで223人、小学生3キロで348人、ファミリー2キロで364人となっております。

2点目の市民と市民以外の参加人数についてですが、申込みいただいた住所が岩出市の方が524人、岩出市以外の方が750人となっております。

3点目の15キロコースが設定できなかった経緯についてですが、コロナ禍前の15キロコースは、広域農道を根来の若もの広場から、紀の川市の京奈和自動車道紀の川インターチェンジ付近まで行って折り返すコースとなっております。コロナ禍の前から、岩出市のマラソン大会を紀の川市域に入って実施することについては、交通規制などによりご迷惑をおかけすることもあるとあって、沿線地域の方からは様々なご意見をいただいておりますが、何とか理解をいただきながら実施してきたところで、今回もコロナ禍前の15キロのコースでの実施にご理解いただけるよう、沿線地域の方々と協議を進めてまいりましたが、コロナ禍により大会を中止したことや規模縮小、距離短縮をしたことで、15キロコースの継続性が途切れたこともきっかけとなって、今回は協議が整わなかったということでもあります。

4点目の次年度に向けての課題については、沿線地域の方にご理解をいただき、コロナ禍前の15キロコースで実施できるよう、引き続き丁寧な説明と十分な協議に努めてまいります。併せて、岩出市域内で実施できるコース設定についても検討してまいります。岩出市に限らず各地のマラソン大会でも参加者数が減少の傾向にあり、参加者数の確保ということも課題となっております。より多くの方に参加したいと思っただけのような魅力ある大会となるよう、15キロコースの設定のほか、サービス内容などについても工夫と検討を行い、コロナ禍前にはあった約3,000人の参加申込みを目指してまいります。

○田中議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 岩出市以外の方の参加が岩出市内の方より大きく上回っているということでした。正確な数字ではないんですけども、和歌山県下で約18件のマラソン大会が開催されている中、9大会でハーフマラソンが開催されております。その中でも親子で参加できるファミリー向けのコース設定の大会も多数ありまして、マラソンマニアも含めたファミリーマラソン大会が開催されているということです。市民の方から岩出マラソンもハーフマラソンがあればとの声を聞くことから、ぜひともハーフマラソンコースの設定に向けて検討していただきたいと思います。

次年度の紀の川市沿線の方々のご理解いただければ、通常の5キロコースと併せればハーフマラソンも可能ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 大上議員の再質問にお答えいたします。

ハーフという距離だけを考えますと、現在の10キロのコースを2回回ったり、短い距離の周回コースを何度も回ったりすることで実施も不可能ではないと考えております。しかし、そういうコースに魅力を感じていただけるかと考えると、疑問もあるところです。先ほども答弁したとおりに、これまでの15キロコースの実施も難しい状況にありますので、まずは15キロコースで実施できるよう取り組んでまいります。

繰り返しとなりますが、より多くの方に参加したいと思っていただけるような魅力ある大会となるようコース設定をはじめ、サービスの内容などについて、工夫、検討をしております。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、大上正春議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

大上正春議員。

○大上議員 3点目の質問です。子育て世代の負担軽減を、についてお聞きいたします。

少子化が一層加速している深刻な事態が浮き彫りになっている現状、本市でも子供を持つことに不安や負担を感じる要因を一つ一つ取り除き、希望する人が安心して子供を産み育てられる社会を目指し、様々な取組を実施しております。

厚生労働省が2月27日発表した人口動態統計の速報値によると、2023年の出生数は75万8,631人で、過去最少を更新しました。政府の将来推移では75万人台になるのは2035年と見込まれておりましたが、想定より10年以上も前倒しとなっているということです。2023年の婚姻件数は48万9,281組となり、戦後初めて50万組を割ったとのこと。結婚・出産は個人の自由な意思に基づくものではありませんが、希望する人が諦めざるを得ないような状況は変えなければなりません。結婚や子育てに対する願いがかなえられるよう、社会全体で応援する仕組みを整える必要があると思います。

少子化の背景には、未婚化、晩婚化、経済的な事情や、依然として家事・育児の負担が女性に偏っている現状などが指摘されます。次世代育成応援対策推進法に係る岩出市行動計画に、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるようにすると



いう観点から、職員のニーズを踏まえた次世代育成対策を実施することが必要で、特に子育ては男女が協力して行うべきとの視点に立った取組が重要であるという考えが示されております。

ここでご質問です。仕事と子育ての両立できる市職員の勤務環境についてお聞かせください。また、男性職員の育児休暇取得に向けた取組と取得率についてお聞かせください。

○田中議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 大上議員の子育て世代の負担軽減を、の1点目についてお答えいたします。

仕事と子育ての両立できる職員の勤務環境といたしましては、子供が3歳になるまでの育児休業、小学校就学前までの部分休業の制度が浸透してきております。このような育児休業の制度を生かすためには、職場の上司、同僚等の理解が不可欠であることから、育児休業の取得回数の緩和がなされるなどの育児休業制度が改正された令和4年度に職員研修を実施して、制度の理解を図っております。また、育児休業などによる職員の欠員については、人事配置や会計年度任用職員の任用により、周りの職員の負担軽減となるよう対応しております。

引き続き、育児休業制度を取得しやすい職場とすることにより、仕事と子育ての両立をできる環境づくりに取り組んでまいります。

次に2点目、男性職員の育児休暇取得に向けた取組、また取得率についてお答えいたします。

育児休業の対象となる男性職員につきましては、育児休業制度などの説明を行い、取得推進に努めております。取得率につきましては、令和5年度で、男性職員に対する育児に関する休暇といたしまして、配偶者の出産に伴う休暇で取得率が50%、小学校就学前の子供の看護休暇で7.3%となっております。また、3歳までの子供に対する育児休業については16.7%となっております。

○田中議長 再質問を許します。

大上正春議員。

○大上議員 岩出市の行動計画には、男性職員の配偶者出産休暇の取得割合を令和6年度までに100%とすると明記されております。小学校就学前の子供の看護休暇についても、まだまだ女性に負担が偏っているように思われます。市民の方から孫の出産や育児に対する特別休暇についての問合せがありました。皆さんは耳にされた

ことあるでしょうか。男性が、いまだ取得し切れない育児休暇であるのに、孫のためとはいえ、祖父母に対してそのような制度があり得ないと思っております、よくよく調べてみましたところ、幾つかの自治体で導入されているようなんです。

一部ご紹介させていただきますと、三重県桑名市では、孫の育児のために祖父母が仕事を休む孫休暇を今年1月から導入されております。孫休暇は、孫の世話や看護のために祖父母が有給で休むことができる特別休暇制度です。各自治体で実施されております小学校入学前の子供の急病や予防接種などの際に、職員が取得できる看護休暇を中学校入学前の子供、また孫に拡大する形で導入されたそうです。定年延長などにより、祖父母世代が現役で働くことが当たり前になっている中、子育て世代の負担を軽減できるとしております。また、福島県郡山市では、現役59歳の市職員が孫休暇を取得、祖父母世代に当たる上司や先輩が職場で孫休暇を取ることで、若手職員の休暇取得への理解が深まるのではないかとのことです。

今後、定年が段階的に65歳まで引き上げられることから、孫を持つ職員も増えることも視野に入れたこの新しい制度について、本市のお考えをお聞かせください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 大上議員の再質問にお答えいたします。

孫の看護等に対する特別休暇に該当するもの、これについては本市では現在ございません。今後、国・県の動向を注視しつつ、情報収集に努めてまいります、現在のところ、特別休暇の改正は考えてございません。

○田中議長 再々質問を許します。

(な し)

○田中議長 これで、大上正春議員の3番目の質問を終わります。

以上で、大上正春議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午前10時55分から再開します。

休憩 (10時40分)

再開 (10時53分)

○田中議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告3番目、2番、梅田哲也議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

梅田哲也議員。

○梅田議員 3番、梅田哲也です。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で一般質問をさせていただきます。

今回の一般質問では、送水管整備事業と中学校における技術科の正規免許についてお聞きをいたします。

まず1月1日に発災した能登半島地震により犠牲となられた方々に、哀悼の誠をささげるとともに、被災された方々に心からお見舞いを申し上げます。

市長の施政方針にもありましたが、能登半島地震を明日は我が身と捉え、危機管理体制の強化と地域防災計画の検証を行い、一層の推進を図っていくとあり、まさに時宜を得た施策であると思います。

その中で、我々人間が生きていくのに最も重要な水を供給する水道事業ですが、能登半島北部の被災地では、3月1日現在、まだ27.6%が断水状態とのこと。岩出市が給水応援に行っている能登町では、3月14日現在、全戸6,220戸中、断水解除が4,385戸で、まだ3割程度が断水状況となっている状況であるそうです。

震度の大きさや地形の差はあると思いますが、いつ来るか分からない東南海・南海地震、また中央構造線を震源とする地震を控える岩出市にとって、水道管の整備促進は、震災対策の観点からも喫緊の課題であると言えます。

岩出市では、令和4年度から送水管整備事業に着手し、耐震化を含めた老朽改善を行っていくとあります。このことを踏まえて、送水管整備事業について、4点質問させていただきます。

まず最初に、事業を実施する目的、また事業の具体的な内容、規模、財源について、具体的にお答えください。

2点目に、安全対策として、漏水センサーを設置し、重大事故の防止に努めるとのことですが、運用はどのようにされるのか、お答えをください。

3点目に、各家庭へ水を送る配水管ですが、その老朽化対策と更新の実施計画はどのようになっているのか、お答えください。

4点目といたしまして、岩出市には、山間部の境谷地区、押川地区がありますが、整備する送水管ルートから外れていますが、問題点はないのか、答弁を求めます。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 梅田議員、1番目のご質問、送水管整備事業についてをお答えをいたします。

皆さんもご承知のとおり、能登半島地震では水道網が壊滅的な損傷を受け、広範囲で長期間の断水が発生し、市民の生活に大きな影響を及ぼしています。岩出市におきましても、現地に対し応急給水派遣及び応急復旧派遣を実施しているところですが、震災による断水につきましては、過去からも深刻な課題となっており、日頃から危機感を持って備えておく必要があります。

また、令和4年9月には、送水管の老朽化に伴う漏水に起因をし、広範囲的な濁り水が発生し、市民の皆さんに大きなご迷惑をかけました。岩出市においても、このような事態に対応するため、災害に強い安全・安心な上水道施設の構築に向け、国庫交付金を活用し、送水管整備事業を令和4年度から令和13年度にかけて、総事業費約48億円で実施をいたします。

事業実施に当たりましては、留保資金などにより賄い、水道料金の値上げは行わない予定であります。また、各家庭への水を送る配水管につきましては、現在、公共下水道事業に合わせて移設工事を実施し、更新を行っているところでありますが、未対策箇所につきましても、送水管に引き続き計画的に整備を進めてまいります。

なお、詳細につきましては担当局長のほうから説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○田中議長 上下水道局長。

○今井上下水道局長 梅田議員、1番目のご質問、送水管整備事業についての1点目、事業を実施する目的は、また事業の具体的な内容、規模、財源は、についてお答えします。

岩出市では、高塚地区の第一浄水場、第二浄水場、中島地区の第三浄水場から市内各所の配水池タンクに送水し、その後、各戸に配水しています。また、下中島地区の中島水源地からは中島地区ほかに直接配水しています。配水池のうち紀泉台低区配水池、桜台低区配水池の2か所は、市内の大部分の区域に配水する主要な配水池となっており、第一浄水場と第三浄水場からは紀泉台低区配水池、第二浄水場からは桜台低区配水池に送水しています。

しかし、平成21年度以降に整備された第三浄水場からの送水管を除きますと、法定耐用年数である40年を経過した管路の占める割合が51.3%と多くを占め、また耐震化管路の占める割合は26%とかなり低くなっております。

また、運用上の問題点として、紀泉台低区配水池と桜台低区配水池は、全く同じ容量の施設でありながら、桜台低区配水池が第二浄水場からの送水だけに依存しているために、配水量の比率がほぼ2対1でアンバランスな形態となっており、配水

が偏っているため、相互にバックアップができない状態であります。これらの問題解決、課題解決を目的として、送水管整備事業を実施しています。事業は、全体約9キロメートルを総事業費約48億円で2期に分けて整備します。まず、第1期事業として、令和4年度から9年度にかけ、第一浄水場から川尻地区までの約4キロ、事業費約23億円で、国から補助率4分の1の生活基盤施設耐震化等交付金の交付を受け整備します。これにより、一部古い送水管も残りますが、先ほど申し上げました課題はおおむね解消されます。

なお、整備に当たりましては、適正な口径への見直し等を実施し、経費の削減に努めてまいります。

続きまして、2点目の安全対策として、漏水センサーを設置し、重大事故の防止に努める具体的な運用方法は、についてお答えします。

老朽化した送水管に対し、管路に設けられている仕切弁等10か所にバッテリー式の漏水センサーを設置し、振動データを常時蓄積するとともに、蓄積データを毎日1回監視装置へ無線送信しています。万が一、管路に異常が発生した場合には、監視装置で自動分析、判定を行い、結果を上下水道局の保有する携帯電話に送信して、いち早く漏水を知らせます。常時監視により、漏水量が小さいうちに発見、復旧することによって、重大な漏水事故の未然防止に努めています。また、来年度には、老朽化した主要配水管についても、漏水センサーを設置してまいります。

続きまして、3点目の各家庭へ水を送る配水管の老朽化対策は、その実施計画は、についてお答えします。

市長答弁と一部重複いたしますが、現在、配水管については、耐震化に基づいて配慮した効率的かつ効果的な整備のために、公共下水道事業に合わせて、水道管の布設時期や重要度等により優先順位を定め、一部国の補助金を受け、移設工事を実施し、更新を行っています。配水管の未対策箇所につきましても、送水管に引き続いて計画的に整備を進めていきます。

続きまして、4点目の境谷地区、押川地区は整備する送水管ルートから外れているが、問題はないのか、につきましてお答えします。

境谷団地区には、安上の中継ポンプ場から境谷配水池に送水し、境谷配水池から各戸に配水しています。また、押川地区にも、若もの広場中継ポンプ場からクリーンセンター配水池に送水し、そこから各戸に配水しています。境谷配水池への送水管は平成10年に整備し、またクリーンセンター配水池への送水管は平成17年に整備しており、ともに耐震管が布設され、問題はありません。

以上です。

○田中議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 ただいま、市長からこの事業を行う中で、水道料金の値上げはないとご答弁をいただきました。利用資金と国庫補助金を活用し、計画的な実施をしていただければと思います。

市民の皆様も、この話、私が市民の皆さんにしますと、和歌山市では水道料金の値上げというのが検討されているようですから、総論的には賛成なんですけども、値上げはどうかなというご意見もありましたんで、安心をいたしました。ありがとうございます。

再質問でございますが、1点だけお願いいたします。石川県能登町へ岩出市上下水道局から給水派遣、また水道管の応急復旧派遣を実施していると聞いておりますが、まずもって職員の皆様のご労苦に感謝を申し上げます。

現地の水道管の被災状況や復旧状況について、把握されている範囲で教えてください。また、岩出市にとって参考になることがあれば教えてください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○今井上下水道局長 梅田議員の再質問にお答えいたします。

能登町への岩出市上水道局からの応急復旧派遣ということでございますが、能登半島地震では、地盤の液状化などにより水道管の破損が広範囲に発生して、能登半島北部の市町では、ほぼ全域で断水という状況が1週間以上続きました。また、水道管の破損は、ほとんどが非耐震管で生じています。水道管がどこで破損しているかという全容が把握できないため、復旧に当たっては、少しずつ水を通して漏水箇所を特定し、修繕を行う作業を繰り返す必要がありますが、被災エリアが広く、時間がかかっているという状況であります。

なお、現在行っている復旧作業は、応急的な機能回復のため、本格的な復旧にはかなり時間を要するものと思われまます。

○田中議長 再々質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 今、局長からご答弁いただきましたが、今までに給水派遣と、それと応急整備ですか、2回行かれているということですが、まだ今後行くご予定はございますか。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

上下水道局長。

○今井上下水道局長 梅田議員の再々質問にお答えいたします。

能登半島への応援につきましては、現在、まだ復旧のほうが思うように進んでいないということで、応援復旧について、また各市町の水道局、また水道業者のほうに、再度応援派遣ということで依頼は来ております。

なお、また応援給水のほうにつきましても、避難所への給水というのが、今主な点です。各戸の復旧というのは、現在進んでいるところですんで、避難所への給水、この先は建設される復旧住宅ですね、仮設住宅、そちらへの水道タンクを設けて給付されるということで、そういった避難施設への給水というのが求められてます。応急給水については、また4月27日から5月2日の7日間、第2回の応援給水として派遣されることが決定しております。以後も、まだまだ続くと思われれます。

○田中議長 これで、梅田哲也議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

梅田哲也議員。

○梅田議員 2点目の質問といたしまして、全国の中学校の技術担当教員の4人に1人は、正規の免許を持っていないということが、2月13日に文部科学省の調査で分かったという記事が各新聞で報道されました。文科省が力を入れるプログラミングなどの情報教育は、中学校では技術の授業で行われております。中学校での情報教育に課題が浮かんできたことから、文部科学省は、2028年度には全員を正規免許の教員にする改善計画を進めるとのことです。

調査結果によりますと、2022年度に技術を担当した教員、全国で9,719人のうち技術の正規免許を持っていたのは7,474人ということで77%、残りの23%は、他免許の免許で教える免許外教科担任か正規免許保有者を確保できないときに都道府県が例外的に出せる臨時免許の教員だったそうです。

地域間の格差も顕著で、東京、群馬、茨城の3都県と、さいたま市、京都市、大阪市の3市は、担当教員全員が正規免許を保有、技術の正規免許がない教員の最も高かったのは75%の和歌山県で断トツで、次に宮崎64%、大分58%、鹿児島56%、高知54%、北海道50%、青森で50%以上だったとのこと。

教える体制に問題があることが判明したことを受け、文部科学省は、今後、技術の免許保有者の着実な採用や、免許のある教員が複数校で指導するなどの対策を各都道府県教育委員会に促すということです。ただ、免許の取れる大学は、国立大学

の教育学部以外に、私学では、ちなみに関西では3校しかなく、対策が必要だと思います。

このことを踏まえて、3点お聞きいたします。

1点目に、岩出市立の中学校2校では、技術科担当教員の正規免許保有者の割合はどのようになっているのか、お聞きをいたします。

2点目に、正規免許の教員を増やしていく対策を市教育委員会としてどうされていくのか、お聞きをいたします。

3点目に、プログラミング教育を行う上で、サポート体制が必要ではないかと思いますが、中学校の現状と小学校についても教えてください。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 梅田議員ご質問の2番目、中学校の技術科担当教員の正規免許についてお答えいたします。

1点目、市立中学校における技術担当教員の正規免許保有の割合は、についてですが、本市両中学校では、現在100%、全員が正規免許保有者で、技術家庭の授業を担当しております。

2点目の正規免許の教員を増やす対策は、についてですが、県費負担教員の採用や人事異動については、県教育委員会の権限となりますので、今後も引き続き正規免許保有教員を本市両中学校に配置していただくよう要望してまいります。

また、議員ご指摘の今回の文部科学省の調査結果を踏まえ、和歌山県教育委員会において、当該教科の免許保有率改善のため、令和6年度から令和8年度にかけ、受講期間を3年とする免許法認定講習の開設が検討されております。2月末に受講希望者調査が行われ、本市教員では、技術において5名、家庭において6名の受講希望がありました。

次に、3点目のプログラミングを指導する教員のサポート体制は、についてですが、中学校においては正規免許保有教員が指導しておりますので、特にサポートが要るということはありません。小学校においては、学級担任が指導することになりますので、県教育委員会が実施するプログラミング教育支援員派遣事業を活用し、各学校において、必要に応じて支援員の派遣要請を行っております。

○田中議長 再質問を許します。

梅田哲也議員。

○梅田議員 2点質問させていただきます。



高校1年生では、2022年度以降、情報の活用やプログラミングについて学習する新科目、いわゆる情報1が必須となっており、来年度より大学入学共通テスト、2020年まではセンター試験と言うたんですけども、にも加わると聞いておりますが、高校への橋渡しとしての基礎を学ぶ中学校の技術科の課題は何か、お答えください。

2点目といたしまして、たまたま技術科のことが話題となっておりますが、ほかの教科で正規免許のない教員の担当教科はないのか、お聞きをいたします。

以上2点、よろしくお願ひします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 梅田議員の再質問についてお答えいたします。

まず、1点目の高校への橋渡しとしての中学校の技術科の課題といたしましては、小学校や中学校のプログラミングは、ブロックプログラミングと呼ばれるパソコン画面上にブロック状のパーツを組み合わせて行う方法でございます。ブロック状のパーツ一つ一つにコンピューターへの命令するコードが組み込まれております。これに対し、高等学校情報1でのプログラミングは、テキストプログラミングと呼ばれ、パソコン画面上に文字や記号、数字のみで、一つ一つの命令を記述する方法になります。命令するコードの意味を、文字、記号、数字の組合せで理解するのは難しく思われます。

本市では、中学校段階でこのテキストプログラミングに慣れてもらうことを目的に、中学校にライフイズテックというテキストプログラミング練習アプリを導入し、1人1台端末でホームページの作成練習を行っております。

続いて、2点目の他教科で正規免許のない教員の担当教科はないのか、についてですが、以前は本市でも免許外教科担当がいましたが、現在は全ての教科で正規免許教員が配置されております。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、梅田哲也議員の2番目の質問を終わります。

以上で、梅田哲也議員の一般質問を終わります。

通告4番目、5番、奥田富代子議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 5番、奥田富代子です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして

一問一答方式で質問いたします。

今議会では、1点目、県が推進している地域見守り協力員について、2点目、避難所運営について、3点目、投票しやすい環境づくりについて質問させていただきます。

それでは、まず1点目、県が推進している地域見守り協力員についてです。

地域見守り協力員制度は、県の事業で、地域で支え合い、安全・安心に暮らせる社会づくりを目指し導入されました。協力員は独り暮らしの高齢者らをさりげなく見守り、ふだんの生活の中で挨拶をするなどの声かけや、いつもと違う異変のサイン、例えば最近姿を見かけなくなったとか、夜も洗濯物が干したままになっている。逆に、天気が続くのに洗濯物を干していないなど、また夜になっても電気がついていない、いつもと違うこの異変のサインに関心を払い、異変を感じたら行政や民生委員らに連絡をするというボランティア活動です。

任期は3年で、活動経費は年間6,500円、県が市町村に補助金として交付するものです。この事業は2010年に始まり、本市も14年の実績があると思いますが、そこでお伺いします。

1点目、現在の登録人数と目標人数をお聞かせください。

2点目、この協力員は、各市町村からの推薦を受けて、県が登録するということですが、推薦の要件についてお聞かせください。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 奥田議員ご質問の1番目、県が推進している地域見守り協力員についてお答えいたします。

まず1点目についてですが、本市の登録人数は現在35人となっており、目標人数は、長期総合計画の中で、令和7年度までに30人、令和12年度までに45人としております。

2点目の市の推薦要件は、につきましては、本市では民生委員・児童委員の方から推薦を受けて県に推薦しております。

○田中議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 1点だけ、お伺いいたします。

令和7年度までに30人の目標に対し、既に35人が登録されており、令和12年度までに45人を目標にしているということです。

県によりますと、既に地域のために見守り活動等を尽力いただいている方々だけでなく、隣近所等のより多くの方々に、住み慣れた地域に応じた見守り活動への協力をいただくことで、地域全体でお互いに助け合い、支え合っていける社会づくりを目指したいとのことです。

本市は、現在のところ、民生委員・児童委員からの推薦を受けて県に推薦しているということではありますが、民生委員・児童委員からの推薦だけではなく、自治会や老人会とかで元気に活動されている方を推薦してもらってもよいのではないかと考えますが、市のお考えをお聞きいたします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 奥田議員の再質問についてお答えいたします。

自治会、老人会などからも推薦してもらってはどうかのことですが、地域見守り協力員は、民生委員・児童委員と連携する必要がありますので、推薦につきましては、民生委員・児童委員協議会と相談して検討してまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、奥田富代子議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6、最大震度7の揺れを観測した能登半島地震から、間もなく4か月になろうとしています。いまだ多くの方が避難生活を余儀なくされております。

県のホームページによりますと、南海トラフでマグニチュード8から9クラスの地震が、今後30年以内に発生する確率は70%から80%とされています。

今回の一般質問では、避難所の運営についてお聞きしたいと思います。

岩出市避難所運営マニュアルを見ますと、小規模避難所版と大規模避難所版があります。大規模避難所版のほうを読みましたところ、微に入り細に入り必要と思われることが記載されています。避難所の運営体系、運営主体では、避難所の運営は、避難者自身が行い、市職員やボランティアは避難所の運営のサポート役に徹すると書かれています。

そこで、1点目としまして、避難所の資機材の使用方法など、避難者にとって分かりやすい説明書はあるのかをお聞きいたします。

2点目としまして、このたびの能登半島地震では、避難所ではトイレの問題が大きく取り上げられていました。汚物のたまったトイレに行きたくないのも、トイレに行く回数を減らすケースもよく聞きます。避難所での困ったことでのランキングでは、トイレの問題、プライバシーの確保、暑さや寒さ対策が上位を占めています。市の避難所運営マニュアルの季節を考慮した対策としまして、冷暖房設備の整備で、避難所内の温度環境に配慮するため、冷暖房機器等の整備を検討するとあります。そこで2点目として、トイレの問題、プライバシーの確保、暑さ・寒さ対策等の課題に対して、本市の対策はどうかをお聞きいたします。

3点目として、災害時に見過ごされてきた性被害や性暴力について、東日本大震災での調査によりますと、避難所での着替えをのぞかれたり、夜に男性が布団の中に入ってきたり、支援を引き換えに性的な行為を要求されたりした事例があったとのこと。被害者と加害者が共に被災者のため被害を訴え出にくく、泣き寝入りするケースも少なくないと考えられます。本市では、避難所での性被害、性暴力を防止する対策について、どのように考えておられるのかをお聞かせください。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 奥田議員、2番目のご質問の1点目についてお答えいたします。

岩出市では、先ほど議員もおっしゃったように、避難所運営マニュアルを作成し、各避難所へ配置しております。資機材の使用法につきましては、マニュアルを備え付けており、特にマンホールトイレについては、設置訓練を中学校の防災訓練や交通公園でのイベントで実施しております。

続いて、2点目と3点目についてお答えいたします。

市では避難所の運営において、女性だけでなく、子供、高齢者、障害のある人など、全ての避難者が安全に避難生活できるよう取り組んでいるところでございます。女性、子供、高齢者、障害のある人等への犯罪に対する対策として、防犯ブザーやホイッスルの携帯を呼びかけを行うとともに、人目のないところへ1人で歩かない、明るい時間に移動する、移動するときは声をかけ合う、トイレに行くときには1人で歩かないなどの注意喚起や、危険箇所や必要な対策について意見を聞き、環境改善を行うことが重要と考えており、避難所運営マニュアルにも記載しております。

プライバシーの確保については、段ボールパーティションなどを備蓄しており、暑さ・寒さ対策については、大型扇風機や毛布などの資機材を各避難所へ配置しております。

今後とも円滑な避難所運営のために、様々なニーズの把握、資機材の整備に努めてまいります。

○田中議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

○奥田議員 避難所運営マニュアルを作成し、各避難所に配置し、資機材の使用方法についても、マニュアルを備え付けておられるとのこと。しかし、懸念されることは、避難所運営マニュアルの情報というのは膨大で、知りたい情報を探すのに時間がかかる。また、複数人で作業しづらいなどの問題が発生するという点です。最近では、市販の避難所開設キットを配備する自治体が増えてきたと聞きます。避難所開設キットを導入するメリットには、災害時の迅速な対応が可能になることです。災害は突如として訪れ、その際、避難所の設営に時間を要すると、避難者の安全確保や生活環境の整備が遅れ、混乱が生じる可能性があります。避難所開設キットの指示書どおりに行動することで、誰でも避難所を開設でき、必要なアイテムが1つにまとまっているため、迅速な対応が可能となります。

そこで、避難所開設キットを配備する考えについてお聞きいたします。

2点目としてトイレの問題です。能登半島地震でトイレトレーラーの活躍が報道されています。牽引車さえあればどこにでも移動ができ、給水タンク、汚水タンクを備えているため、到着後すぐに使用することが可能です。まだまだトイレトレーラーを所有する自治体は少ないと思いますが、これからは普及が進み、いざというときは自治体同士で助け合えるようになることを期待します。

そこで、本市での導入の考えと、近隣市町村での導入状況についてお聞かせください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

まず、避難所の開設キット、これの整備ということ。市で避難所設営には避難所運営マニュアルのほかに、大きな施設には施設別マニュアルも用意しております。これで対応は可能と考えてございます。

なお、避難所開設には、まず施設の安全確認を施設管理者、もしくは市職員が行い、その後、施設に用意しております、これがちょっとキットと合うのかどうかはあれなんですけど、避難所開設スターターキット、これを用意してございますので、施設の運用開始を始めることとなります。

次に、トイレトレーラーについてですが、市ではトイレトレーラーというよりもマンホールトイレの整備を現在進めております。また、下水道が破損した場合など、マンホールトイレが使用できなくなる場合にも備えまして、凝固剤を用いた簡易トイレの整備も併せて行っております。このことから、現在のところ、移動式トイレの考えはございません。

また、ただ令和6年度において、和歌山県においてトイレトレーラーの予算を計上しているということを知っていますので、そちらのまた内容なども精査してまいって、いろいろ研究してまいりたいと考えてございます。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、奥田富代子議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

奥田富代子議員。

○奥田議員 3番目は、投票しやすい環境づくりについてです。

選挙は、市民の声をじかに聞く重要な機会です。投票できない、投票しにくい有権者がいないよう、投票しやすい環境づくりは重要です。最近、多くの方が利用するショッピングセンターに投票所を設ける取組をしている自治体もありますが、二重投票を防ぐ手だてとして、全投票所にオンラインでつなぐ必要があり、本市では今のところ難しいと思われまます。

今議会で投票しやすい環境づくりを質問するきっかけは、高齢者の方から、投票所まで遠くてよう行けない、近くに投票所をつくってもらえないかとの声を聞いたからです。1人でも多くの方が投票所に来やすくするのは行政の務めと考えます。

そこでお聞きします。1点目、当日投票所と期日前投票所の数をお聞きいたします。

次に2点目として、令和4年第3回定例会で同僚議員が、高等学校や商業施設へ公用車などを活用して移動期日前投票所の開設を一般質問されました。それに対するご答弁は、投票しやすい環境整備は重要であると認識しており、今後も引き続き研究してまいりますとお答えされておられました。

私は、高齢者の投票しやすい環境の観点から、車を使ったこの移動式投票所の実現を目指したく、移動式の期日前投票所の調査研究の進捗についてお聞きしたいと思ひます。

○田中議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

行政委員会事務局長。

- 西浦行政委員会事務局長 奥田議員、3番目のご質問、投票しやすい環境づくりについての1点目、市における投票所の数は、についてお答えいたします。

現在、市の投票所の数は、期日前投票所が1か所、当日投票所が18か所となっています。

次にご質問の2点目、移動式の期日前投票所の調査研究の進捗は、についてお答えいたします。

現在、幾つかの自治体におきまして、投票所の統廃合により、利便性の低下した地域等に移動期日前投票所を開設しており、山間部等の集落等では投票機会の提供となっております。しかしながら、二重投票を防ぐオンラインシステムの構築や、職務代理者、投票事務従事者や立会人の確保、対応可能人数など、課題も幾つかあると考えます。

選挙管理委員会におきましても、期日前投票所の増設は、選挙人の利便性を高め、投票機会の拡大につながることから、投票しやすい環境整備が重要であると認識しております。また、若者はもとより、来る高齢化社会に向けて、さらなる投票機会の提供は重要な課題であると考えますので、様々な選択肢を引き続き調査研究してまいりたいと思います。

- 田中議長 再質問を許します。

奥田富代子議員。

- 奥田議員 様々な選択肢を引き続き調査研究されるということですが、他市町村における移動式投票所を導入している事例、また導入に向けて進めている事例等があればお答えください。

- 田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

行政委員会事務局長。

- 西浦行政委員会事務局長 奥田議員の再質問にお答えいたします。

他市町村の事例はということですので、一部では、ノンステップバスや福祉車両等を利用し、投票所の統廃合により最寄りの投票所がなくなった地区や山間部集落への対応等に活用されております。

それから、これは試験導入ではございますが、つくば市において、自宅前に移動式期日前投票所を運行するオンデマンド型移動投票所の実証実験が実施され、導入に向けて進められているところでございます。こちらに関しては、先行事例として注視してまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

(な し)

○田中議長 これで、奥田富代子議員の3番目の質問を終わります。

以上で、奥田富代子議員の一般質問を終わります。

通告5番目、6番、尾和正之議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

尾和正之議員。

○尾和議員 皆様、お疲れさまでございます。6番、尾和正之でございます。

冒頭申し上げさせていただきます。このたび、能登地方を震源とする大規模災害により犠牲となられた方々に心よりお悔やみ申し上げるとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。被災地域の皆様の安全確保、そして一日も早い復旧・復興を謹んでお祈り申し上げたいと思います。

それでは、議長の許可を得ましたので、能登半島地震の課題・教訓から、本市の防災対策見直しについて、この視点で一問一答方式にて、通告に従い一般質問を行います。

この質問は市民の方々と意見交換をした際に出た話であり、能登半島地震をテレビやネットを見て不安に思う中、本当に今ある岩出市の防災対策で十分と言えるのか。見直しが必要と思うが、また断水したとき、医療水や生活水の確保が大切だよ。そのときのトイレ問題など、今回の震災や東日本大震災を教訓として、市民の方々が既存の防災対策を不安に思う現状があり、見直す必要性があると思っています。

来る南海トラフ地震に備え、防災対策の検証、見直しは喫緊の課題だと考えます。そこで、市民の方々に現状を把握していただき、市政には対策改善提案を求めています。

今後の生活において、市民が安全で安心して暮らせる岩出市につながると考えますし、より市民の防災意識の向上に向かうものと思いますので、この質問に対し、市政の方向性を示していただきたいと思います。

それでは、能登半島地震の課題・教訓から本市の防災対策見直しについて、3点お伺いします。

最初に、2024年、令和6年1月1日16時10分発生した令和6年度能登半島地震は、最大震度7という非常に大きいもの、能登地方の観測記録史上最大で、石川県、富山県、福井県、新潟県の北陸地方を中心に被害をもたらしました。特に震源に近く、



大津波警報も出た石川県の被害は甚大なものとなっております。この震災は全国民が注視するところであり、これから起こるであろう東南海地震の防災対策を見直していく必要があります、災害対策を振り返る中で、浮かび上がった課題を乗り越える方策や災害対策で有効と認められる新技術等を明確にし、今後の初動体制、応急体制を強化するための措置等について、今後の対策に反映する必要があると考えます。

市長、冒頭の施政方針の1番目に、能登半島地震など、災害を踏まえ、明日は我が身と捉え、危機管理体制の強化と地域防災計画の検証を行い、これまでの取組を見直すというとともに、一層の推進を図ってまいりますと述べられております。

これらを踏まえて、今回の災害対応に生かされた対応で評価できる点と改善すべき点と被災地で喜んでいただいた点を抽出し、今後の災害対策に生かしていかなければならないと考えています。

そこで、今回は生かされた対応で、評価を受けた水問題と被災地で喜んでいただいたトイレ問題を提起し、提案したいと考えます。

そこで、新しい見直し、見解を提案させていただく前に、3点質問させていただきます。

1点目としましては、今回の震災で本市が見直した防災対策についてお答えください。

2点目としまして、災害時の生活用水を確保するために本市の対策は、そして今回断水時に活躍した井戸について、本市の市民や事業者が所有する井戸の数は、また市が管理所有する数は、についてお答えください。

3点目としまして、一番困るとされるトイレ問題に対して、市の対策は、についてお答えください。

この3点について答弁願います。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 尾和議員のご質問の1点目についてお答えいたします。

まず、本市が見直した防災対策についてでございますが、令和6年度において、地域防災計画検証事業として地域防災計画の見直しを行います。令和6年能登半島地震も含め、全国各地で大規模な自然災害が起こり、甚大な被害が発生している実態を受けて、地域防災計画全体について、改善点等の検証を行うことにより、次回の見直しにおいて、地域防災計画の強化充実を図るものでございます。

続いて2点目ですが、生活用水の確保について、市では、給水車による給水や浄

水器の使用を考えております。また、防災用井戸に関しまして、市民や事業者の所有数は把握しておりません。また、市での設置管理についても、現在のところ、ございません。

続いて3点目でございますが、災害時に安心して使用できるトイレの確保は、避難生活において大変重要と考えており、市ではマンホールトイレの整備を行っております。マンホールトイレは、停電や断水等で既設トイレが使用できない場合、避難所となる公共施設などに設置するもので、便座やテントを組み立てて使用いたします。また、大型のテントも整備しておりますので、車椅子を使用されている方や介助が必要な方もご利用いただけます。

また、マンホールトイレは、様々な人が使用することから、防犯面からも安心快適に使用できるようにするため、プライベートな空間に配慮した遮光性のあるテント、手すり付きの便座を整備しております。マンホールトイレの性質上、し尿を直接下水道管へ流すことが可能であることから、衛生面において極めて有効であると考えております。しかし、トイレが不衛生でありますと、不快な思いをする被災者が増え、トイレの使用をためらうことによって、健康被害を引き起こすおそれもございます。このことから、継続的な清掃等により衛生管理を十分に行う必要があり、避難所マニュアルにおいても、トイレの衛生管理については、トイレの清掃手順などを定めるほか、清掃及び消毒を行うための必要な備品の充実に努めているところでございます。

今後も快適なトイレ環境の確保に向け、様々なニーズの把握、備品の整備に努めてまいります。

○田中議長 再質問を許します。

尾和正之議員。

○尾和議員 それでは、3点再質問をさせていただきます。

1点目としまして、2点目の再質問ですが、答弁いただいた本市の防災井戸に関して、市や事業者の所有数は把握していないとのこと、また市で設置管理についても、現在のところ考えていないと答弁いただきました。これに関して、防災の観点から、いささか疑問符がつくところでございます。ここ10年、我が国、日本は未曾有な豪雨災害、毎年被害に苦しむ大型台風、地震列国と、誰もが考えても、災害時にライフラインの水が必要となるケースが多いと思います。

災害で上水道が断水した場合、必要な生活用水を確保するのが難しいのも事実であり、今回の能登半島地震でも、約3か月たつのにまだ上水道が普及されていない

ところがあるとのこと。その中、報道では、市民や事業者の井戸を提供された市民が使われているのも事実であります。

これらを踏まえて、他の自治体では、井戸を所有する市民や事業者に対して、断水時に井戸水を無償提供する災害協力井戸の登録を行政主導で登録を呼びかけたり、市のホームページで登録した井戸の所在情報を公開しているところもあります。また、先ほどとは別に、公民館や小中学校といった避難所に市が所有管理する防災井戸があるのも事実です。他の自治体の例を挙げれば切りがないですが、年々増えているとのこと。これは防災に関して必要とされることであり、現に今回の震災で生かされた対応で、評価を受けた事例の1つだと考えます。

そこで質問です。防災井戸と防災協力井戸の本市の認識は、について、また今後取り組んでいくお考えはあるのか、答弁願います。

2点目としまして、3点目で答弁いただいたマンホールについて、大規模災害時、下水道管が破損した場合、使用できるのかについてお答えください。

3点目としまして、今回の災害で活躍した移動式トレーラーについて提案させていただきたいと思えます。

今回の震災も含めて、災害で何に困り、何が必要かとの検証は、今までの課題・教訓から多くの情報があります。これらは、今後の防災対策に生かさなければならぬと思っております。そんな中で、避難所におけるトイレ問題は毎回報道され、一番困ったことは何かと問われれば、トイレ問題と答える方が多いと。災害時においても、ライフラインは、電気、ガス、水道の順番で普及しており、水洗トイレが使えるようになるまで時間を要することとなります。

これまでの大規模災害で、不衛生なトイレを利用したくないために、水や食事を控えた結果、栄養状態の悪化や脱水症状、エコノミー症候群など、健康を害する事例が報告されています。避難者の健康や避難所の衛生環境を確保する上で、災害時のトイレ対策は大変重要だと考えています。

これらの質問を改善するために、他の自治体では、移動式のトイレを導入したり、検証が進んでいるそうです。今回もそうですが、過去にも避難所の方々から、とにかくきれいで明るく衛生的だと高い評価を受けている。また、災害時に断水で利用できない公共のトイレとは違い、平時から必要とされるイベントや式典、根来寺の大門駐車場などに使用できると考えますが、費用対効果に関しても立証されていると感じます。

最後に、岩出市民に対してきめ細やかな安心を前もって提供できることは、市民

にとって、住んで安心できる防災対策の1つと考えますが、本市の移動式トイレの認識と、先ほどもお答えいただきました今後の取組について、何かより深くお答えがあればお聞かせ願いたいと思います。

この3点についてお答えください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 尾和議員再質問にお答えいたします。

まず1点目の防災井戸、防災協力井戸、市の認識と今後の取組の考えについてでございますが、地震発生時において、井戸水につきましても水質が変化することもあり、洗濯やトイレなどの生活用水としては活用できる可能性はありますが、そのままでは飲用に適さないとされております。断水が続き、給水支援等が望めないときには有効であると考えますが、各個人の所有の井戸水の利用は、今後の課題であると考えてございます。

次に2点目、水道管が破損した場合のマンホールトイレの使用についてですが、マンホールトイレの課題といたしましては、災害により下水道管が破損した場合など、マンホールトイレが使用できなくなる場合が想定されてございます。市では、この場合を想定いたしまして、マンホールトイレの整備と合わせまして、凝固剤を用いた簡易トイレの整備も行ってございます。便座やテントを組み立てて使用するのと同じですが、下水道管へ流すことができないため、便座に袋をかぶせて、凝固剤で固めるといった方法ではありますが、使用後は燃えるごみとして処理可能であり、トイレ1回ごとの使い切りとなりますので、衛生面においても有効であると考えてございます。

次、3点目、移動式トイレの設置についてですが、先ほども答弁いたしましたように、市ではマンホールトイレの整備を進めております。現在のところ、移動式トイレの設置の考えはございませんが、先ほど奥田議員にもお答えしましたとおり、和歌山県において、令和6年度で移動式トイレの購入の予算を計上しているということでございますので、そちらも含め研究をしてまいりたいと考えてございます。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、尾和正之議員の1番目の質問を終わります。

以上で、尾和正之議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後 1 時 15 分から再開します。

休憩 (11時 55分)

再開 (13時 13分)

○田中議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告 6 番目、14 番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 14 番、増田浩二。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

今議会では、学校給食無償化の実施、教育環境の改善面での電子黒板と体育館へのエアコン、事故多発地点の改善と歩行者の視点から見た改善策の取組について質問を行います。子供たちや市民生活における改善点において、市当局の誠意ある答弁を求めるものです。

まず、学校給食の無償化について質問を行います。

学校給食の意義と学校給食の役割については、学校給食法に、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するもの、学校給食の普及、充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とすると、教育的役割の推進が期待されて、実施がされているものです。

今回取り上げる学校給食無償化の目的は、学校給食を受ける児童または生徒の学校給食に要する費用、保護者の負担から軽減し、より一層子供を産み育てやすい環境を推進することを岩出市で行ってほしいからです。子供を育てることは、未来の日本を支える人材を育てることであり、社会全体で支えていく必要があります。学校給食を無償化することで、子供たちの安心で充実した食の環境を整える取組を進めることができます。

まず最初に、岩出市でも学校給食の無償化を行うべきと考えますが、市当局の見解をお聞きをします。

2 点目として、和歌山県が令和 6 年度予算において、学校給食無償化を実施する自治体に対して補助を行う支援策を打ち出しました。知事は、国が行う施策だと考えるが、政府の対応を待ってられない。一日も早い子育て支援をしたいとの考えで、支援策が打ち出されたものです。県の制度は10月から半年分について、無償化実施自治体に対して、2分の1を県が補助をするものです。この制度を活用し、無償化を実施する自治体がさらに増えると思います。

令和5年10月現在で、県下30市町村のうち22の自治体で無償化の取組が行われています。未実施の自治体は、海南市、有田市、田辺市、高野町、湯浅町、有田川町、印南町、上富田町、串本町、そして岩出市が未実施となっています。

今回の市の打ち出した方向によって、私はさらに無償化する自治体が本当に増えると思うんです。岩出市として、制度を活用して無償化に取り組むべきと考えますが、市の見解をお聞きをします。

3点目として、岩出市でも令和6年度から人口減少が予測されるとしています。学校給食を無償化するだけで、人口減少は食い止められるわけではありませんが、学校給食の無償化をはじめ、子育て支援策の充実を行うことが、少子高齢化に対して、岩出市が進める、安心して暮らせるまち、住んでよかったと思えるまちの実現につながるのではないのでしょうか。

少子化対策、人口減少を食い止める上の施策として、また子育て支援策の充実施策の1つとして、学校給食の無償化も求められると考えますが、子育て支援としての視点はどう持っているのか、岩出市として持たないのか、この点について質問を行います。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○津田教育長 通告に従いまして、増田議員1番目のご質問に一括してお答えいたします。

県におきましては、公立小中学校の給食費無償化を実施する市町村に、給食費の一部を補助する学校給食費の無償化支援を令和6年和歌山県一般会計予算を含む中で、和歌山県議会6年2月の定例会において可決されましたが、現在、県内市町村に示されております無償化施策の内容が不明確であることから、学校給食の無償化への対応については、今後の県の動向に十分注意してまいりたいと考えております。

なお、学校給食の無償化につきましては、子育て世帯への経済的負担を軽減するとともに、確実に子供の支援ができる取組であると考えております。

○田中議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、教育長から答弁をいただきました。残念な答弁だなというふうに、本当に私思います。県の動向云々という、そういうお答えなんです、県の動向というのは、既にもう出てるんですね。10月から県内の自治体の市町村で学校給食無償化をぜひやってほしい、こういう思いから県が半額を出す。それが今回打ち出し

た方針なんですね。

岩出市においても、県のこの支援策に対して応えていく。岩出市でも10月からやっていくんだ、こういうお答えを私期待していました、正直ね。ところが、検討する云々以前の問題として、県の動向、これさっぱり分からないんですね。じゃあ、10月以降どうするんですか。それまでに岩出市として答えを出すのかどうか、この点、まずお聞きしたいと思います。

岩出市として、県の10月から云々というこの制度で、いつまでにするのか、しないのかということも結論を出すのかと、この点をお聞きしたいと思います。

そして、もう1点は、市長にお聞きをしたいんです。今回、県が打ち出した制度、県知事が打ち出したものです。教育委員会が打ち出したものじゃないんです。先ほど教育長から答弁いただきましたが、岩出市長として、県知事がなぜこの制度を打ち出したのか。そして、県知事の思い、これを市長としてどう捉えていくのか、この点をお聞きをしたいと思うんです。

そして、できるのであれば、岩出市長として、この岩出市で学校給食無償化したい、こういうことを考えないのかどうか、考えておられないのかどうか、この点、市長自身のお考え、再度お聞きしたいと思います。

○田中議長 ただいまの1番目の再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○津田教育長 増田議員の再質問についてお答えいたします。

学校給食無償化につきましては、3月6日の県議会でも、県議のほうから、市町村の現状を踏まえた制度設計になっているのかという質問があり、知事からは、実施する10月までの半年の間に、市町村の現状に合わせた具体的に何の問題もない、できるだけ実情に合った制度設計をさせていただきたいという答弁がございました。こういった状況を踏まえまして、先ほどの答弁とさせていただいたわけでございます。

○田中議長 市長。

○中芝市長 増田議員の再質問にお答えをいたします。

学校給食の無償化は、普遍的に子ども・子育ての施策であり、全国一律の実施が望まれることから、本来国がやるべき施策であり、今まで国や県に対して、全国市長会を通じて、全国一律の制度の構築を要望してまいりました。このたび県が国に先駆けて、令和6年10月から学校給食の無償化に取り組むことを受け、岩出市といたしましても、教育長が答弁したとおり、今後、県から示される制度設計の内容を

十分精査し、バランスの取れた行財政運営に向け、長期的な視点を持って判断をしてまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 教育長に対してお聞きした部分で、ちょっとお答えもなかったのかなと思うんですが、県としては、10月から実施する自治体に対しては半額出しますよという温かい支援策だと思うんですね。じゃあ、岩出市は今の動向から見ると、どう考えても、今後も、やっぱり学校給食の無償化についてはやらない、そういうことになるのかなと。もしやるのであれば、既に今議会、市長からもそうだし、教育長からも岩出市としては前向きに考えてやっていきたい、こういう答えが私は出ると思うんです。

結局、岩出市、来年度以降もどうなるのかというのは、10月まで結論が出ないのか、それとも実際に、先ほど県の動向ということをおっしゃったので、県の動向も含めたという部分については、ほかの自治体、残り8つの自治体の状況も含めて、他の自治体が和歌山県知事のこの施策に対して、やっぱりうちの自治体やっていこう、そういうことが、私は絶対進むと思うんです。

そんな中で、岩出市もそういう他の自治体の状況も含めて、その動向を見ていくんだと、そういうふうにとっていいですか。もしその場合だったらね、10月から実施をする。それであれば、少なくとも、そういうことを住民に知らせていく。そういうことをするならば、やっぱり市の広報なり、そんなところへ載せていくというような形になると思うんです。だったら、少なくとも7月、8月ぐらいまでには、市としての結論が出さんと、その対応というのも求められると思うんですね。

だから、そういう点で言うと、岩出市の考え方、それについては、他の動向を見るんだということは、前向きに実施をしていく。そういうことを前提に考えておられるのかどうか、この点、再度お聞きをしたいと思います。そして、結論を出すのはいつなのか、この点も併せてお聞きをしたいと思います。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○津田教育長 増田議員の再々質問についてお答えいたします。

先ほど市長のほうからの答弁にもございましたが、県の制度設計が、今のところ不明確であるということをご理解いただけたと思います。ですから、県の制度設計が明確になってから検討を始めたいと。今、岩出市の子供たちのために、安心・安



全な給食をこれからもずっと続けていかなければならないと。そういった中で県の制度設計がはっきりと分からない中で、今後のことは、まだ何とも言えないということでございます。

ですから、県のほうが、これから各市町村と協議をし、いろいろな問題点をクリアしながら制度設計を行っていくというふうに聞いております。その制度設計が明らかになり次第、検討のほうを始めさせていただきたいと思っております。

今も答弁させていただきましたとおり、県の制度設計が明らかになってからということです。

○田中議長　これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員　次に、教育環境の改善について、電子黒板の導入と体育館へのエアコンについて質問を行います。

2019年末、文部科学省は、義務教育において、児童や生徒の個性を尊重した教育を実現するためのGIGAスクール構想を打ち出しました。GIGAスクール構想とは、変化の激しい時代を生き抜くために、従来の一斉教育だけではなく、多様な子供たちをただ一人取り残すことのない、個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる構想のことです。

岩出市においても進められつつありますが、教育におけるICTを基盤とした先端技術の活用が重要となり、学校では生徒たちがデジタル教材とタブレット端末を使用して授業が受けられるよう、校内の高速ネットワーク環境や機材の整備を進めていく必要があります。このタブレット端末と併せて導入が推進されているのが電子黒板です。

まず電子黒板について、1点目に、電子黒板の導入についてお聞きをします。

まず教育委員会として、この電子黒板についてのそのものについての見解、これをお聞きをします。

2点目として、電子黒板の活用は、生徒に対しては視覚的に理解を深めやすく、授業の活発化が見込め、教員に対しても、業務の効率化や負担の軽減につながるなど、多くのメリットがありますが、市としての導入の考え方をお聞きをします。

3点目として、GIGAスクール構想の推進には欠かせない要素となります。文部科学省も積極的に電子黒板の導入を推進していますが、市における、この取組における見解をお聞きをしたいと思えます。

2点目として、小中学校の体育館にエアコンの設置についてお聞きをします。

現在、小中学校の体育館にはエアコンの設置はされていません。学校の体育館は、天井面からの日射による熱侵入が大きく、それでいて体育館内の容積に応じて蓄積できる熱容量も大きいため、気温や湿度が一度上がると、なかなか下がりません。窓を全面的に開けられれば、換気により熱を逃がすこともできますが、クラブ活動や競技、式典の最中には、それも限定的にしかできません。

夏場の体育館は、熱中症になる危険性が極めて高い場所としても知られています。にもかかわらず、体育館のエアコン設置率はまだまだ低いのが現状ですが、今、各自治体で改善の取組が進められてきています。岩出市においても改善に向けて、エアコンの整備が求められると考えますが、今後の対応について、まずお聞きをします。

2点目は、今、日本において地震が頻発する状況が起きていると感じます。今年1月の能登半島地震をはじめ、関東方面でも地震が頻発しています。このような地震に関連した避難場所として、体育館の役割は大きなものとなっています。阪神・淡路大震災、東日本大震災、今回の能登半島地震などにおいて、避難場所としての役割を果たす上の健康管理面での教訓としても、体育館にエアコンの必要性が求められますが、避難場所としての視点から見たエアコン設置の考え方、これをお聞きをしたいと思います。

以上、2点について質問を行います。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 通告に従い、増田議員のご質問の2番目、1点目についてお答えしたいと思います。

本市では、令和元年、2019年から2年かけて、岩出市立の小中学校全ての普通教室と特別支援学級に大型モニターを設置いたしました。現在も学級数増の学校に対しては追加購入をしております。この大型モニターと教師用パソコンを接続することで、電子黒板と同様の効果を実現しております。また、教師用及び児童用パソコンには、ロイロノートという学習支援ツールを導入しており、低学年の児童でも操作しやすく、各児童生徒の画面も、それぞれのパソコンで共有することができるので、視覚的にも分かりやすくなっております。ほかにも、児童生徒がロイロノートで教師用パソコンに課題を提出すれば、一括管理がすぐにでき、教員の負担軽減にもつながっております。

議員ご指摘の文部科学省も積極的に導入を推進しているということにつきましては、教育のICT化に向けた環境整備5か年計画、2018年から2022年度の中で、文部科学省が目標としている水準として示しているのは、電子黒板ではなく、大型提示装置のことであり、本市はこの水準を満たしております。

続きまして、ご質問の2番目の2点目について、一括してお答えいたします。

災害発生時において、地域の避難所としても利用される、既存の体育館への空調設備の設置については、断熱性能が確保されておらず、冷暖房効率が悪いこと及びキュービカル、受電設備のことですが、受電設備の容量不足が課題となっており、改修を含めた整備費用やランニングコストの算定、補助制度の活用など、慎重な検討が必要となると考えております。

このことから、いつ発生するか想定できない災害時の対応につきましては、その季節や環境において、可能な最良の手段をもって対応していくことになると考えてございます。

○田中議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今答弁いただきました。このGIGAスクール構想で、岩出市が導入している電子黒板、これについては今も発言がありましたけれども、モニターなんです。今、学校の先生方が改善してほしいと言っているのは、このモニターなので、タッチパネルにおいて操作ができないんだと。だから、こういう今の状況から、何とかテレビモニターだけの状況から、もっと使いやすい便利なものに変えていってほしいんだという形で、教職員組合の方からなんかでも電子黒板の導入、本来の意味でのタッチパネルで操作ができる、そういうような形の電子黒板を導入してほしいということが今されているんですね。だから、そういう形で今のテレビモニターにタッチパネルとして使えるような対応策の改善、こういうものはできないのかどうかという点が、まず1点です。

そして、電子黒板には3つの形態があって、ディスプレイ型というような形の部分とプロジェクター型というスクリーンへの投光で使うようなやり方とか、ユニット型という形で、既存の液晶テレビやプロジェクターをタッチパネルとして使用できるタイプがあるんだということが載っていたんです。仕組みについては、要するに今のモニターの既存の機器をタッチパネル化する、そういうセンサーを取り付けて、そしてセンサーからの情報を受信するような形での対応で、パネルを操作できるような形になるんだというようなことなんかも書かれていました。

ただ、この場合にタッチ感度が悪いとか、若干使い方が悪いというように感じるんだということもあるんだということもちょっと書かれていたんですが、少なくとも、今の学校現場の先生が、やっぱりもっと自由にと言うてええんかな、便利に使える、学校の先生方が求めている形の電子黒板、こういう形態に変えていく、そういう必要が私はやっぱりあると思うんです。

だから、そういう点で、今の形から、教育委員会として、さらに改良・改善、こういうことを今後考えていく、そういう対応なんかは考えておられないんでしょうか。この点をまず1点お聞きしたいと思います。

もう1点は、体育館の関係です。体育館におけるエアコンについてはスポットバズーカ、このスポットバズーカという形式のものがあるそうです。教育委員会はご存じでしょうか。要するに、狙ったところに冷たい風ですね、夏場やったら冷たい風を届けられて、ランニングコストも、これ安いとされています。要するに、冷やしたいなというようなところをピンポイントで狙って、冷やしてやっていくというものです。体感温度が14度、体育館全体冷やさなくても、子供たちなんか活動している場所だけを冷やして、熱中症を予防する、こういうことができる、こういうふうに言われています。

現在、埼玉県の中学校や岐阜県の笠松町、ここの松枝小学校などで導入してきています。ぜひこういうものを市としても、私はぜひこれ研究していただきたいなというふうに思っています。

だから、どうも岩出市の場合、そもそも学校の体育館にエアコンはつけるのは無理なんだと、そういう視点に立っているんじゃないのかなというふうに私は思うところがあるんです。でも、やっぱりいろんところで創意工夫、研究なんかして、先ほど言った岐阜県なんかの小学校のところなんかもつけてきているという実態があるので、私はぜひこういうところなんかも研究していただきたいなというふうに思うんです。

そういうことなんかも、教育委員会で設置をしていく、前向きに考えていくという形での調査研究、こういうことはされる気はないのかどうか、この点、再度お聞きをしたいと思います。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まず電子黒板についてですが、本市においても、ユニット型のモニターの上に取り

り付けてタッチパネル化するという装置を3台導入しまして、各学校で実証実験を行っていただきました。その結果、現在は使用されておられません。やっぱり不具合が多いということでございます。

各教室に大型モニター設置して3年がたったところでございます。議員おっしゃるとおり、大型モニターと電子黒板の違いは、画面タッチができるかできないかだけの違いでありまして、パソコンでクリックすれば画面タッチと同じ操作ができますので、次回の機器入替え時期がまいましたら、検討いたします。

続いて、2点目のエアコンについてですが、スポットバズーカ、承知しております。狙ったところに冷たい風が当たると、体感14度ですが、狙っていないところは全く温度が変わりません。1つの体育館にそれが何台必要なのかということを考えますと、費用対効果も考え、導入を見送っておるところでございます。

また、改善策といたしましては、断熱性能とかも含めまして、エアコン設置に向け、屋根とか外壁等の遮熱、断熱化については効果的な整備方法を研究し、学校施設長寿命化計画の中で、今後検討してまいります。

○田中議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今答弁いただきました。電子黒板の件なんですけど、次回入替え時というように言われてたんですが、市として次回の入替え時期、これについては大体いつ頃を想定されているのか。次回の入替え時期、これいつ頃を予定しているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

それともう1点、小中学校のエアコンなんですけど、これも答弁では長寿命化計画の中で研究していくんだと言われました。長寿命化計画の中で、要するに長寿命化計画というのは、いつをめぐりに計画を立てるのか。長寿命化計画の時期についても再度お聞きをしたいと思います。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 増田議員の再々質問にお答えいたします。

大体モニターの寿命を10年と考えますと、7年後になるのかなと考えております。

エアコンの長寿命化計画の見直しにつきましては、再来年、計画見直しの年度となっております。

○田中議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、事故多発地点の改善と歩行者の視点から見た改善策の取組について質問を行います。

交通事故を起こせば、本人だけでなく、家族まで影響して、日々の生活が変わってしまいます。事故そのものを起こさないことが大事ですが、岩出市でも交通事故は頻発しています。また、事故には至らないけれども、引かれそうになったということも聞かれます。

まず1点目は、岩出市における交通事故多発地点の場所の見解と、多発地点の件数はどれくらいあるのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

2点目として、岩出市内の見通しの悪い交通量の多い十字路に事故が起きた場合の検証にもつながる、そういう対応にもつながっていくライブカメラの設置や、安全確保の対応を求めたいんです。事故にはなっていないが、引かれそうになった、事故になりかけたという声を聞く地点です。1つは、根来小学校東川、からす橋東側の交差点です。図書館方面から来た場合、交差点の見通しは非常に悪いものとなっています。2か所目は、県道粉河加太線と新田広芝岩出停車場線交差点も、上岩出小学校方面から上がってきた場合、東からはやっぱり見通しが悪い状況となっています。3か所目は、岩出駅の北側の踏切交差点についても、那賀高校方面から来た場合、西側から来る車などが見えにくい状況となっています。これ以外にも見通しの悪いところは、岩出市で何か所もあると考えますが、安全確保の対応についてお聞きをしたいと思います。

そして3点目は、岩出市として、こういった事故防止を防ぐ手だての対策と、そして今後の対応策の考え方、これについてお聞きをしたいと思います。

○田中議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○木村総務部長 増田議員の3番目のご質問の1点目についてお答えいたします。

令和5年中の岩出市内の交通事故多発交差点につきましては、和歌山県警察のホームページに公開されており、国道24号備前交差点が28件と最も多くなっております。次いで国道24号那賀高校前交差点が18件、県道泉佐野岩出線高瀬交差点と国道24号中黒交差点、これが同数で14件と続いております。主要の交差点が上位を占めているという状況でございます。

次に、2点目のライブカメラの設置の要望についてお答えいたします。

交通事故対応を目的とした見通しの悪い交差点へのライブカメラの設置は考えて

ございません。当市においては、平素から犯罪件数が懸念される場所に対して、25台の子供見守りのための防犯カメラを設置し、現在、和歌山県警察で運用されていることについては、議員もご承知のことと思いますが、市の管理する道路に対し、交通事故対応を目的とした防犯カメラの設置の事例はございません。

県に対する要望につきましては、交通規制を担っている警察においても、豪雨などの気候等の影響による通行の支障の有無や渋滞の状況など、確認の上、例えば通行止めや信号サイクルの操作を行い、交通の円滑と通行の安全を図るためのライブカメラを設置しているとのことですが、直接交通事故対応に資するカメラを設置していないとのことです。

こうした点に加え、交通事故は誰しもが加害者にも被害者にもなり得る点を考えますと、故意による犯罪を犯そうとする者への抑止的な意味合いのある防犯カメラのような効果は期待し難いと考えます。

一方、事故が多発するからと、その理由のみをもって市民の生活道路にまでライブカメラを設置することは、市民の肖像権を侵害する可能性があり、市民の不安をあおるおそれがあることから、増設の考えはございません。

○田中議長 事業部長。

○田村事業部長 3点目、市として、事故防止対策と今後の対応について、通告に従いお答えいたします。

本市では、これまで交通安全対策として、市道山西国分線等について、歩道設置及び交差点改良に取り組んできました。現在取り組んでいる事業につきましては、生活道路の環状化事業として、市道金屋荊本線を重点的に取り組んでいます。その中で、各市道と交差する交差点の改良も併せて整備をしています。また、吉田地区の市道東山下中島線及び根来小学校の前面道路である市道根来森1号線ほかでも歩道整備事業に取り組んでいます。

次に、県道関係についてですが、右折レーン設置等による交差点改良では、県道小豆島岩出線の中黒北交差点及び高塚地内の県道和歌山打田線と県道新田広芝岩出停車場線との交差点の整備を要望しています。

また、歩道整備につきましては、県道小豆島岩出線で高瀬交差点から和歌山市境界までの間、県道和歌山打田線で県道新田広芝岩出停車場線との交差点から春日川までの間、県道粉河加太線で根来西交差点から根来小学校までの間及び野上野交差点から北大池交差点までの間、県道新田広芝岩出停車場線で岩出駅から県道和歌山打田線までの間及び水栖地区、北大池地区について要望してございます。

○田中議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 実際に事故、これは引き起こさないというための、やっぱり取組の強化というのが本当に大事だと思うんですね。そういう点で、今回取り上げた3つの地点というのは、例えば岩出駅前のところなんかは建物なんかがあって、やっぱり見えにくいというような状況があると。もう1点の県道粉河加太線と新田広芝岩出停車場線、ここもやっぱり家の関係があって見えにくいというような状況があると思うんですね。だから、なかなかこういうところについては、それに対して事故を起こさないというような、そういうやっぱり注意喚起なんかも引き続いて対策なんかも取っていただきたいなという思いはあります。

同時に、根来小学校の東側のからす橋のところなんです。ここは実質的には建物というのはいないんですね。壁というのが、コンクリートの壁みたいなのがあったりとかという形があるんですが、実際に北から走ってきたら、本当に見通しなんかはやっぱり悪いんですね。そこなんかは地権者なんかも協力していただいて、県道側のその壁の南側の歩道なんかで人が立っている、そういう状況なんかが見えるような改善策なんかが取れないのかなというふうに思うんです。

市としても、見通しの改善という部分なんかの改善策を県に対して改めて働きかけていただいて、そこのところなんかも改良していくという、そういうこともぜひ取っていただきたいなというふうに思うんです。そういう点で、県に対して、そういう働きかけ、ぜひお願いをしたいなと、要望をしていただきたいなというふうに思うんですが、市としてそういう対応を取っていただけないものかどうか、ちょっと再度お聞きをしたいと思います。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員の再質問についてお答えいたします。

まず、根来小学校、からす橋東交差点の要望につきましては、県道粉河加太線の根来小学校東門から桜台団地入り口の根来交番前交差点の間について歩道整備を、また根来交差点、これ議員ご指摘のからす橋東交差点なんですけども、西行きの右折レーンの交差点改良を平成27年度に整備していただき、完了してございます。

なお、南北道路であります市道根来川尻線につきましては、隣接するスーパーやガソリンスタンドに十分な余裕がなく、経営に支障が出ることから、拡張については非常に困難と考えてございます。



次に、粉河加太線と新田広芝岩出停車場線の交差点の件なんですけども、粉河加太線の東坂本地内で歩道整備の施工時に、その交差点の右折レーンの要望がございました。しかし、そのときには用地の承諾が得られませんでした。また、今年の市政懇談会で再度要望がありましたので、用地交渉を行いました。承諾を得ることができない状態でございます。

続いて、岩出駅北側、これ県道和歌山打田線の交差点の要望につきましては、交通が錯綜し、危険なことから、県道和歌山打田線の歩道整備を早急に進めていただくとともに、交差点改良についても、令和4年度から継続して要望してございます。県の回答では、現在、歩道整備を重点的に進めていることから、事業化に至ってないと聞いてございます。

本市としましては、歩道整備と併せて交差点改良も同時に進めていただくよう県に強く要望してございます。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、増田浩二議員の3番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時20分から再開いたします。

休憩 (14時05分)

再開 (14時18分)

○田中議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

通告7番、13番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市來議員 13番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式にて、4つの質問を行ってまいります。

まず初めに、保育士設置基準の見直しについてであります。

保育士の配置基準は、保育士1人が受け持つ子供の数のことで、1948年に国が定めました。現在、ゼロ歳児が1人当たり3人、1・2歳児が6人、3歳児が20人、4・5歳児が30人となっています。

こども家庭庁は、保育の質を向上させるためとして、2024年4月から3歳児の保育士の配置基準を子供20人に1人から15人に1人、4歳・5歳児の保育士の配置基

準を子供30人に対し1人から、25人に1人に見直すことになりました。この見直しは76年ぶりとなります。

1948年、保育士の配置基準が定められてから何度か改定がありましたが、保育園の現場からは、子供当たりの保育士数を増やしてほしいなどの声が数多く上がっていました。配置基準が76年ぶりの改定といっても、保育園の現状や職員の願いとは大きなずれがあります。なぜこのようなずれが生じるかと言えば、この配置基準は最低基準であり、あくまで子供を安全に見られる保育士の数にすぎないからです。

社会状況の様々な変化に伴い、家庭や地域における子供の生活環境や生活経験も変化、多様化しており、保育所においては、乳幼児一人一人の健康状態や発育の状態に応じて、子供の健康支援や食育の推進に取り組むことが求められます。

また、食物アレルギーをはじめとするアレルギー疾患への対応や、保育中の事故防止等に関しては、保育所内における体制構築や環境面での配慮及び関係機関との連携など、最近の科学的知見等に基づき、必要な対策を行い、危険な状態の回避に努めなければならず、子供の健康や安全の確保、発達の保障等を考えれば、どうしてもそこには人の配置が必要です。

今回の改定では、配置基準に関わる保育士確保の費用が国の予算として盛り込まれました。課題としては、予算が十分でないことや、保育士不足により保育士をすぐに確保できない問題なども考えられます。また、当面の間は、従前の基準により運営することも妨げないとの経過観察が設けられ、期限も未定であり、地域に格差が生まれるとの懸念があります。

保育士の数は、日々の保育や職場環境に影響するだけでなく、子供たちの成長に直結する大切なことですので質問いたします。

まず、保育士設置基準の見直しについて、市の見解をお聞かせください。

2つ目に、設置基準の配置状況と今後の計画についてお聞きをいたします。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員ご質問の1番目、保育士の配置基準の見直しについての1点目と2点目について、一括してお答えいたします。

令和6年3月13日の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、市来議員からもあったように、令和6年度4月1日から、4・5歳児の保育士の配置基準配置基準が、現在の30対1から25対1に、3歳児の保育士の配置基準が現在の20対1から15対1に改正され、1年間の経過措置が設けられております。

今般の改正では、国が少子化対策の一環として、令和5年12月22日に閣議決定した、こども未来戦略に盛り込まれており、幼児教育・保育の質の向上を目的としております。市といたしましては、今回の保育士配置基準の見直しは、保育士の適切な配置により、保育事故や不適切な保育の防止にもつながり、安全で健やかな保育環境を確保できるものであると認識しております。

次に、公立4保育所における配置基準改正後の保育士の配置についてでございますが、令和6年4月の4歳児の入所予定児童数は158人であり、改正後の配置基準で積算した場合、必要な保育士数は9人となります。市が配置を予定している保育士数が13人ですので、基準より4人多い保育士の配置となる予定でございます。同様に5歳児の入所予定児童数は141人であり、必要な保育士数が7人のところ、配置予定の保育士数が11人で、基準より4人多くなる予定です。3歳児につきましても、入所予定児童数が144人であり、必要な保育士数が11人のところ、配置予定の保育士数が16人で、基準より5人多くなる予定です。

このように、公立保育所では、令和6年4月1日以降、改正後の基準を満たす配置を確保できる見込みとなっております。今後も国が示す配置基準を遵守するとともに、支援の必要な児童も多く存在することから、適切な保育士の確保に努めてまいります。

○田中議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 公立の保育所に至っては、現在の状況から見ても、十分に保育基準を満たしているという答弁でした。私は、国の基準よりも、岩出市のほうが手厚くやってきたというのは、やっぱりそれなりに子供たちを一人一人目にかけて、よく保育をしていきたいという思いや、やっぱり今言う、いわゆる発達の子供さんたちをよりよく目にかけてあげるという点では物すごくいいと思ってるんですが、公立ではなく、では私立の認可保育所の配置状況はどうなっているのかということです。

市内の公立では確保ができてても、私立だとなかなか難しいだったり、いろんな問題が起きているのではないかとということが考えられます。なお、これが1年間の経過措置というふうに言われたんですが、措置を十分に配置できないと、認可取消し、その園部分については取消しになったりという問題が起こってきます。

そうした中で私立の保育所はどうなっているのかということをお聞きしたいのと、やはり、市内でもそうですが、やはり格差が生じないことが大事でありますよね、保育というのはやっぱり。そういった中で、保育士確保について、予算をやっぱり

しっかりとついていかないと、なかなか取り合いになる、保育士不足もありまして。そうした点では、国においてもしっかりと十分な確保ができるような額を予算をつけていただく、これというのは十分必要になってくると思います。これについて、しっかりと国に意見を上げていただきたいと思います。その点についてどのように考えているのか、お聞かせください。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の再質問についてお答えいたします。

私立保育所などの件についてですけれども、私立保育所などについては、4月の入所児童数は確定していますが、保育士の確保については決定していない施設もあると聞いております。保育士の確保状況に応じた配置になると考えており、改正後の基準を満たしていない場合は、来年度に実施する指導監査において、経過措置の1年以内に基準を満たすよう指導してまいります。

また、改正後の配置基準を満たした施設については、令和6年4月以降に国において委託費等の加算制度も検討されていると聞いております。

次に、公立保育所に比べて、民間の保育施設とか、保育士の確保に苦慮しているということで、国や県に対して保育士確保の予算措置というのを要望していくということなんですけれども、現在、民間施設に対しては、運営費や委託費、保育士の処遇改善に係る加算費用等が含まれていることや、新たな保育士の配置基準に応じた加算も検討されていることから、国・県への要望は現在のところ検討しておらないということでございます。

○田中議長 再々質問を許します。

(な し)

○田中議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問を願います。

市来利恵議員。

○市来議員 がん患者アピアランス支援事業について質問を行います。

和歌山県では、がん患者やがん経験者のがん治療に伴う心理的、経済的な負担を軽減するとともに、社会参加を促進し、療養生活の質の向上を図ることを目的に、ウィッグ等の医療用補整具の購入費を助成する市町村を支援する、和歌山県がん患者アピアランスケア支援事業を実施しています。アピアランスケアとは、医学的・整容的・心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するが

ん患者の苦痛を軽減するケアのことです。

がんになっても自分らしく生きることのできる社会の実現に向け、がん治療と就労や社会参加の両立ができるための支援が、全国で307自治体が導入、市区町村とは別に制度を導入している県もあります。これは2022年調べです。上限1万円から3万円程度が多いがウィッグ、胸部補正具に各10万円補助の助成をしている自治体もあります。

県内でも、県の事業を生かし、支援を行う自治体が増えてきました。前回、この問題を取り上げたときは2市1町だったものが、現在5市6町で実施されており、令和6年度からは新たに9市町の自治体の実施予定と県から伺っています。全部で20の自治体で実施されることとなります。県の担当課も、さらに実施自治体を広げたいと言われておりました。

前回の質問以降、市民から寄せられた声を紹介したいと思います。乳がんの患者さんです。私が抗がん剤治療するときは、まだアピアランスケアを和歌山県で実施市町村はありませんでした。令和5年4月から、湯浅町、橋本市、紀の川市でスタートしており、すごくうれしい気持ちになりました。シャンプーするたびに抜けていく髪の毛を見て号泣し続けて、メンタルはぼろぼろでした。私は乳がん、部分摘出だったけど、全摘出した人は、自分の胸を見てショックで泣き崩れたと言ってました。ウィッグも自分に合ったものが見つかって費用がかさみ、負担はかなりきつかったです。アピアランスケアは、がん患者にとって本当に必要なことだと思います。紀北筋では岩出市だけが実施されておらず、悲しいです。がんとともに生きる社会になりつつある現在、どこに住んでいても受けられる社会になることを願っておりますとの内容でした。

実は、こうした声を上げることもできず、悩み、苦しみ、がんと闘っている市民もいると思います。岩出市として、自分らしく生きることのできる社会の実現に向け、がん治療と就労や社会参加の両立ができるための支援、アピアランスケア事業の実施を求めますが、市の見解をお聞きいたします。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員ご質問の2番目についてお答えをいたします。

アピアランスケア支援事業は、がん患者の方が治療に向き合い、安心して社会生活を送るための支援として、貴重な役割を担っております。市といたしましては、県による制度を踏まえながら、令和6年度中にアピアランスケア支援事業を実施し

てまいりたいと考えております。

なお、令和5年第2回定例会で申し上げましたように、がん対策基本計画に基づき、国レベルでの公平性のある助成制度となることが適切であるため、市といたしましては、早急に実施に向け作業を進めてまいりますが、一方では、全国市長会を通じて要望するとともに、国の政策動向を注視してまいりたいと考えております。

○田中議長 再質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、市來利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問を願います。

市來利恵議員。

○市來議員 香りの害「香害」市民の理解を進める周知啓発についてであります。

隣の家洗濯物の柔軟剤の匂いで具合が悪くなる、学校給食の白衣や更衣室に充満する柔軟剤や制汗剤の匂いで苦しくなるといった声が国民生活センターに寄せられ、香りの害「香害」に苦しむ人からの相談が増えてきています。この香り害「香害」は、ひどくなると化学物質過敏症を引き起こします。柔軟仕上げ剤や、香りつき製品に含まれる香料によって、頭痛や吐き気などといった体調不良を訴える人が増えていますが、香害は体調不良を訴えても、香りは感覚の違い、過敏な人だからなどの理由で、周囲の理解を得ることが難しいものです。

香害によって健康被害を受ける方の中には、化学物質過敏症の方もいます。空気中の化学物質が障壁となって、日常生活や社会生活に大きな制限を受けている人も、障害者差別解消法の対象となることは、2017年の国会答弁により示されています。これらの症状によって、必要な保育、教育、医療、介護を受けることが難しい対象者も存在しており、香り害「香害」は人権問題となっています。

障害者差別解消法、障害のある人もない人も共に生きる共生社会の実現を目指しますが、この一部改正に伴い、令和6年4月1日からは、事業者にも合理的配慮を提供することが義務化となります。既に行政機関は義務化となっていますが、この空気中の化学物質による障壁については、理解促進と具体的対応例の周知が行き届いておらず、困難が生じることが考えられます。岩出市に居住している複数の方からも、これらの症状によって周囲の人に理解されにくく、必要な支援や、病院の受診を断られたという声も聞いております。

共生社会の実現のために、個々の障害となっているものと、必要な配慮の具体例を広く周知することが、不当な差別的扱いの防止につながるため、広く周知するこ

とが重要だと考えます。

そこで、まず1点目、子供たちの健康調査の結果状況についてであります。兵庫県の宝塚市ではアンケート調査を行っておりまして、市内の全小中学生の18.3%に当たる3,087人が回答し、結果によると、子供が人工的な香料を不快に感じたことがあると回答したのは、全児童生徒に対し、小学校では5.0%、中学校では5.3%だった。同じく体調不良を起こしたことがあると回答したのは、小学校で1.4%、中学校で1.5%という結果がありました。

岩出市でも、春に行われる健康調査の項目などに追加されましたが、現在のその結果の状況についてお聞きをしたいと思えます。

そして2つ目は、まず資料をお配りさせていただいていますが、こちらを見ていただきたいと思えます。この資料は山崎北小学校のよつば学校だよりです。こちらの資料については配布をされたものです。右側は5省庁が作成したポスター、そして左が岩出市の教育委員会が作成したものとなっています。下段は学校生活における香りなどによる体調不良と学習環境についての配慮のお願いです。大変分かりやすいものとなっていると当事者の方がおっしゃっておられました。

この5庁の部分の出されたポスターについては、香りで困っている人もいますというポスターでは、実際に被害により生活に制限のある人々から、あの内容では必要な対策が伝わらないというような声も上がっているというふうに言われています。

この岩出市が作成した分につきましては、ここに書かれているのは、公共の場での香り製品を控えてほしいといったような内容が含まれており、大変分かりやすいものになっていると言われていました。

こうした資料についてですが、これは山崎北だけで配られているものになっているのか。やはり、全ての学校において、こうしたチラシを配布しながら周知啓発を行っていただきたいと考えますが、教育委員会の見解をお聞きいたします。

そして最後に、市民の理解を進める周知啓発についてであります。

過去には、ポスターや市のホームページなどにも周知啓発に努められておりました。しかし、現在、私がどんなに探しても、岩出市のホームページ上では上がってきません。そして、やはりしっかりと啓発を進めることで理解を深めながら、この香害について考えていただく機会を与える。やっぱりそうした対策をして、知ることが理解が進み、差別をなくすということにもつながります。そうした意味合いでは、しっかりとホームページなどで周知を行っていただきたい。

当事者が言われたように、岩出市の教育委員会が作ったこの資料というのは大変

分かりやすいので、実際にはこういったものを市としても啓発の活動に、岩出市民への啓発にぜひ使っていただきたいというようなこともおっしゃられております。ぜひ市民に対する啓発も行っていただきたいのですが、それについてもお答えを求めたいと思います。

○田中議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○南教育部長 市来議員ご質問の3番目の1点目と2点目についてお答えいたします。

1点目の子供たちの健康調査の結果状況について、令和5年度の調査で、微量な化学物質であっても頭痛や動悸を起こしたことがあるの項目にチェックがある児童生徒は2名でした。この2名については、各校で個別に保護者と話し合い、現在対応しております。

2点目の全ての学校において、チラシ等の配布、周知啓発についてはどうか、については、本市の教育委員会で作成した啓発チラシ、提供いただいているものとは別のものですが、これを令和3年4月に、市内全ての小中学校の保護者、教職員に初めて配布をいたしました。現在も各校で校内に掲示しております。その後、先ほどご提供いただいたチラシですね、令和5年10月に新たに作成し、当該児童がいる小学校に送付し、学校では全家庭に配布した後、学校だよりや学校ホームページに掲載して啓発を続けております。

今、この啓発チラシ、大変お褒めをいただいたので、新年度が始まる令和6年4月に市内全ての小中学校保護者、教職員に配布し、再度の周知啓発を行ってまいります。

○田中議長 市長公室長。

○久嶋市長公室長 市来議員ご質問の3点目についてお答えいたします。

国民生活センターに寄せられた柔軟仕上げ剤の香りに関する相談は、平成26年度以降、全国で年間約200件程度の相談情報が寄せられていることから、同センターでは消費者に対し、注意点等の情報提供を行うとともに、関係機関へ要望等を行っております。また、本市の消費生活相談窓口では、年間1件程度の情報が提供され、その内容を国民生活センターへ報告しております。この問題は、柔軟仕上げ剤などの香りで困っている方がいることを認識していただくことが重要であるため、市では、市来議員から資料の提供があった、消費者庁等5省庁が作成したポスター「知ってください！ その香り 困っている人もいます」を総合保健福祉センターや公民館等、公共施設に掲示するとともに、現在、市ウェブサイトにも、香害と化学物質



過敏症についてを掲載するなど、周知啓発に努めているところです。

今後も広く市民に認知していただけるよう、一層の周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

○田中議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 周知啓発のために、5庁のポスターなど貼っていただいているということですが、実は、これ中身ちょっと分かりにくいというか、言われているんですね、当事者たちにとっては。一番分かりやすいのは、教育委員会が作成したポスターが分かりやすいというふうに言われておりました。ぜひ、これを活用しながら周知を図っていく。というのは、公共施設というのは、やはり多くの方が利用される、誰もが利用できる施設だと思うんです。

そうした市役所以外にも、もちろんいろんなところで貼っていただきたいんですが、周知啓発を図っていただきたいというのは、やっぱり公共施設はフレグランスフリーの場であるという考えを持つことも大事だと思うんです。誰もが集える場所だからこそ、そうしたやっぱり不快にならないような形での過度な香料をつけないで、来庁するときには来てくださいと。

さらに突っ込んで言えば、ホームページ等々でも、公共の場に来る場合においては控えてくださいといった文言が入っていれば、なお、やっぱり分かりやすいんじゃないかという考えがあるんですが、今回、ウェブサイトのほうにもしっかりと載せてきたという話ですんで、さらにそういった公共の場は、フレグランスフリーな空間をつくる場所と考えて、香料などは控えてほしいといったようなことまで、ぜひとも入れていただきたいんですが、それについて、最後にお答えを求めたいと思います。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 市來議員の再質問にお答えをいたします。

化学物質過敏症につきましては、現在、診断方法や治療方法についても十分確立されておらず、さらに規制がないという状況を認識しております。社会的な認知度がまだまだ低く、香りの感じ方は、自分にとっては快適な香りでも、他人は不快に感じ、あるいは中には体調を崩す場合もあることを認識していただくことが重要だと考えております。

したがって、市といたしましては、今後も多くの市民の方に対し、この問題につ

いて理解をいただけるよう周知啓発に努めてまいりたいと思っております。

○田中議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 啓発をやっていただけるということは、すごく大事なことですけど、私が言ってるのは、結局、さっきも言ったように、公共場においては、こうした香りの商品のものなどを控えるなど、周囲の人に配慮をお願いしますという、この文言というのが大事なんです。公共の場所というのは、誰もが集まる場所であるならば、そうした香りについて、体調も不良を起こすような方がいらっしゃることを考えれば、こうしたものについて控えてほしいよと。そうした文言が、やっぱり教育委員会で作られているものというのは、そこまで踏み込んで入っているということが大事なんです。こうした視点で、ぜひ市民に周知をしていただきたいということなんです。

香りというのは、先ほども言ったように嗜好の問題だったりなんですけど、体調を崩したり、化学物質過敏症になってしまったら大変なんです。そうしたものを防ぐためにも、そのような文言をぜひ入れてくださいということです。どうでしょうか。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長公室長。

○久嶋市長公室長 市來議員の再々質問についてお答えいたします。

まず、関係各課と連携を図りながら取り組んでまいりたいと考えております。

それと先ほど5省庁のポスターが、もうひとつやということをご指摘いただいたんですが、これについては、昨年、変更しております。というのは、困っている人もいますということで強調をしております。

以上です。

○田中議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 学校や公共施設の場でということですが、香害と先ほど申しました化学物質過敏症についてというのをウェブサイトに載せているというふうに、公室長のほうから言いましたけども、その中に、学校や公共の場など人が集まる場所では、香水、整髪料、デオドラントスプレーなどの香料を含む使用を自粛しましょうということで載せておりますので、よろしく申し上げます。

○田中議長 これで、市來利恵議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市来議員 最後の質問になります。子供の医療費の無料化を。

無料化は市民の願いです。実施を求める者として質問を行います。市民の中には、ずっとこの医療費を、この岩出市でやってほしいということをとくさんの方が願っています。これまでも数々取り上げてまいりました。今年は、来年こそは、この希望を持って市民は子供の医療費を無料化やってくれるんじゃないかと、そうした望みを持って、とくさんの方々がお話をされます。

しかしながら、令和6年度の予算においても子供の医療費の無料化、この予算はつけられず、市長からの方針も見られませんでした。全国的に少子高齢化による人口減少が大きな課題となる中、この岩出市においても例外ではなく、徐々に高齢化が進み、人口構造の変化から、今後、将来的な人口減少が見込まれます。

和歌山県内のほとんどの市町村が人口減少する中、ロードサイドショップの充実により、まちの活性化及び生活利便が向上し、人口流入が進み、平成11年度までの急激な人口増加以降も緩やかな人口増加を続け、全国的に見ても高齢化率の低いまちとして、人口増加が続いてきましたが、少子高齢化による人口減少は、市においても例外ではなく、生産年齢人口の高齢化により、人口構造が徐々に変化し、年少人口の緩やかな減少に対して、老年人口が急激に増加し、自然動態における死亡割合も上昇してきています。

また、市民のライフスタイルが多種多様化する中、比較的住民移動の多い市では、人口流入により影響が大きく、特にふるさと意識や地域コミュニティの希薄化など、共助意識の低下が地域行政への深刻な課題となります。

市では、年間おおむね4,500件の住民移動を扱い、社会状態が圧倒的なウエートを占めています。社会動態については、土地や生活環境などの時代の変化により、転入者については年による増減あるものの、長期的に見て減少傾向にあります。現在、地方創生総合戦略による観光施策を通じ、流入人口の増加に取り組み、社会増に期待しているところですが、今後、将来的に少子高齢化が加速すれば、自然動態による人口減少が進み、市税及び普通交付税の減少、社会保障費の増加、子育て支援費の拡大など、あらゆる施策に影響を及ぼし、さらに厳しい財政環境になることが予測されると市は言っています。

市では、人口減少への抑制を図るため、これまで積み重ねてきたまちづくりをさらに発展させ、人口減少時代に対応した魅力ある岩出市づくりを基本に、「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現を目指しています。

その中に、市の数値目標を掲げており、人が集う魅力あるまち、数値目標、社会

像、転入者引く転出者、5年間で90人、子育てしやすいまち、数値目標、出生数、5年間で2,450人とされております。これらは第3次長期総合計画に記載されている内容です。

こうした目標を達成するために必要な施策は何か。市民ニーズはどこにあるのか。把握を行い、実行に移す必要があります。今後、人口減少が見込まれる中で、目標人口、おおむね現状維持とする提案をしているが、住みたいまち、住み続けたいと思える魅力的なまちを目指し、施策の展開を図っていただきたいと岩出市の長期総合計画審議会からも要望が上がっております。

市では、不妊治療費の助成制度や産院までの交通費支給、乳幼児家庭への全戸訪問、すくすく赤ちゃん紙おむつ等支援事業など、様々な事業を行い、少子化対策を行うことは非常に評価できる点でもありますが、市民の望みの多くは、子供の医療費を無料にしてほしい、これは願いです。子育て世代の方にお話を聞く中で、今言われることは、保育園に入所する時期、小学校へ上がる時期、子育て施策に手厚い自治体に引っ越しをされていく方が多い。また、単身者の方で、新たに家庭を築くときにどこを選ぶかといえば、将来のことを考え、子育てに優しいまちに住むということで、岩出市から他市に移住する、こういった声が聞かれています。

前から言っていますが、ロードサイドショップが充実していて便利であっても、選ばれるのは、子育てに優しいまちに転居されるということです。「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現、市の掲げる数値目標を実現するためにも、流出を防ぐ、転出者を少なくする。このまちで子育てをしていきたい。そういった市にしなければなりません。

子供の医療費の無料化は絶対に必要だと考えますが、市長の答弁を求めたいと思います。

○田中議長 ただいまの4番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市来議員、4番目の質問にお答えをいたします。

子供医療費の無料化については、これまで何度も市来議員からご質問をいただき、議会で説明を行ってまいりました。市におきましては、限られた財源の中で、あらゆる世代に対して、バランスの取れた福祉施策を実施していくことなどを総合的に勘案し、現行の助成制度で推進してまいります。

また、これまで全国市長会などを通じて、国に対して医療費の無料化を要望してまいりましたが、新しく子供医療費の助成制度をつくることについては、令和5年

9月に開催された国のこども家庭審議会の中で、自治体による助成内容が様々なことや、医療費の自己負担をゼロにしてしまうことで、病院側の体制や人々の受診行動への影響もあることから、課題が多いとして見送られたと聞いております。

しかしながら、市といたしましては、今後も引き続き国や県に対し、全国一律の制度の構築を要望をしております。

○田中議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 市長の答弁というのは、これまでやってきた答弁と同じだと思うんですが、私も前から言っているようにバランス論を用いたら、バランスよく何もしないということで、国に対して意見、市長会等々でも意見も上げている。全国的に、国がする制度であるということもこれまで言われてきました。

でも、県下で岩出市だけが実施してない。この状況をやっぱり打開、この状況が本当にいいと思っているのかということところは疑問に思うんですけど。和歌山県の中で岩出市だけがやらないということによって、子育て世代が本当に残念に思っている。児童福祉の充実の満足している市民の割合というのも40.9%、これを徐々に64.9%、72.3%、市としても上げていこうと目標を掲げているんです。

子供の医療費、前回の答弁では、子供の医療費の無料化だけでは人口が増加に移るとは考えられないというふうにお答えになっているんですよ。そうだと思います。でも、流出も防がないと、今本当に若い人たちが新しく家を建てるときに、新しい家庭を持つときに、子育て施策が充実しているところに、そこに移住しよう。そこにすみかをつくろう。そうしたことも考えるんです。

全国的に見ても、子育て施策がやっぱりすばらしいところには満足度が高く、その地域に対する熱い思い、自分の市に対する熱い思いを持っておられる。これも皆さんもいろんな形で、行政の方なので、情報としては得ていると思いますが、明石市民だったり、そうした子育て施策がうまいことしているところでは、そうした感情になったりしています。

バランス論ではなく、ちゃんとしっかりと向き合っていただきたい。市長、ぜひ、どうですか。もう何年やらないと言われていたんですか。それに毎回毎回、市民の方は、いつになったらやってくれるんだって、本当に残念がってます。

ぜひ、市長の決断において実施を求めたいと思います。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

副市長。

○佐伯副市長 市來議員の再質問にお答えいたします。

子供医療費の無料化についてでございますけども、先ほど来からご答弁させていただいておりますように、この医療費の無料化のみをもって、人口の減少の抑止に歯止めがかかるということではないと思っております。ただ、これまでも議会において何度も申し上げましたように、これまで子供医療費については、段階的に対象年齢を拡充したり、あるいは現物給付化に取り組んできたところ、現在は恒久的に確保するとともに、限られた財源を効果的に活用し、持続可能な福祉施策を提供するためには、やはり一定の対象年齢と負担割合、これを維持することがやっぱり必要であるということでございます。

したがって、6年度についても、現行の制度を継続してまいりたいと、このように考えています。

○田中議長 再々質問を許します。

(なし)

○田中議長 これで、市來利恵議員の4番目の質問を終わります。

以上で、市來利恵議員の一般質問を終わります。

ここで副市長から発言を求められていますので、許可します。

副市長。

○佐伯副市長 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

私は、このたび3月31日の任期満了を機に、副市長を退任させていただくこととなりました。中芝市長の下、副市長として2期8年間、市民福祉の向上と市政の発展に、私なりに全力で取り組んでまいりましたが、その職責を十分に果たせたかどうか、じくじたる思いでございます。

在職中は、議員の皆様をはじめ、市民の方々や各団体、そして市役所の職員に支えられ、この間温かいご指導、ご協力を賜りましたことに対し、心から厚くお礼を申し上げます。

顧みますと、昭和52年4月に岩出町役場に奉職いたしましてから今日まで47年、職員として39年、副市長として8年、本当に予想だにしない長きにわたり勤務をさせていただきました。平成17年6月議会で総務課長として初めてこの場に立たせていただいた初答弁したことが昨日のごとく蘇ってまいります。

また、平成18年4月の岩出市発足の微力ながら参画できたことも終生忘れ得ぬ思い出になるものでございます。特に副市長として2期選任いただきましたことは、

身に余る光栄でございます。1期目は平成28年4月1日、副市長就任後、市制施行10周年記念式典、これが初めての初仕事でありました。また、地方創生に向けた各種事業の取組など、記憶に残るものでございます。

令和2年度から2期目は、新型コロナウイルスが猛威を振るった期間でありましたが、令和3年度に市制発展の15周年をお祝いできたこと、そして新型コロナウイルス感染症予防のため、プロジェクトチームリーダーとして集団予防接種事業を指揮したことなども一生忘れられません。

この間、議員の皆様方から常に温かいご指導、ご鞭撻を賜り、おかげで大過なく職務を遂行することができましたこと、深く感謝申し上げますとともに、心から厚くお礼を申し上げます。

岩出市は、来る少子高齢化社会を見据えて、整備を必要とする送水管整備事業やクリーンセンターの基幹的設備の改良事業、そういうものを含む重点事業である国土強靱化対策、あるいは下水道整備、それから環境対策、観光振興、学力向上、福祉の充実、特に先ほどもありましたように、子ども・子育て支援の充実に向けて着実な推進が図られていくものと思っております。

市の将来像である「活力あふれるまち ふれあいのまち」の実現に向け、職員一丸となって取り組んでいかれることをご祈念申し上げます。

結びに、議員の皆様方のご健勝、ご多幸と、ますますのご活躍を、そして岩出市並びに岩出市議会のますますのご発展を心から祈念申し上げ、感謝とお礼のご挨拶とさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。（拍手）

○田中議長 佐伯副市長には、長きにわたり、本当にご苦勞さまでございました。

以上で、今期定例会に付議されました事件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○田中議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日をもって、今期定例会を閉会することに決しました。

これにて、令和6年第1回岩出市議会定例会を閉会いたします。

慎重審議どうもご苦勞さまでした。

~~~~~○~~~~~

閉会

（15時10分）

地方自治法第123条第2項の規定に基づき上記議会の次第を記録し、これを証するために署名する。

令和6年3月21日

岩出市議会議長 田中 宏幸

署名議員 尾和 正之

署名議員 福岡 進二